歴世女裝考

全

歴世女装考序

晚翠亭蔵

和の友山東庵のあるじ。むかし素性侍従の
詠ぜしたまへる書を読みて好み、今齢八十餘
年の中よりこゝに庵を結ぶ。因を用ゐるさしてく
かうこの庵に、かをくもたれる君を慕ふ
まもあるまじ。さるにふ年来庵を結ぶむつひ
のつゐぞあるなるべき。ある日こゝに来てひとつの物を取出す。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

はたの色・はなだいろを見るに上代の素撲(きまう)なる物
なりしとぞ・今孔雀(くじゃく)羅紗(らしゃ)よりあるべき来る
撥(ばち)をもて琴(こと)をかなでしの撥(ばち)は自然
牙(きば)の撥(ばち)海獺(かわうそ)なる歟・むかしは海獺(かわうそ)
なる歟ぬ海豹(あざらし)・板(ばん)を敷(しき)て我家(わがいへ)
清(きよ)海(うみ)の人(ひと)見(みる)中(なか)物(もの)を忘(わすれ)山(やま)尾(を)
か忘(わすれ)しきなりしの箱・其(それ)を守(まもり)いと
物(もの)なつかしきなるべしこれを河(かわ)を
家(いへ)にかくしなるものなる法(はう)付(つけ)・さ様(ざま)陸(りく)はつい物
ふ如(ごと)の色(いろ)よりなるべきを・ものなるを以(もつて)海(うみ)を
意(こころ)為(なす)ねいさうをもて為(なす)べ・

弘化四年丁未三月　　菱原紹[illegible]

歴世女装考附言

今弘化四年丁未より廿九年前文政二年己卯の春友人北川真顔翁より彩色の古画なる女の図の掛軸をもたせおこせる書翰ゐ此繪ゐ後をたのまるゝ迄ゐ遊女ゐるゐや常ゐみの女ゐるゐや見さだめがたくて筆を下しがたく説をまうせよといひおこせるゐ故ゐ比ぶれば髮ゐ結ざゐ衣服ゐどゝも甚異ゐり（下ゐ図を出せり）もとゝいかゝぞあやぶけるゐと思ひ新よゐ考証を記し図ゐ模しらるゝかへしぬさん図ゐもとひくゐゆゑ近古の比及まゝ女装の今と異る変かくの如し猶もとゝゐ追ひ遡ばゐるゐあるんとそのち古図ゐ遇ばゐるゐらぞ臨しゝ古昔を渉猟て其さゐの考証をまゝしたるゐ遂ゐ廿四五葉たるゐの著述ゐ物よゐるゐぬさん一日年来まゝた医師来りて謂ゐるゐ

或御ン許の御ン女今年十三ゐそゐ鉄漿初まゝるゐ此の母御余ゐ物わせけゐゐ足下い京山ゐまゝたゝとまゝく女ゐ鉄漿つけゐいたゝるゐの事ぞ又ゐ物ゐるいの始まるゐ京山ゐたづゐこまゝのゐるゐいるゐやといひけるゐ名をさゝゐひまゝるゐ尋ゐゆゑうちもゐるゐまゝぞ遠くい和名抄をたづゐゐゝ迄くゐ室町殿間の物ゐゝ書物てけゝ上けるゐ是もまゝく著述ゐ物ゐぞゐるゐけゐ用ておゐくく鞬櫜以来海内蕩平ゐる事二百有余年萬民逸楽して文運もまゝ日を追て盛ゐれば雋篇雄作も陸続上梓て百逞備らざるゐゐ然るゐ獨り女装の沿革を商榷て古の質樸を挙て時粧の侈靡を省棄させるひい容飾昊其物其事の起原ゐど古書ゐ徴て研究る書ゐけるびゐの浅学ゐがゝ其書を綴て世教の萬一ゐもゐんいでやとゐりひおこゝてまづ女装

考とゐへ書名を儲しゐ文政五年みぞありける今より廿三年まへ斯てのちく事ゆ
用あるゐ書ゆ操る洲女装ゐ係る変あるべ必撮抄おく紙假ゆ女装考
料抄と名付し抱今既ゐ廿五巻ゐあるびぬ半紙十一行巻冊葉前後綴れども年くたるゐ
草子の作を書肆等ゐ乞ゑ随て編まれば随て需め督促て他の操筆ゐ
いくまゐ乞ゑまく女装の料材を空〳〵積ゆ乞〳〵ゐあめ乞今年
古稀のうへ九つを重算ぬまびかくてゐ骨も料材と倶ゆ朽ゐんとて
かのたるゐ乞さしゐ抛棄ゐ乞く此書を綴るゐいくまり蓋ゐひ企〳〵
始ゐ七八百年許の中昔を限りとまるゑど太古の女装ゐも追遡〳〵ゆゑ
書名ゆ歴世の二字を加へ

○吾ゲ寡陋の積置たる料材ゑびび書と為ゆいくて考証の引拠尚
あるべ〳〵とて俄ゆまゑかゑの昏を捜索んとまるゐ寒家書ゆ乏〳〵て

藏〳〵も三度の類火ゐ過半じるひ〳〵ゆゑ藏ざる書ゐ学友ゆ備あるひゐ
亜土の書の稀ゐる物ゐ轉借して返まべ乞期ゐ迫ゑび燈下ゐ披て鶏ゆおど
ろろされるもたびくあり乞○さて項日一婢を買〳〵ゐ南總の漁者の
女とまくて漁猟の事ゐど尋問ゐ詳も答ぞゐゆもあれ海濱ゆ弥き
話ゐあゐやと強てたづゐけゑびまづ涙ゐ乞ゆゆう妾ゲ祖翁年
老るゆゑ漁ゐあるうざるうゐ魚籃を造るを手業とし〳〵けるゲ去年三月
節供の日自ら造たる籃を提て近隣の児曹と倶ゐ潮干の貝を拾ひゐ
出けるゐ其所得ゐ蓼螺・拳螺・沙噀・比目の類あり遠く進ゲ歩くゐ随て得
ゆゑ年老の慾ゐ尽きまゐ一ツも多く拾ゐんとてや児曹ゆちゐよゑるどゐ拾
て帰りしゐ祖翁ゐうとぞまるゐ悪風俄ゐ起り潮水立ぞろゐ至りしゆゑ
船を出してちぐさゐ我助んとまゑども節供の遊びゐ出て男ゐ一人も家ゐ

をうぢ遂ふぢさゐい魚の餌とゐうぬ慾をかそろぢよそ孫ふ貝をゐうひて児輩とそのふ帰らばうて母も歎いぬと法然ふ結ぢろ坊のぢさのれをまうて按を拍て顧く吾ゞふの著述も考証多ろうんを貪りて筆の命毛短ぢをひまろいかの老夫が潮干の貝を拾ひまるゞと發明して群籍の渉猟を茲ふやゐ学の浅瀬ふ筆を濡ーつさまぶ文の海ふゐろひのしめる文貝もあまろあべく或い澳の玉藻のやろぢさ磯ふようたる紙こて其原をまろぢ拵とて孫ろひーもあてゐんうー○扨もく此書の全部うるさく假字を下あるひい引る漢文の物の文多ち假字をまゞべて読下の文ふゐ少く指摘たるいのろぢかゐをつけあるひい事ぢ解ふ兎下ふ俗言を用ふるゐど總て書物ふ疎き女児侍ふも読易く通暁ぢききゆうふとくれ所為ゐり陋作爭ゐ識者の观を俟ん○中古の女装い當時の物語昏ごゐふ甚多ーー實記い論ゐけまど竹取源氏ろるゐて作り物語い確証ふいゐーぐれふ似られども扨のろ物れ人其世の風俗をうたーれるゐのゐまバ証拠とも○書を続て抄録せー時筆ぢ用ふゆゞひて巻次をかれたろせるもあまを引用臨て再本書ふ拠べられど其書ゐふ遠くて扨のまーふ抄ゆるもあり○近き世れ女装忌諱ふ觸んとおのふ事い棄てあるゞろるも抄ーー○抄ろ扨く女装の書ふこゆゞ事い同くーて緒書ふ散見ーー物い異ぢーて類証のおれもあり扨まろもの考料抄ふうたーあれつまど書とゐまろふい引証の多端いろもふうれさく且い紙葉の多を猒ひ省ける事いと多ー○検証の古図もあまろうたーーあけるゞまくろい詮用の図のみを出せり蓋ー新図を載るい児女の眠を驅のゞ○此書全部の昏骫和渙雅

俗の言辭を混淆て俗ふり人鶏文章あらはものを淺学あるものあり者のみ
ゑゝぢ杜撰の説管見の弁鳴呼大方の笑をいなはせん

弘化四年丁未二月廿五日　江戸　岩瀬百樹

○寛永中湯女繪縮圖

此圖の事ハ附言ふのつり
真顔翁が問ふ
答云
古画一覧
いとゝいきま
眼下ふ地女
あるゝ遊女あつゝその着別
わゝあがゝゝゝゝゝゝ人物の風ゝ考ゝゝ時代ハ寛永中婦人ハ其比の湯女あるべし然ゝりゝゝ
髢髪のし女が小袖の摸様ハ丸の内ふ洲の篆字をあらきゝるハ湯女も髪あゝひ女とも古く
わゝゝゝ此人物ハ地女あるべし
地あさだ・あゐ・帯・あわと朱一段づ
絵やう極彩色茅ハいづもも糸組とゝゝ
所謂名護屋帯あり
女のかゝる笠きるハ古圖ふ

唱ハゆあかゝあらゝと
訓沐の字を摸様ふ
あゝるハ是ハ髪
あゝひ女と人ふ
暁を絵師の機轉
ゝゝゝえゝハ盖又寛永の
比丸ゝゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝ事ハ昏見多ハゆあ其比及の髪洗ひ女らぶかるゝやうの物着たるゝんも
あるゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

歴世女装考巻一目録・前編之部

一 鏡は始原
二 方鏡 四角なる鏡をよ
三 柄鏡 今は如く柄付のかゞみ ○神佛へ鏡を奉納する事
四 八ッ花形の鏡○鏡は異名
五 唐はかゞみとよ名義○鏡餅
六 鶴は鏡○鶴のかゞみ
七 むゝは鏡磨
八 松山鏡
九 懐中鏡○西土は懐中鏡
十 鏡を照して面見えぞ
十一 鏡臺へ守を掛る○椰の葉○鸕鷀羽の事
十二 むゝは鏡臺○西土の鏡乃肇
○櫛の部
十三 櫛の權輿○擲櫛を忌○湯津津間櫛考
十四 櫛へ拠て神代の人は躰量の考
十五 黄楊は櫛○沈乃櫛○玉櫛

通計附録共二十七條

歴世女装考巻一

江戸　岩瀬百樹　編撰

一　鏡の始原

おゝ昔女中の燕脂鉛粉を顔ゑ粧ふハ敢て好色の為ゑハもゝ迄是礼儀ゑ
ゝ祝事ゝ申さ見べき事ゝ成るゝ世ゝ女中ハ年老ても朝夕
假粧ゝ為ゑ賤き市中の女も不幸ゝ遭ひ素顔を禮儀ゝ成ち
後家ゝ成ても尼ゑ成るゆゑ貴賤ともけ粧ゝ成ぬ定例ゝ成
さ見ぬ假粧を祝事ゝ素顔を不吉ゝ成是御国のみゝ成ず唐国共ゑ
古今の通儀ゝ成さ成ゝ女ゝ成ぬ忌ゝ成ぬ
ゝ昔のけ粧ゝ為ゑ第一の必用ゝ成ハ鏡ゝ成ゆゑ鏡ハ女乃守り
ゝ成女の縁ゝ成ハ俗言ゑ成ゝ故ゝ成ゆゑ昔も鏡ゝ成物ち
日本開闢のゝ初ゝ成ゝ物ゝ成て

神代巻上

を按ゑ國常立尊乃

御子ゑ天鏡尊ゝ成ゝ御名ゝ成ゝ鏡ゝ成ゝ物ゝ成ゝ御名ゝ成ゝ号ゝ成ゝ
さて鏡ゝ成ゝ物ゝ成ゝ

同書同巻ゑ

「伊弉諾尊宙を御べ給ひ珠子を生ん
ゝて左り乃御手ゑ白銅鏡を持ゑ則化出神有昼を春灵尊ゝ成ゝ謂
右の御手ゑ白銅鏡を持ゑ則化出神有昼を月弓尊ゝ成ゝ謂又廻首
顧眄ゝ間則化神有ゝ昼を素戔嗚尊ゝ成ゝ謂」

ゝ成ゝ天照大御神乃月
弓のみゝ成ゝ是鏡ゝ成ゝ物ゝ成ゝ始ゝ成ゝ
海神ゝ成ゝ
事ゝ見ゝ成ゝ

古事記

ゑ天照大御神女神也弟命の須佐之男命勇猛
ゝ成ゝ成ゝ成

さて其時天香久山の賢樹を根こぎめてかの石屋戸前ゐ建て其中枝ゐ
かの命ゞ作りたる御鏡を掛る事日本紀古事記ゐ詳多是を八尺鏡と申
八咫御鏡の形状大さなど古人の説あるど鄙華ゐ甚咫ば爰ゐ略さ
此神鏡をば天照大御神御身を離去ゐざる傳国の神宝とせさせ給
ひしゆゑ

古事記

御天降段ゐ御孫の瓊く杵尊ゐ八尺勾璁・鏡及草那
藝劔を授ゐて為天下主ゐ〜と宣ゐ詔命ゐ古事記本文「此之鏡者専
為我前御魂而如拜吾前伊都岐奉」下畧とあり此事日本紀ゐ小異あり
俗ゐいへるのかゞみハつゞなまーひゐれば正ゐ面のちゐもつまとなりひたいけき
まつまとゐり天照御神ゐ女神ゐて御座ゆ陰ゐ象る鏡を御魂とせさせ
給ひ〜ゐるゞ〜此故實ゐ本拠て鏡を女の魂といひ守りともいふゐり西土にも
古鏡ハ可辟邪魅禳火災ともゐるよう五雑組巻十ゐ云ふ右のごく鏡ハ
女のたまーひゐるまゞ我ゞ鏡ゐ裾ゆ清浄ゐ拭ゐ

清水納云ゞ今弘化四年丁未ゐ八百年の御時の宮女ゐ

鏡硯

枕の草子

ゐ「よろづのこと調度
ゐる物ゐ枕ゐ草子ゐ「よろづのこと調度性
ゐ〜ゐ八百年の
ゐ〜ゐ〜ゐ〜

図ものせざるハ遺感なりなのを此書を作り古図をも載んと知るべし
古鏡を藏る人ちふいたりめるあてをひろ〳〵ふ神代の物とおもふハ
一枚も見ず 集古十種 古銅部ふ古鏡百八十八枚の図あるぞも見ず
神代の物とおもふくい一枚もこんぞ稀なる物ぞ仲の書ふかの翁の
所藏ふ神代の鏡五六枚あり〳〵といひ〳〵いろる状ふありけん見ま
り〳〵けまど淵中の珠なれバせんなぐる〳〵

二 方鏡 四角なるかゞみ

鏡ハ月ふ象る物ゆゑ圓を本形とせにまべ 万葉集 巻七 今より千年なるもの〳〵ふ
「真寸鏡可照月乎」 同書 巻八 「銅鏡清月乎」と月ふよみかけられど圓
なる 支明〳〵西土ふもまろをを本形とせ・博古図・宝鏡譜ふ拠る あるれども古
方鏡あるハ用ひるあるて造り〳〵物とぞあるるる 西京雑記 巻三 ふ「漢有方
鏡影倒見」といひ〳〵い機鏡なるべ〳〵 延喜式の内匠寮式 今より千年なるもの〳〵延喜のひ朝廷の
御式をめ「御鏡一面方七寸」とあるて御鏡を鑄る・熟銅・炭・帛・布・油・
書ふ 鑄師・磨師の人数をも委〳〵しくあるる〳〵あり是い帝の御鏡なり方鏡も
古くあり〳〵をるべ〳〵

三 柄鏡

柄のあるる鏡ハ唐土ふてい柄鏡といひくいと古くよりあり〳〵物なり
淵鑑類函 巻三百八十 鏡の部 ふ李氏録を引て「舞鏡ふハ有柄漢武帝時舞人
所執鏡也」とあり 五雑組 巻十二 ふも「大中橋の民陳某脩宅垣中ふて長
柄の小鏡を得るる云〳〵」とあり 以上漢文を和漢ゆゑも鏡ふ柄ハ作る事乃
考へ下ふいへべ〳〵○さてむ〳〵い神仏ふ鏡ハ佐養まるとあり甚いと古きハ
肥前風土記ふ「昔息長足姫尊 神功皇后 松浦山ふ在て遥ふ国形を覧まひ
て勅祈曰天神地祇為我助福乃用御鏡此処ふ安置其鏡化為石山ふまもて
名て曰鏡宮」とあるかゆるふ神ふ鏡を奉りて祈の〳〵とまるいかの天岩戸

の御時の鏡をはじめて奉りしる故實の拠あるべし　今も祈願のかがみをたるハ岩戸の故実のあらはれなり又神武
その時賢木を根こぎにするを引こもる岩戸の榊根ごの　七八百年おの北及のいたれ
さる木を岩戸の前にたてる吉事のとづくるなり
佛法盛なりしもの佛の鏡を供養まつるとありて拾遺大うと
柄鏡を新に清て奉納する事とこんなり

更科日記

世書い後四位上菅原孝標がむすめ

信濃国に時以前旅行せし所の事どもをかかれたる事ども有るハ是ものがたりの信濃にて
さるべきの国を通りし道すがらの物のさまの一奏世のことまる　長谷寺へ
作者ハ菅子内親王の侍女なるべし今より八百余年前の古書なり
孝標が女の作者なるかがみ紙奉納する処の文に「たゞ一尺の鏡をいさせて
柄　鋳
えいてまつらせぬ中暑たてまつりしかがみ紙をさげて」とあり案に神仏へ
たてまつるに柄を作ら建ぬるハ便利なるべし柄鏡のことなり
一つの話あり事長されど好事の人の話柄なるべ
○下野国都賀郡鹿沼の村長に山口四郎左エ門安良と云人篤実にして
学を好む　現存の　前年押原推移録と云書に同板にその下の巻に万里

小路中納言藤房卿の遺器柄鏡の図を出して作者の説あるべし　摘
要てあるを○「下野国都賀郡・西見野村長光寺の境内に山あり里人
長光山と云ハ山のふもとに澤あり菊が沢と云ハ明和四年丁未正月廿八日
長光山の裾霖雨の為に崩れかの菊が沢より堀出しるもの・銅の塔高サ七寸
内に観世音を安置す・柄鏡一面下に図を出す・古銭二十六品数九百七十六文
皆宋の世の浅也　ありけるく件の柄鏡の陰に不二行者授筆とあるハ
藤房卿なり世代遠きをもひく此地に隠れおはせしハ日蓮門弟
草子に云たり・抑此郷ハ後醍醐天皇に仕へて博学の賢相なりしを
天皇の御失徳をあぐく諫めひしかど不容なを遁世しまひて終る所を
あらざるよし太平記・三楠実録にもこんたりさてかの長光寺にもちて玉田
村の境に不二菴前と云ハ　慶安三年の菊が沢を掘出しる鏡の陰に不二
行者とあるに符合まれば藤房卿此地に隠れおはしまし事明けし」　水帳に
以上推移録の本文を摘要す

○百樹案ニ日光驛程見聞雜記（多記樵蔭先生作校本）鹿沼駅の条に件の藤房ノ乃柄鏡の変ありて推移録の説ハ如ル〻地の細註に「弓ヶ十四五歳ノ子ノ下總国亀有と云ふ所にて昔又瓶を掘出しけるに内に銅塔ありて観音の像一体経文古鏡古銭あり塔ハ高さ七八寸もあるべし経ハとゞくくるみ有る様ハ[illegible]く沙利塔の内に納めあり古鏡も金にて銘に「整衣冠謹瞻視」と陽文に鋳付たり藤房卿の物なりとて先考の許に持来りて示せ者あり外に藤房ノ乃とゝる慥なる証拠もあり久しき事ハ[illegible]ぬ所なりけれ心をとめて見もせず唯境の銘のみ紙覆ひ有り大抵下野ハ[illegible]く極出しる所と同じ様なもあるべし誠に歴年土中に埋しかる霊物人間に現る事神仏の加護ハ[illegible]べし不思議なり事なり藤房卿後に京都妙心寺の二世授翁宗弼禅師と号せ」（仏光細註の全文）とあり櫟蔭先生の考[illegible]ても[illegible]の菊ヶ沢より出現の柄鏡と同種の物なり又集古十種（羽倉[illegible]）の部に柄鏡の図ありて大坂高家吉田道可所蔵とある其図とかの押原推移録に出せる図と同書に引る日陰艸に如もの出せる図とあるに大さも銘も為[illegible]たゞ〻幸なるに[illegible]ハ藤房卿父君の苦提の為に件の鏡を裁投も[illegible]考下ハ[illegible]べし所々の霊場に癒ひ物の[illegible]を五百年可年歴土の考へ土中に幸ひ物今世に出る鏡三枚あり・菊ヶ沢のと・大坂のと・櫟蔭先生のとなるの也何地にうせたるあひ[illegible]もあるべ[illegible]ぞ然るに一ツの話あり○天保元年七月百樹季子京水を従て豆州熱海の温泉に浴して廿日あまり旅寝の徒然に熱海温泉圖彙と云ふ物を江戸より作る[illegible]板本妙心寺同所の温泉寺派よりも住職に縁起を叩て山を謂る由此寺ハ頼朝卿の建立にて中興の祖ハ南朝の賢臣万里小路藤房ノ乃法名授翁と此寺の住職なりしに[illegible]本山妙心寺の二世に登りるひと結りさて禅師の遺物などあるを拝せ[illegible]と乞ひ[illegible]せる也・禅師自画自讃乃

肖像・袈裟・金・数珠唐物のなどこそる事あり庭中に禅師自植の松とて
在ける古木い高浪あり〜附枯たりとてのちに同じたるある若木を植そえ〜
さぞ古木いなくてえありとまさくこそ
えて香合に作らせ今に秘蔵まさんもあり〜に供養の為なまば此寺などにもかの
品々を埋あひ〜もあるべうもぞ熟海に藤房卿の古跡ありといはるひようう
ざるうう好事の為にあるべうぬ○按もく藤房卿の遁世い南朝建武元年
北朝元弘二年時に歳三十九あり 太平記巻十三・藤房卿遁世之事といふ条に遁
世の附の哥とて「俗すつる山をうき世の人とぐ嵐や庭の松にらん」件
よいくる田跡の事ぞ彼かのひいぐせぞ遁世のち西朝の乱を避あひて東
国に発錫〜あひ跡彼所〜事とぞあるる 吉野拾遺巻一に
「刑部卿義助朝臣越前国雲巣山に城廓を構へけるに山の案内をあるん
者山ふかくまけ入りしに松の葉にて苔むる庵あり立よりこれば木の葉を集く
むしろとあ〜ある石のに法華経をおけるのみあるに仏もあ〜ぞ〜

ありて世世をうへなる僧いりにあるけり此僧藤房卿なりけるみあさびあれば
かの石に歌あり・あくもまさうに世の人のとひ来ばやうやく雲にやどのあ
てん」とありてゆくへ未しらけるうあるせうされた小国まもそかと
かうまあるせうと云へなり国に出なる藤房卿の境の面に興国四年と
あるに南朝の年号なれ小朝の歴應二年あり中に弘化四年今より五百
余年以前なれ柄付の鏡あり〜成あるべ〜蓋さしな日紀あるに柄付
に鋳させく長谷の観音へ奉納あるかがみとあるい藤房卿の父君なる
あるしあひるかがみをりて模〜鋳させ其の冥福の為に観音の像と
倶に所〜へ埋せあひ〜みあり 続拾遺和哥集巻雑の下 写本「公守朝臣母が詠」
まるにむ〜の風儀あり
のち朝夕あまをける鏡に梵字を書て供養〜仕りける導師にまるてまさ
のあ先後徳大寺左□臣のりまやつ〜ける法印澄憲哥・是〜人の歌も

右八集古十種古銅部中山城國大原古知谷阿弥陀寺藏古銅の圖三十面之一

本書ハ大さ圖の如くとあり

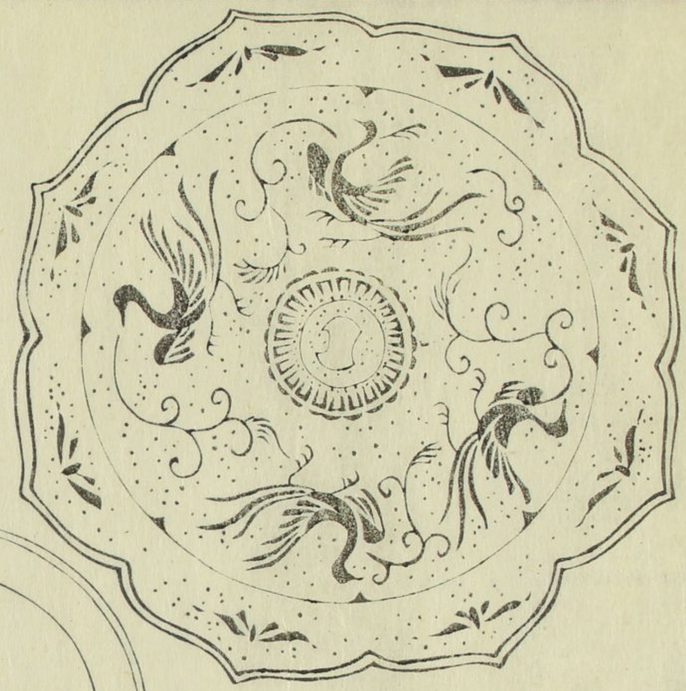

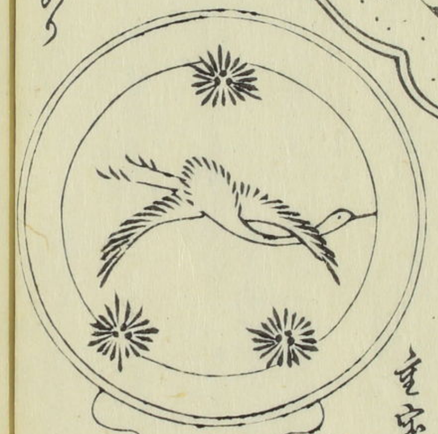

○和物柄鏡大さ圖の如く

山東庵所藏

古墳四五百年の物とて拾遺集の伊勢の鏡とかいひて物の形ちさせ作りてとかいひ為いかるわかやわりけん

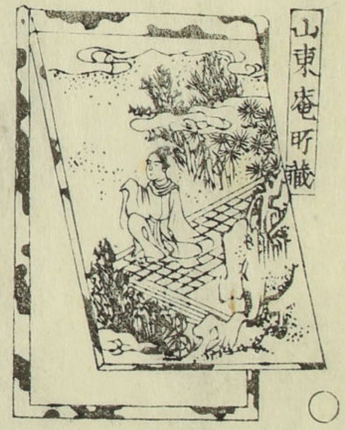

山東庵所藏

○唐物硝子鏡

・丸て　二寸七分
・よこ　一寸七分

金質稜摺

細工かがみ硝子絵やう彫あげ圖の如く精巧をわぐ也内ハ

ぶいどろかがみあり桜よ今市中にて

ひさくぶいどろかがみかる唐物を模

作りもぐめるるゑん是も五六十年

以来の物歟ゑて今ハ下輩万家の

重宝とす

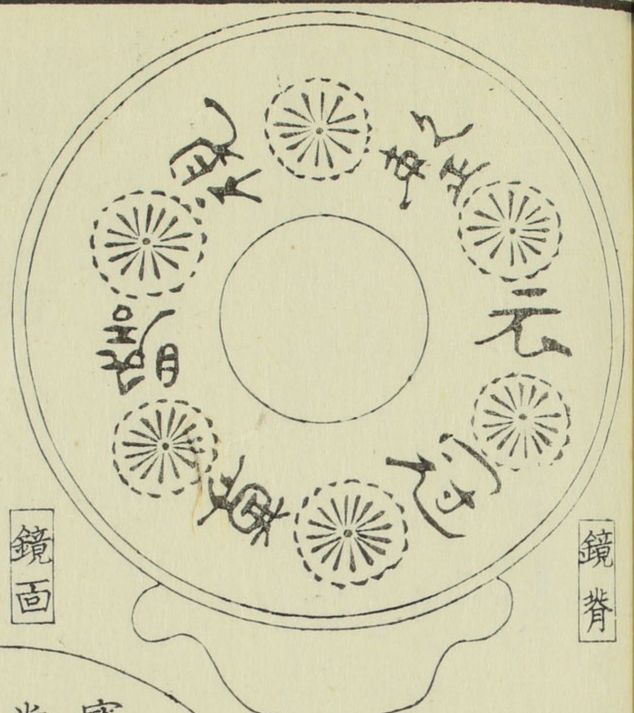

鏡背

鏡面

右い押系推推録巻下ようくとたる圖あり

此鏡い後醍醐天皇の仕(おし)藤房卿

の遺器也甚事実い本文ゑ詳あり・寸法

径(ワタリ)三寸八分・柄の长二寸八分・柄の幅上ゑて五分

下ゑて六分トあり此鏡を極宝くとる長光寺統板ゑ図ゑ

毛等の外一覧ゑくる秘家の所蔵和漢

の古鏡を際字くとる図中方鏡柄鏡なる

ひいおのを蒐する万治髙尾ゑ所ちくとる

ゑん鏡ゑど出ゑべゑれどとて余地ゑくて

ちぶく

興國四年辛巳三月吉日

寶祚長久兼藤三位資通卿公冥福

當塗王經一字三禮一品一錢千部

藤從一位宣房卿公福壽

不二行者授翁敬白

みはまぐまも鏡むかしき事を今やまるらん」とあり今もあれ人の鏡

淡島の神へおさむるみあるい古風の残りるなり○かの郷の鏡の事

條綱いくぐくしけまど又いふ・図よりへる鏡銘に「整衣冠尊瞻視」と

あるい朱晦庵敬齊箴の語なるよりいひ此鏡い唐物なれ南都東大寺

・妙法院・御室あもあるよ

日蔭帥 みいくり 此書い山城の・北岩倉大雲寺中・和二坊の側に藤房い遁世の髮塔あり その周縁によりて不二坊に住しなる妙宏なる人僧かの菊が沢よりかりる鏡の絵赤房なの傳も緒書に引くつまびらかなり 新ド図ものせく全一冊とあり 文化十二年

に藏板しなるものなり 右の鏡銘まへに引し 櫟蔭先生の鏡に尊の字に遵の字とせ

らるるい周紀の失なるべし○さてこの日蔭帥に見ざるゆえ右の鏡銘

唐図の書にありるんとこれかを索し中に

淵函類鑑 巻百八十 鏡部 に似たる

銘あを漢の李尤が盤の銘に「鑄銅為鑑整飾容顔修爾法服正爾衣

冠」とあり前にいる銘なも衣冠を整とあり由此はくくなるに柄鏡い

衣冠を着せのら冠あるひい櫟をば照し視るあるようなるに柄

分に作りたるあるべし 東山殿御飾記 群書類從巻三百六十一遊戯の部 大永五年の東山

殿書院の飾の条に図あるを見てあ 指摘

○柱飾鏡とあ傍註あり

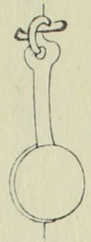

此図みても柄鏡い衣冠をかを物

あるようにもあるる且又和漢とも古き

百樹云床の左りの柱あり床の飾図い畧せ

柄鏡あれいさ柄み孔あるも座右み

掛ちくなるあるべし 右に飾とあるべ唐鏡のようあるげる物なるべし

○今のごく鏡いかるるを柄あるを柄とあり時代を考るみるのもの藏せる

寛永の間の画に浴後の美少年湯女とこあるに髮をゆたせるぐく柄

鏡を採りて顔を視るさるの図あり又正徳二年の 和漢三才圖會 の鏡

の面の図に図鏡と柄あるかみと二ツるべて画けり又元文三年 正徳二年より二十七年のち

西川祐信ぐ筆の繪本 貞操草 に島田みゆひる娘図鏡と柄鏡の

あいせがみもる図ありこれを参考るに今のごく鏡といで柄あるを柄に

ありしに僅に百年以来の事なるべし古代柄付のかがみはまるちひさ
これをば髪鏡といひ圓形を細緒といふ 細ありて細あるゆゑの名 佐夜中山集 寛文四年板俳書

「若き附打のとてやぐんかがみ 附句 伽羅乃油もかくし女房」 世俗ハ髪の油

とゝのへ物いまざせかゝるく用ひだゆゑふ世もあり 落葉集 「えもかがみとてとなのもし
髪の油付たゞまつハ髪の油付紙ふらくくまつる
圓けうち附おくし 伽羅と書るき紙の番」○閑云本朝のむ〜ハ貴賤
とも髪ハ金〜ゆゑ合せ鏡まる事ハ多しなゝん西土ハ太古より髪をれあげ
ゆひく其状の名さへあまたあれば合せかがみもまつ〜ん迫くく 女才子昏 乾隆十五
年板本朝 巻三小蓮とゝふ美人の傳ハ「小蓮性つき粧飾を愛自雲鬟を
宝暦元年 流毎ふ就面双鏡を以て細照稍一絲有乱髪ハ必侍婢を呼て分理」とあり
西土の柄鏡ハ合せかがみ也 便利ゆゑなるべし

四 八ッ花形の鏡・鏡の異名

鏡ハ菱の花を視て作りたゞめ〜物とゝふ事西土の書ハ敎見也即鏡乃
異名成菱花とゝふ・古菱・紫班・紫玲・鸞頭・百練・壽光・散文・白崎これ
みな鏡の異名なり菱花ハ即八ッ花形 橘菴漫筆 ふ「摂州今宮乃
社の什物の鏡ハ菱花の真鏡なり裏ふ文字あるとこれば和鏡なり昏風
奈良七代の頃とおもふる」とゝふ 奈良七代とゝふ奈良ハ都なり〜四十四代
元正天皇より五十二代桓武天皇の間なり されば
也千余年以上の古鏡なべ〜その文字も圓もかたのう せるハ遺感事なり
けり西土の鏡譜とゝふ昏ふハ八ッ花形のも大小ありしとおぼん〜ぶ若年の
ひたすら〜ゆゑ〜まれ〜今〜まくなりへ也ど学友ハ義ふる人なり

五 かゝれかがみ○鏡餅

一条院の御世の間なる物語昏どもハかゝのかがみとゝふ詞あまたゝ西甚
一ふ清少納言 枕の草子 巻二 心ゑ物のくぶり 「からけかがみのもと〜ふるこ」
とあり此比及ハ唐國の便いと易うしゆゑ萬の調度大ゝハ唐物を用ひ〜
ゆゑ唐の鏡も世ふおれ〜ん今も神佛の什物ハとゝハ某の社ふ

とゝの鏡おやさは唐物なるべし〜されど千年以前の和鏡は唐物よりはるれやすく具眼ねば鑑定しがたし〜ふみ出せる鏡の圖をこゝにしるす〜

○同云今の人鏡餅と云物いと古くよりありしものなり 濱松中納言物語 巻四

「餅鏡かがみ」とあり 源氏物語初音の巻 正月の所「さくかゝるこゝろもとをねつ すぐしあ乃

いとひ〜てもちひかがみとさゝやうようせくちとせのかげみあきらけもちの

いとひをもして」又 源仲正家集 仲正は頼政の父なり 元日恋「千代までも新しなる

べく遥えんといとゝ鏡のもちひばゝめや」用ひ餅みのひとなり「新しなる

べて」とあるまこと今の人おそるべくかさねもしるべもまつゝんもちひとゝ

餅の事 形園記ゝ 餅鏡といひ〜を今はかがみもちと云正月かがみもち

をかざりいとゝ事八百年のむかし〜も絆のごと〜又正月廿日かがみ餅

こそ女中の役人は初頼いとゝの心ゝ東山殿比の宮中れ女中のまこと

あり 弘日 ゝのこゝをみそいやゝものいさゝ人ゝ今はいちんもち結とれをさゝ人

出ゝ物事自由なるまこと九尺弐間をもの〜家とまる夫婦ぐしのめまうこと

へ成かざりて初書成いとゝはまづけゝ 御代の國澤ゝ浴まるゆゑあり此一ツのもの

國恩ゝ手るべゝ〜ゝ・鏡餅のゆ獲又引べき書あれど食物沿革考よりのべ・

六 鵲れ鏡・鶴の鏡

古鏡の阿ゝ何ゝもまれざる鳥のかゝちゝ成鑄射ゝ和のゆ渓のゆもあり

此鳥ハ鶴なり 神異經 此書東方朔ノ作トアリ古今偽書考ニ見ユ 倫弁ニモカクモ西土ノ古書ナリ ふゝ〜

を和解を「昔漢ゝ夫婦あり夫他國ゝ行ゝて別ゝ妻のゝ形しなり

ける鏡を破て二片とり一片成懐あり一片を妻ゝのゝて再會べゝの信と

も其妻人ゝ通ゝけるゝ夫ゝのゝなる信の鏡の一片化ゝて鶴とゝり遥ゝ飛

て夫の前ゝいゝり再片鏡とゝる夫乃知ゝこれゝり後人用て鏡を鑄るゝ鶴を

鏡の脊ゝ為」ゝあり 流傳廣き故事ゝとゝ〜く・淵鑑類函 巻の三百八十 服飾の部・佩

文韻府 巻の八十二 叡韻の部・格致鏡原 巻の五十二 香奩部 器物の部 ゝるゆもゝゝゝり又此故事ゝゝみゝる

古歌も多し其の一ツ 散木奇哥集 俊頼 恋 「まそかがみうらぢをひまなかちだに心かるるまの経紙るかな」とあり 集古十種 古洞の説 に古鏡の図百八十八枚あり其の中に鶴のかがみ四十一面ありていづれも和漢の古鏡とえめり又古鏡に鶴の模様つけるも本拠あり 拾遺集 賀の部 伊勢 「かがみいとせとぐりけるうらふるのかぐ紙いつけさせてるふるのこんうらふまもむたづねる人をぞ思ふべかりける」とあり又百年だろうこるのかがみに南天燭を鑄付たるもの多し是を 橘菴漫筆 に易の卦象にあてく弁ずたるを鑒説に似たりさあるのむづかしたるゆまはあらむ南天を雑轉と名付て雑と縛ずる祝事多りいま多く嫁入の輪るもあんてんの葉紙いとあり此物殘食物のかひしきにまるに南天燭は毒殺消し気力を養と 本草 に見えたる是れは毒でなりとまる信のゆめて南天を食べ入なり

七 むかしの鏡磨

むかしはかがみをとぐに酢將草の汁紙用ゆ 夫木抄 続草の家に「かがみとぐのそぐふもひるるかがみ草露さへ月よ新みをぬ」又 鶴岡職人盡哥合 に「鏡妙なるとぎだみ多紙たりとみくきびりかくまをぐりもを」とあり又石榴の酢にて磨しとくく 七拾一番職人哥合 かがみとぐの「あり月の夕かがみ石榴やげるりけまれ新多もつや続とある月のありてハ」此ものは強く

かがみとぐ人のそぐふ石榴紙多ぐけり 後奈良院宸記 天文四年の条に「三月十四日晴後夜雨・中略彼岸櫻進上今日鏡磨恭」とあり 天文四年ハ今弘化四未より三百三年おあり 二月十四日と

あるべかさだみ竹もざるも多紙附多り此かがみとぐるあり一ち磨けん不審さて右此ものぞもを徴とまれバ四五百年以前ハ酢將草石榴子あると待て鏡を磨つんかくていと不自由多る事多とあるるとどよくありへバ四五百年以前に女の鏡紙所持ちるハよりなるあるのみまえまるの女ハうどみとくくのあるざるが如し 此事下に新くあり さるるふ鏡りつ女もまるるりし ゆるるざるみ

ざくろまて事まみるをンめりかがみまぎの事家兄の骨董集ゆもあり さて

人倫訓蒙圖彙 元錄二年板 かがみそだの条に「鏡磨 鏡磨ハ白ぎかねを以て水銀を

合せく砥の粉を引べ梅酢にてらぐ有」とあり又 のちみよ竹 寫本全五巻 正徳二年壬

辰の霜月 筆を石花菴の巻 二 「母の去るゝ日我ゲをきるゝし寛永の頃いぎみハ

窓下に拭ふと序文にあり

ざく絡の汁にて磨ゝ其中みぐくこゝも世のうゝ

くあり一ッうりといふて一ッあり法りくあるゝ昌平の岡澤ゆ法れて女も

假粧をたゝみ鏡も世に多くあり 鏡磨もゆ法くざくろを梅酢

にあるゝ多べゝ 世に中のかゝくあるも安居ゆ鼓膜まるゆ多ぞうむゝ

世の中に鏡のきくゆゝ 証拠つぎとゆみくまるべゝ

八 松山鏡

雜譬喻經 釋迦の時の佛書 巻の下に云へる 「昔 仏の国 長者の子 新に婦をむかへしに

時夫婦に語曰郷厨中に入りて蒲萄酒を取来れ共に飲んと婦往て甕を

開き自身の影のうつるを視て謂更に女人ありて此甕中にかくゝかくと思ひ

還りて其夫に問ふ 汝自婦人ありてかの中に藏著ぐ我を迎ふと大

に恚られば夫いぶうく厨に入りかめ紙をもき已が影を見て逆てその婦を

恚て謂汝とかの中に男を藏かくゝれと夫婦相怨恚自呼為實のひ

あらそひ諠譁して不止時に梵士来り毗丘尼も来り此変をきてかめ紙をゆ

抜のかげうつる我こそ伴りてけんゝとまるとして去る時に道人来り甕を視て曰

我汝等が為に甕中人を當出とて大石を取りてかめ紙打壊れば酒あふれ

尽て物有とて夫婦ともに自の影ありしを知定壊慚愧ろ」とゆうまの

事を一ッの話として 宝物集 巻の

四に書るを本拠として作りる 鏡破の繪巻 学友拙園所藏 とゆ物あり 東山殿頃の物 巻の

中に都の四条ゆ見せ棚のまへに多く百姓が鏡を買ふ所の「紙巻」に 四條通

へゆ出るゆ商人品くのうを物かざりるるちに鏡ハ巻のところ熊野より

ゑろまう都はだうこをあまを嶺いくでまるべたるればさうてこまびたるみてごゝろ
ゆて九き物あり」下巻とあり此繪巻をや本拠とあらん 外百番 松山鏡 の謡ものゝ中にも東山殿
「此松の山家こゝ西い我住里とゝゝるぐゝ元仏世界のこゝ後ゆて男いあれども
多分をきぞ むりい百姓も常ふ多分をきるる故ゆゝ女ゆれだこそとねのゆゝもゝ法華ぞいろをかぎるゆも
あまねう鏡ゑどゝゝ物もまゝぞゆ」とあり又 土産の鏡 とて 能狂言 続狂言記 三の巻 ゆも
あゝいづまも田舎ゆて鏡とゆゝ物をたゞめてこてゆゆの主が影のうつるを人ゆゝと
ゆゆひて愕然事をゆりゝく仕ゝるゆ物ゆり 越後の魚沼郡よ・松山の庄とゆゝ所
ゆり松山がみのうゝひい此地のゆと里人ゆり
右ゝゝゆごもを徴とゆれば今より三百年ゆまりのむゝゝい田舎いさゝゝゆり都ゝて
も賤き女ゑどゝい境持ゝゝい縛ゆりけん案ゆ此比及の女い貴賤ゆも垂髪
ゆて今ゝゝゝく髪ゆかゝもを結ゝ結ゆゆゆ女い容易い屋ゆゆりゆれもえがゝ
ゝて油ゆるゆつゝゝゝよゝゝく弁ぞ ゆけゆゆゆ

時のさゝ竹をたゞ手近く鏡臺などあるべきやうなり〜櫍のもとゆかし〜懐中鏡ゆゑ
ありけんう〜後の物まなべる中に 玉海 六百余年前治承の頃の物写本 建久二年六月の条に
鼻紙の間に鏡をいまだ持参せうとをしたりを徴とせれば古きに鏡は懐中鏡
なるべし〜西土にも懐中鏡あり 槐西雜志 清人紀昀作 全四冊巾箱本 巻三に「新婦拜神懐中
鏡忽隨地裂為二」とあり地に墮て為二にわれてかゞみの薄き事明し因く
なるべし硝子鏡也清朝にて懐中にする硝子鏡の図前に出せり

十 鏡を照て面紙見ぞ

晉書殷仲文傳に仲文謀せらるる条の文に「仲文時照鏡不見其面数日
遇禍」とあり鏡を見ても面のうつらざりしとあり如ゆゑに鏡は其
威ある物なる事もありけんう〜物の色若くして母の鏡なる御館に仕し
間磨ぎたるかゞみを拭のまく盥にいまだ〜に婢あやまりて踏蔵しをうぶそ
あ〜とけたれば黑く曇りてあり〜婢因のさり

みくあり〜と語まき此かゞみ今猟家にあり陰に南天を鑄付しる常並の
物なれど頗る灵あるに似り且母の遺器なれば秘蔵もとめかくかゞみを
心まべき物ぞ

十一 鏡臺に守を掛る・椰の葉・鷲鷲の羽

雅亮装束抄 巻に鏡臺に守を掛る事見えたり此書の作者雅亮朝臣は
治承の間の人なり 山槐記 さるに今より六百余年のむかし鏡に守りをかく
るもかゞみは女の護身なれば鏡奩に・椰の葉・をし島の羽
なんちんの葉のまへのうるどらくも守り代かるなりて迫きむ〜よりも俗習あり 俳諧連歌集
寛永十五年撰「椰の枯葉に沈るまぐさ見分出すに毋のうちきをうゑ〜」 俳諧
正保元年板行
毛吹草 寛永 「まぐの葉浅椰に用のちひの鏡に宗房・世宗房と六度目俳諧の最初の名あり」 俳諧夏の日
享保廿年 「羽をうゑ人に遊ぬ奉公は椰の葉に餅を鏡の裏の左竹」 河東謡曲水調子 結句に
「曇らぬ月の西の部に椰の枯葉に名だうに鏡の裏に沈るうんなどいかゞみに

のこゝろん」此曲ハ俳諧師岩本乾什作なれ東都北廓の鼓万字屋玉菊が一周忌追善の曲なり句々ヒを法くねて妙なり玉菊ハ享保十三年三月廿九日曉廿五才にて身まかりしより其年のこゝ
まつのみどりの句をまつのそ刺ー〜う・袖さし」とゝ物みるせう○さて椰の葉をかゞみのたゝふへきく
よ〜いろゝゆゑともおのひとぞれば書ふよりて捜索〜ふ古に物あいあさ〜ぶ

俗談志巻四 菊岡沾涼作 延享中板本 ふ「伊豆權現ハ豆州加茂郡ふ在神木椰の木九三圍
高さ十丈ばかり葉厚く竪ふ筋あり此葉を所持ぶれば災難を遁るゝ守袋
ふ納む又女人鏡よまゝけば則夫婦中むつまじ」一条全文とあるふて椰の葉
此事ふ解よりき鴛鴦のつゝだ相をかゞみふまくいふう敬むつまじくもあれざる
事をー多のごくあるんのよ〜ふりおのふかの鶴ふ倣ひて鴛鴦をかゞこの
のゆうふまばよるをあんいまざさるめ代をぞ

十二 鏡臺

神代ふ境架もあり法〜ん物ふいへぞ新ふ引る神代巻の矢岩屋戸の隠よ
真賢木の中枝ふ八尺境を取繋るい服のかゞみとものべ〜 和名抄容飾部

鏡ふ並べく「鏡臺和名加々見加介」とあり此書ハ今より九百年以前源ノ順朝臣の作なり此かゞみうけの
形状の大槩をまゝべたる和名抄より百五六十年だより後の物なる類聚雑要
巻ふ見へたる大治五年二月廿一日中宮立后の中宮ふきまた御時の御鏡臺の
図ありそふ臨〜たる紙ぞ千年ふもあるべきかゞみかけのかもち紙なるべ〜・さて
和名加々美加介なるを今のゆうふまきもうだいといひ〜も古〜 源氏物語巻の巻
源氏ハ百年ばかりのち

「ひるぶんきふの巻げふをたゝろひまふ・ゝうのうるあたるきまう
だいかゝく〜げかげのたをあどそうのでさう」とあるきまうだいも臣下の物なれば
かの立后のとふ作りざふの精粗いあるべけまど大治五年立后より
源氏ハ百年ばかりのち さて又今引出〜のある櫛箱の上ふかゞみたてを作り分るいと
便利ふて近来の物げふゝゆをども 榮花物語繪入九冊の本 下ふ引くハ榮花とのゝ入ゝろだふへの
まゝの繪ふ櫛箱のうへふかゞみゝてあ多ばけて此繪入の榮花ハ室町敬
間の物なるよ〜 安齋隨筆ふ考証しそのそれなまべ今の繪ふ対ひ根

鏡臺之圖

地文〜地
青貝入り
蒔絵

類聚雜要巻四に此圖あり是い
今より七百十三年前
大治五年二月廿一日
藤の聖子中宮より
石に立る時の御調度の

一つあり俗ふいごとめ入り乃裏
い 見い糸にて組る物
羅紗と云かごのひもを
むすびとめる物なり
ろ 羅納と云 は 此脚本書
かくれどう脚を二重ふかぶたるいんぬを
仮宮のあやまりを古くつるべ〜あらんか
に 見い本書まい鏡の枕
物をそつむとなり

梅ふかごみの守りなるべし
鏡ふ中あり桃る事古書
ふ所見多〜形も簡なり

・本書傍註ふ・鏡
経一尺
裏鴛鴦
唐艸

かごの緒長さ
五寸五分
怒
三寸五分

水晶

かごみを掛ざるべし

・右へかごみ
ゆかる裏

・鏡面

永禄年中の寫本
元服法式ふ此鏡臺の
圖あり

俗でおりふふ出
ある大治年中の鏡臺
と形あるべ〜これが大治より
四百余年の後永禄の頃
出でもかるべきあるべし鏡
臺の右の如くあるべしとぞ

・此あり〜右ふ同
とに略を

此かごえ抜羅納のもふふ入る
見も簡守りあるべ〜

○九冊の栄花物語いるべ〜
の巻の図中ふ此さふあり

○元禄元年板
女用訓蒙圖彙ふ
此圖あり
大い鏡臺とあり小い
鏡架とあり
此形百五十
余年來
今にかはらぬ

箱ハ二百年の以前よりあり物あり又ものくもたなむも自在なるかゞみ
なれハ宝永七年板（今より百三十八年まへ）誰ゞ身上ゝ川崎氏の妻の句とて「紅よりハ
多喜ハ月の鏡色」とあり○西土の鏡臺ハ事物紀原（番用の部）鏡の次ゝ鏡臺
とあり魏の時宮中よりあくるものといひ他の物も見えたれどゝ
ゝとてゝゝ

○西土の鏡の起原

事物紀原（寒八）ゝ玄中記を引て鏡ハ堯の臣尹壽作りしとゝひ又黄帝
内傳を引く黄帝既王母と王屋ゝ會して大鏡十二面を請て月ゝ隨
ひて用ゆ則鏡ハ黄帝ゝ肇まり堯の時ゝ作りしまゝあるゝ
といひ又ゝ鏡ハ和漢ともゝ太古よりありけるゆゑ其故事もいと多けれど
うるさけまゝゝ略しぬ

（十二）節の治原・鄭節を忌縁・湯津津間櫛の考

人あまゝ髪あまゝ櫛もあるゝ人ゝ髪ゝ櫛ハ鏡ゝ物
とゝもあるゝ・神代ゝ櫛の事の（日本紀古事記）ゝ見えゝ・伊邪那岐命男神伊邪那
美命女神と御合て女神の御腹ゝ御子三十五人産まひて（按るゝ多産ハ神通あり人理をもて推べゝゝ）
遂ゝ神避坐まひゝゝ出雲国と伯伎国の堺比婆之山ゝ葬ゝ奉りしゝ
いざなぎの命御妻のいざなみの命を慕ひまひて黄泉ゝ至りまひて御妻
の屍を視まゝゝ間うゝれば左りの御髪ゝ刺せまひる湯津津間櫛の男
柱を一箇取闕て一ッ火ゝ燭て女神の屍を細ゝ視まひさて還りまゝ泉
泉津醜女（冥土の鬼魅をいゝ）命を追かけまゝ命黒御鬘（男女髪のかぶりもゝ神代の風也）を
投棄まひゝゝ醜女生蒲子（今ゝゝ）とありひて撫ひ食の間ゝ逃行まひゝ
猶又追ゝゝ其右の御髪ゝ刺せまひゝ湯津津間櫛を引闕てゝゝ
まへ生筆ありとありひて挿食間ゝ逃行まひゝ支
ゝゝ摘要してまるゝ皇ゝ櫛とゝゝ物の神典ゝゝゝ始ゝ（古事記神代之巻）黄泉段ゝ

けるさまを伊邪那岐命よりの猶前世より櫛いまゝ物なる事明〻○右の黄泉殿にて命の刺せる櫛を投棄あひて支を日本紀に自註して曰「今世の人夜忌片火又夜忌擲櫛此其縁」とあり斯註したる養老四年のことなるべし今も擲櫛を忌事千百二十余年前よりの風儀なり櫛の人にぬくといふ下にまそ

○さて件の黄泉殿に「湯津津間櫛」とあるを同書の八俣遠呂智の条に湯津爪櫛とあり本居大人が「古事記傳」巻九に「爪櫛の爪い櫛の歯の間びく間の堅くせまるを爪いふ古の櫛い爪の形なりとも妻櫛の意なりともいふ誤なりとのひ又櫛い本串と同じ名なり黄泉殿に火を燭〻にあるを思へば上代の櫛の歯いやゝ長くして串と同類ぞと云ひ又湯津い清浄の義又い木の名なりといふ又同巻の十一天稚彦が雉を射所の湯津桂の解に湯津い五百筒にて枝の繁をいふとなれり」以上此説に湯津津間以櫛とのいへ何にて作りしか質いまきねど

長き物なりとのみ解なり猶本居大人を博達のおもひと古事記傳に大家なれど其説に此の長き物なる大家なれど其説に此の長き物なる

黄口をもて間然まべきにあらねど竊に謂く件の如くいぶかしの命の櫛の歯を火に燭〻にあひしるのみにあらず豊玉姫鸕鷀葺不合尊を産まれさせ御夫の炎出見尊櫛を火に燃〻て視たまひ〻事あり神代巻下櫛の火に燃るを見て木なる事論をまさむすべに湯津桂とのみ木もまた〻ちや

「或人云湯津桂の木にて作之法げの櫛の如〻つまい妻の義なり」とあり本居大人い此説を信ずるの前のこと

新撰字經

声字苑云柞和名由志漢語抄に云波々曽木の名堪作梳也」とあり湯と志とい音近きゆゑに湯津の津を後年にい由之とのひけんし

神中抄

延喜式内藏寮

千年の古書に天子の御櫛の事と「年中所造御梳三百六十枚中器皆用由志木」とあり此後さゝすせその歯音にいたりてやすの本ともいへり

和名抄木部「柞四

梁塵愚案抄下巻

大芹の催馬楽哥の解に「ゆまいもゝの木。櫛みゝく物あり」又 七拾一番職人哥合
今より四百年櫛挽の哥に「いくめせんあへとかたくゆまのきれぬ人の
ゆゝと」又 本草に「柞・其木心理皆白色堅恐中暑今作梳者是也」とあり
こゝろに拠ば柞は和漢ともに梳材梳は櫛と同字 ゆゑに和漢同じ柞を迦くに国は
ようて・そゝ・くゝぬ木ともいへり 本草啓蒙 ゆゑに今偽黄楊とする櫛は柞あり
神代の湯津津間櫛も柞木櫛なるべきこそ
ゆゑび取るふたゝぎといへども姑く紀して識達の教を俟つ○今櫛を作る伊
須とゆへ木あり 和漢三才圖會 のゆへ本字不詳葉の状みようて瓢樹といへれ
ど今器材に用ふる伊須は島物にて其の枝木を視るにゆゝれも家作にてゆゑ
ちたるもの也物あり櫛挽茅ゆたづゝ一うど其の本を去るのみ○さて
津間櫛といへ名義本居大人は歯のまばゆくはまりし櫛のごとくいとゝ海
内ふたりゆゝ人のゆへ博士の説ゆゑれど然あるべけまど竊ゆへらく歯の

はまるは櫛の常脉なりけゝ梳ゆ對て櫛といへんも穏なりゆゑの也
神中抄ゆ「つまゝ妻の義ゝ」とゆへ説ゆ従事愚按ゆ妻櫛といへ義ゝ左右の
髪ゆ相對て双つ刺物ゆゑ也此櫛一枚ゆゝ奇ゆて用をゆゑぞそれいへんと
ゆゑば上代の男は髪をゆ一ツゆ結て双ゆゝ左右へ綰ゆゝ櫛ゆて刺貫て宿ゆく
なりゆゑば髪といへ 猶髪の部 ゆゝ絆の黄泉段ゆもゆゝ左りのくゝ
ばゝの櫛をゆゝ二度目は右のゆゝばゝの櫛をゆゝ 猶左右の櫛の事は神代ゆ
見えられどゆゝ必一對ゆゑば左りゆゝ物ゆゑゆ丈婦ゆ儀て夫婦櫛といひゝ
ゆまゝ丈婦互ゆよぶ名あり 万葉集十巻 七夕の長哥ゆ「稚草ゝ妻手枕中暑
夫乃子我」下 畧ゆゝるゆゝも考べ○さて此櫛の形状は本居大人の説ゆ「櫛は
本串と同じ名あり黄泉段ゆ火を燭し一ツを思へば上代の櫛の歯は中長ゝ
ゝ串と同類ぞゝ」といゝれは千古を貫く妙説なりゆゝ屍をいぶゝるゝの
命の視ゆゝ子の生ゝ死ゝて見の尊の視ゆゝも櫛の火なれば此

櫛長く大きなる〜支推て考るれば大槩ハ心みはかりやめ是ど物然〜たる紙あるを其ゆゑおもひこゞろひけるゑ一日学友来りて物語のはひで櫛の変をかたりふいへやう前年西遊せ〜時南都の達識穂井田忠友翁の宅ゑ同人撰 観古雑帳写

とゝへ物を視〜中ゑ一古寺の宝物とて神代の櫛を視て摸写るを一覧まく心みゑ是ゑまぐ〜ありしときてうゑ〜その侭席上ゑ商記の図を写させたる紙下ゑ是ゑ此図紙られば〜ハ櫛をかんざしともいひ〜いうべあり変をとゝまべた物ゑあるゑ用てあるゑゑ神代ゑゑも解梳ハ別ゑ有けんか〜

長さ九寸余 幅二寸五分余 木ゑて 作りる物 作り為古朴あり
木の質弁ゞ〜

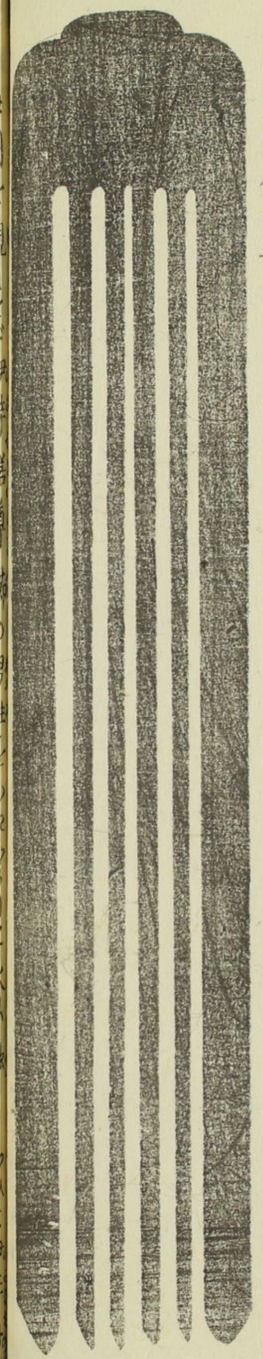

此図を視るに伊弉諾尊櫛の男柱を投て伊弉冊尊の屍を照し視給ひしも彦火火出見尊のうゞやふきあへずの生れ給ひ所を視給ひしも櫛の大さゑて実あとぞおりるく又黄泉段のところゑ櫛を引給ひ投給ひしもあげうち給ひを生給ひとあり醜女ゲ接食しもあるゑ櫛の形ち見も
・但しあゞ給ハバ神通ゑてその物と為し〜あり

十四 櫛ゑ投て神代の人の躰量の考

古事記ゑ投りてあるゑ櫛の歯ゑ火を燭して かの屍を視給ゑ間あり〜此櫛大きくゝん投の櫛を刺給ゑ御頭も御ン身長も推て志るるゑ種植ゑる草ゑ初生ハ花も果も大るゞ〜国の両間〜間の人ハかゝるゑ長大ゑゝんハ天地自然の理ゑゝめとれゝひ〜ゑ果〜て

常陸風土記 此書ハ今より千百四十年前和同年中諸国より其国の風土記をとそ撰ゑ記

大櫛と名づく上古人あり躰極長大丘壟ゑ身居て蜃を操食中 畧其大人の踐跡長さ三十余歩廣廿四歩 本書文洪 とあり日本武尊ハ御ン身長一丈古事記見も 御歳十六の時叔母御の小袖を備着て乙女の扮して他所へ

那賀郡の条ゑ「岡あり

汗あゝ支あり（同書ゝ見也此支おそらくの部ゝ今〻くのゝべ〻）此をぞの分れゝも推てきるべ〻
此尊の第二の白毛子足仲彦命（仲哀天皇御身のたけ十丈又大帯彦淤斯呂和氣命（垂仁紀）又反正天皇ほたけ九尺二寸ほ歯
の長さ一寸二分（皇代紀）とまるゝおゝひ比ぶれバ伊弉諾尊も劣〻出見尊もほたけ
一丈の余もありけんとしさるバほ髪ゝ刺せるゝ櫛の大〻しをもおゝひやらるさる
中ゝ独り少彦名命ハ鷦鷯の羽を衣とゝ〻る代大巳貴命掌中ゝ
あるて蹴ゝ〻ハ當時の人妖ゝ〻るべ〻（日本書紀）上代るハ樹ゝも百丈七十丈
ゝる大樹あり〻（国史ゝ見也不引）○天竺の劫初の米ハ大さ四寸あり
きと（起世經）ゝ見也釋迦如来身のたけ一丈六尺神農ハ八尺七寸黄帝ゝ
九尺ゝ逾孔子ハ九尺六寸（周尺を今尺ゝて七尺六寸八分）とまるらの書見を以て和漢の上古の
人の大〻しをきるべ〻又上古ゝ人の大きかゝ〻話拠の残り〻ハ（新著聞集）
雑事「河州茨浦郡大源浦千代ゝ九観音堂修復の時長九尺八寸横四尺
余深さ二尺九寸の石櫃を掘出せり開きられバ骸骨一具あり頭の廻り
三尺七寸額より腮まで一尺七寸歯長さ一寸五分左りの奥歯より右の
奥歯まで一尺四寸外ゝ鈎二口あり一口ハ長さ五尺五寸巾三寸一口ハ六尺
八寸巾二寸五分鋒の〻一本長三尺巾七寸矢根廿五本各長一尺二寸
元禄十五年壬午四月廿四日の事なり」とあり（烏有子物ゝも写本全共）こゝ物ゝも
此支を考るに寸法時日ゝ此骨ゝ肉有ハいとゝゝ大人るゝん又新著
聞集同条「延宝三年鎌倉深沢洪水ゝく崩き〻ゝ三尺ばかりの頭骨あり
それ〻ゝ歯の長さ一寸八分若宮小路の渡辺氏その歯一枚かきゝゝく
ぞくゝゝ本の所へ埋〻ゝ〻ぞ」又（諸国風土記）写本寛政十二年無為菴作 奥州義経腰掛
松の条ゝ「半田村百姓善右エ門ゞ地ゝ古塚あり〻を享保二三年の頃
ゆゑあるて掘崩〻ゝけるゝ人の頭骨ゝ〻ゝ〻ゝ三尺四寸上歯四十五枚
下歯二十六枚歯の長さ一寸四分其歯一枚かの家ゝ秘〻ゝる代菓友

京水筆百圖

地を掘りてなをゝぢ大人の枯骨を出て

岩本寛矩その家に一宿して見うと絡わり」又

見聞奇談　写本十五巻　元文二年の作自序に九華山人とあり　巻之三「須日宮事」

「飛騨よりかへり一人の物語に飛騨国大原郡の内に山霖雨に崩れ大石道へもちなる甚跡に石棺あり山賤ども打よりて開きこれば骸骨あり頭の大さ四斗樽をどあり骨々も大きく太刀一振半朽飾も碎て見るにがく日をあらしらべ棄置うとし と山賤ども云を村長聞て翌朝村長かの山賤どの伝にて甚所よりあり見るに石棺に蓋して元のごとく不思議にあり ひとの埋めさせたるとその村長ども語りきこれ去年五月の事なりしとぞ吾ら聞しは享保十七年二月十五日なり」とあり是等みな上古の人の死骨なる事うたがひなきされば上古の人は長大なりし証拠とぞ

十五　黄楊の櫛・洗の櫛・玉櫛

櫛は和漢共に木にて作りたるなり物なり・流いなり・枇杷・ちぐ・飛・竜・竹・竹・竹

さ〜たる事かくの如し〜又大内は宮女も木樨はたらるゆ清少納云ゞ

枕のさうし 季吟本の一法ゞぐ引も同本ぞ 「七日は正月雪間中略車ゝ見まきまゞみ見てゝ見ゆ。中の御門捐出の頭ゝ捐出ゝ見ゝ捐出ゝ見ゝ捐出ゝ見

歴世女装考巻之二・前編之部

目録

一 象牙の櫛
二 蒔絵の櫛・三ツ櫛
三 塗櫛・青貝の櫛
四 瑇瑁の櫛 俗ハ鼈甲
五 瑇瑁を班ゝ作る起立
六 朝鮮鼈甲・だづの事
七 横櫛
八 二枚櫛・湯女の事
九 櫛占
十 櫛をかんけちともいひし事
十一 櫛を投て親子の縁を断
附 櫛ハ人ゝ贈ぬ物といふ事
以上櫛條終
十二 神代の首飾・笄
十三 笄を髪の飾ゝ挿たるあたる起立
十四 孝謙天皇の御簪
十五 髪筋をかんぢといひし事
十六 さゝしとゝ髪のかざり
十七 唐國の釵子

十八 雨てんのかんざし
十九 花かんぜ
廿 今の如くかんぜ飛さしたる肇
廿一 南天樹の釵子
廿二 歩揺 簪
廿三 後刺・青龍刀のかんざし
廿四 裁細工の花かんざし
附 髷結ひ・前刺
廿五 釵ふ耳掻を作り添し始り
以上首飾終
廿六 神代の髪の風
・古今種々の髪社風三の巻ふ亘る

巻之二目録終

江戸 岩瀬百樹 編撰

一 象牙の櫛

今市中の婦女りつぱら象牙の櫛を刺も是い和漢とも甚古し御国い延喜式の彈正式千年ふ[九内命婦三位已上聽用象牙櫛云]とあり案ふ當時

今の如く琦瑁の櫛あゝ象牙を重くいせまゝ二位已上ざうげの櫛を聽し

まへだ三位以下い木櫛ゆる事推て考るべしとふ櫛をゆるすとある平日櫛を

ちまもあるゝ帝へ御倍膳の時のみ櫛後刺ありまを世くの御制也倍膳の時

是ふあづる女中のみ歯髪をむすびあげて額へ櫛を刺ありかゆうみまる義ハしべら

うめい髪の毛御膳具へふまて穢やせん又い髪の毛ぬりかりたるまゝかゝ

ゆまゝ其手けづるゝゆゑ櫛めてかたろうたん為めもあるめり[江家次第 大江匡房卿延久以後の御儀式の記立太子の下]幼宮時女房四人為倍膳上一本髪女藏人四人以上傅供とあり

又

禁秘御抄 順徳院宸作・案ずるに河海抄は此御記を引て建暦御記とあるも此帝御即位の時のべ按又此御記の建保六年に成る物也考証文多られば省く

御膳の事の下に「女房上髪三位已上髪子許暑氣頃凡聽不上髪」とあり案ずるに髪をたべしはしるし常也そも成上げゆい御ぜんの時あり髪をあげる時あり櫛らしくも髪のうれやうあるべし 案ずるに今貴門に仕ふる女中の表使といふ者のみ櫛を刺も右の支れ遺風なりやうん又

源氏 玉鬘の巻 に未摘花のめしたる女中のまゑを源氏まゐ見て「ちはやぶる櫛を額 内教 なれて。けうるゆうひつき。ゆけうたう。内侍所 ゆいしどころ。かるのものあるかやとあり」 孟註に法度をそむく可愛 明註に倍膳に候ぶる格をきすと本儀也 障 折 ゆどの物のさへくをれる」とあり磨くとあるべし又 枕の草子 「さしぐしみぐ

ゆ大治五年中宮立后 玉ふ俗のよろこび 中宮より后へ入り 御料具の中に御櫛品々ある内に象牙の櫛もあり此等の支ぞのふ拠て千年以前も今と如何ぞ象牙の櫛を

をけるゆゑ有べしと近くは 俳諧かれ笠 延宝三年集 同五年板 「いざ取りて庶に青笠」

図ゆ「櫛は伊須黄楊等其外緒の唐木・象牙・玳瑁を以て造り時繪金具を以て彩り各下細工人あり唐櫛は唐より渡る其外大坂長所にて造る又拔梳是を高ふ也竹・角・象牙・鯨の髭を以て造る」とありかくのごとく今より三年以前あり當時いまゞ笄を飾ゆ刺ざし事・竹・角・象牙・鯨と有べし

知るべし 本文に拔梳とあるは誤字 あり 猶ゆゝの条あるべし 又 代女 大坂伊原西鶴作 貞享三年板 暗物女 後年の名も提重ト云

といふ者のさまを「顔ゆ白粉眉ゆ墨天長の平髪を置ゆかけて櫛花香の雫をゆくまを象牙のさゝ櫛をさゝるゆ気をつけて拔」とありこれ今ようの百八十余年可のもりいまゞ笄ゆかゆの櫛ゆゆ拔を賣女さゝ象牙の櫛をさすを「よろぼ気付て」といふ者ゆ知るべし 吉原の妓天明の比ゆ正月二日の礼ゆ櫛笄あり 大坂 江戸も此頃及ざりげのくしあるゆ支まゝゆゆるゆて去るべし

去く必ず櫛をけるゆゆ

絵師菱川師宣ゆ肉筆ゆも拔本ゆも女の櫛をけるを多ぐゆ元禄のち廿年

可を歴て正徳のころ西川祐信が女繪の櫛をさしる図往々見也是より
廿年ばかりのち元文の頃の繪の櫛更まげくこん明和のころ江都の市中
翁髪櫛をさす風俗のありし支真須の絵ども見るに今の如く市中
の女々〜江の櫛をさすもとなりしい八十年以来の風俗に櫛をさすに丸る髪をかた
ばらくこん為の新事なりしかば武家のみ江の櫛をさすなれば武家の格をさすなを礼儀
とも見る前ふるる延喜式に「櫛を用と曰懐」とあるも櫛をさすの私なる儀なる
べ〜然れども今市中の婦女い櫛を禮儀の物として嫁入り道具の一ツかそへ入る
俳支童ど時勢の風俗さてありぬべ〜 頭のうざうむ〜みまるゆゆみ ○西土にく
象弁を頭の飾りとせ〜事い 詩經 偕老篇の註み 象揥・女子い首み著男子い佩之と
あ是ば後の物み櫛もこんなる様かたぬき置てれどさのこいとて棄つ

二 蒔繪の櫛・三ツ櫛

蒔繪い唐土ハ蒔絵とゆひて描いえがくと

まれ名ゑどゑる櫛をいひ〜みゆ本櫛を玉ゆいるまでと思る達禮門院ハ仕へる
女房 右京太夫家集 ま「やゝまのおとゝ大臣ろくでなしの五節櫛陽ものかなしをたびこそ紅なるのうすやうみわ芦分小船ゆ櫛
むもびたるゝ〜けらるゞ・みのあうゝぬみかたをゝ櫛けらまたる・ゆけ事せさる
ふ和よ紅のふるきゝ心をうすることをまま・あるとけてむよをせけるふ和をもこれ名ゆ
いろまでゞ「あ」あるみ「あ」ゆ事をゞ櫛むもびたるゝ〜」とあるハ蘆分小船を描金ゆる
櫛ときゝゆ結ゆ櫛ハ 枕のけらし物のゝゞう み「さゝゞ〜むもびせてゆゝ〜げるゆ可愛又
うまゝ〜ゆ人ハ我身ゆ櫛ゆ人ハ櫛ゆ人ハ我身ゆ櫛ゆ人ハ櫛ゆ人ハ我身ゆ櫛ゆ人ハ櫛

雅亮装束抄 巻上 五節所の支とゝ下ゐ「あをとゝ・まさゝ」とあるハ形物なる
木櫛 蒔繪なる木櫛と同じともかゝるも今はすまれ多の櫛ハ七八百年来あり
へ歴〻物也 元服法式 永禄年中の物写本 「櫛ハ二ツ一具なり中略 御櫛三ツ・解・篦・細・桐・
蒔繪也解ハとゝ篦ハまれ櫛なり細ハ竹櫛」とあり今もいゝ二ツ櫛の名古れ
事なりとゐ篦とあるハ今もいゝ唐櫛又ハ櫛の変なるべし篦とのゝ歯をバ竹にて
作りて篦に似るゆゑの名なるべし唐櫛とハ世物始ハ唐土より渡りしゆゑ 正字通ホ
「竹篦除髪垢者」とあり又遊女くゝりしまれ多のゝハ 諸艶大鏡 貞享元年大坂板 西鶴作巻の四 大
坂の湯女どもゝゝみの客の紋所とまれ多ゐるゝ櫛をいくまのもこゝらくゝ
来る紙にて巻の客のゝん所の櫛紙ちまを変をいゝ又 一代女 同人作 貞享三年板巻の三 大坂新町の
遊女ら蒔絵の紋櫛をさゝ事ちゆしをいゝ又 俗語ゝ 同作 巻四ゝ庵形ゝ木櫛
ゐ切金入りの折菊を蒔絵ゐる櫛を町の富家のむまゝあゝさゝとをいゝ江戸ゐも
[illegible]

繪〻なる物ちゆ明和ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ハ一寸ゐ六分横六寸ゐ[illegible]の甲の[illegible]
かゝの櫛ちゆしとゝ 横長の〻ちゆるハ 根ゐ〻ゐ 失明より後文化ゐ四十五年の間ハまれ
多のゝ〻世ゐまゝゝ近年もゝゐゝて蒔繪の木櫛ちゆるハ民間模とのゝべし

三 塗櫛

○塗櫛も古〻 明月記 定家卿の日記也 写本ゐ流布ゐ 建暦三年十二月十二日の所ゝ 今ゐ六百余年まへ
「今日風流櫛構出贈之 按察火桶細註押錦以櫛為炭以白物為灰櫛廿枚
入之 下略」とあり古ゐ風流とゐハ俗ゐいゝぶゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]物とのゝ変 風流の事 百練抄巻
十五ゐも見ゆ ゐり安察火桶とハ大なる火鉢の事ゐ紙綿ゐ押櫛を炭とゝ色白物
を灰と見せるゐ櫛ハ廿枚入りゝとゐり是ハ五節の舞姫ゐ公卿なちものゝ
風流を法〻ゝ出物とゝ帝の御前ちゆきゐゝかゝゐれ舞をゝのち
姫ゐゝゐゝゐゝ

あるべし火桶などに朱塗もして火と見せ申べしうんけまでぬりくるも六百年以上よりあるべし物語又青貝の櫛もあり「落久保物語」巻四に「見まうなるくし」とある青貝の櫛あり此外みもろ〇閑云五節の舞とある事は大内ふく毎年十一月中の丑の日より辰の日まで四日の間御儀式あり辰の日は公卿の家々のいまだ男せぬ赤通女をえらびせ申て髪をせをせ申人見を豊明の節會とある

四　瑇瑁の櫛　俗みのべうえ

瑇瑁の櫛并御國の古昏あり所見あり但裝束の石帯に用ひ来古くよりあり瑇瑁の字玳瑁作るは俗字なり字書に毒の字あり

以を唐土にて忌しうさて「異本枕の草紙」に「さうふのけしうし」とあるは玳瑁の櫛げにまことにいまだ考証をえず又「新撰六帖」光後「河の瀬に深なる亀

もまことに然るまで是は西土晋の世の干宝が作の「搜神記巻十四」に見へる故事

よみたるおもしろひさ亀のうたるは刺櫛のやうなりとのみあり其故事は

洪の灵帝の時江家とある所の黄氏七人の母盤中に浴して久しく不起

変じて竈と為婢驚き走りて家人に告る若の間に竈轉て深淵に入りぬ其

後時々出る代見るに初浴せし一銀釵を着けるに猶其頭にあり於是黄

氏累世敢竈内を不食」以上搜神記一条此釵の故変もあれば浮なる亀も櫛

の中にあるこの心の奇ときこゆ此哥の事学友山嵜美成ぬしが著なる天保十年

先年抄録おもひたるがかの書の頃板本三養雑記巻の三にえたれども

あらはされば六日のあやめ也けり玳瑁の櫛并西土の秦洪以来あり事緒書

に敎見洪の武帝の時宮女頭の飾・鳳頭の釵・孔雀の搔頭今の花

雲頭の鬼瑁みを為之と「粧奩記」にもえんこう又「格致鏡原」に晋の東宮旧

事を引て「太子納妃有瑇瑁梳三枚象牙梳三枚あり」とあり猶あとに引もうるさし御

國に中昔以来四百年前京都室町家の旧記どもに女中の事どもあまた

こんなまど髪のかぶりふたいまの髪を用ひ〜華更ふこゝ巻ふたいまの髪を髪ぬかぶり物ふ作りたゞめよ髪の結ひ風のできたそのちゞんつけ油とふ人物もいできるようの事ふるべ〜

髪の結ひ方・ゑん分油のたゞまり下ふのべ〜

笑委集　天和年中の作　写本巻の十二ふ

「七ぐらいでうつまゆうぞくまふ馬上のさま　たゞまふ人の羽二重白小袖郡内のどゞん鴻あさゞのふ縫ふ定紋の三ツ柏五ツのつけ桃色の裏付て一尺五寸の大振袖を上ふかさる横中ふるき紫帯二重ふまきやさとうまゞ〜しろふて元むまび黒髪鴻田とうやふゆひあげ浪ふく〜ふ蔚繪かゝる玳瑁の櫛ふて前髪をおさへ紅粉を以て面をいろゞうさゝもあて世ふのいでたちけり」とあり是をみく玳瑁の櫛をかざりふけるゝ時代をまる此書俗作なゞど万治をさる支遠うぬ人の實記之本文ふ七とある人のあるおとゝ馬上のまくふ袖の支ハ天和二年三月ふりけるゝ此むまゞの事ふもの一挙本書ふ法ふまゞうゝ也長一尺五寸を大振袖とのゝ〜ハ昔ハ袖のさゝみどかゝりしゆゑふり振袖ハ起立沿革の事ども衣服の部ふのべ〜・さてむゝ〜ふべゝふの價廉かゝり正処ハ

都鳥大鏡　大坂の西鶴作　三の巻大坂の蓮葉女の宿屋の事を「ぶゝゝの

けゝ櫛ゞ本蔚繪ふて二ふ立ぐ〜ぶるふ櫛ふ本蔚繪ふるゞ二ふ立分ふり〜べ〜」とあり此比及ハ一枚甲の挽板ふり其の櫛ふ本の字ふる玳瑁二ふとまれバ髪ゝふ髪ゆふをこゝ「ゝまハ此年まで髪ふ中ふふ挽の外ハ蔚絵の木櫛ふ黒き笄を用ひふ要のあさまをこれバ透玳瑁の櫛をさ〜笄の外ふかんざしとゆゝふの物何の用ふ立変ぞ」とゝゝ是ハ此作者ゞ此姑を六十四五ゝとして花を四日元禄の比ふ元禄の比ふ元禄の比ふ

なる書の天和二年ゟ之の掃一反五分ありしゟ八十年ゝゟ後宝暦ゟ
七両の掃ゟ驕奢太平を追ゝ冥冥冥也ゟ猶ゟ之の掃并の変矢和
あらゝゟ以来の浮世草子ゟ多くさゝへられど例のうるさられバ不引

(五) 瑇瑁を班ゟ作る起立

瑇瑁を瑁ゟ作るハ非ゟ通じて鼈甲とゟハ誤ゟ鼈ハまゝつぽんの変ゟ
たいまゝといひて通用ゟゝやゝ多ゝゟ之ゟ多ゝゟぬべし瑇瑁ハ四ツの肉翅を以て
手足と手下の圓をゝて走ゟべし雄を瑇瑁とゟゝ雌を蠎蠏とゟゝ本草南海ゟ出る
物とゟゝ本草記聞の説ゟ「蠎亀ゟ能似て頭ゟ觜ゟ鷹ゟ鳥のゟ如し
前足長く後足短し皆鱗ゟ爪ゟ背甲ハ亀の如し甲殻ゟ重りて十三枚
ゟ船来ゟるハ片々ゟるのみ又全躰ゟるも船来也」とゟゝ此物ハ日ゟ近き事
五六度高さ ゟる大熱圓・己丑・真臘ゟゝゟ生ぜるゟし物産家ゟゝ

正徳二年枚来瑇瑁の下ゟ「近頃江人蛭蘭矢不見其痕但夜温安
之耳」とゟりゟゟ寺鴻良安翁此書を作ゝ頃今の如く多ゝゟ之の透ゟのみ
断截接合変ゟゝ右の文の下へ其事をゟゝべゝゟゟゟゟゟゟ折ゟを法ぐ事のゝ
ゟて今の職術ハゟゝゟ」とゟゝゟ出れバ事ゟ何ぞの比及ゟや
あらん甚源を尋ぬべと正徳今ゟ百三十年ゟ以来の書
ゟも俗ゟゟゟゟゟゟ

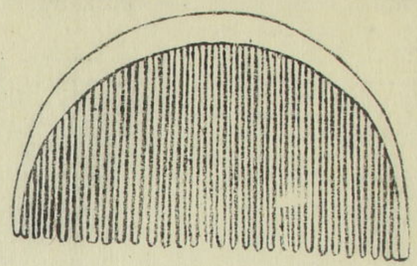

○象牙の櫛
・類聚雜要
巻の四ふもの
図あり大治
五年中宮立
后の御料具
の一ッあり傍
註ふ櫛の大さ幅一寸八分
竪の寸法えんぢ髪上げの冊
用ふとあり・本文ふ「以牙令
作令進給了」とあり
是象牙の櫛あり前ふ引
たる延喜式の象牙の櫛を
髪あげの時ゆゑ玉ふとある

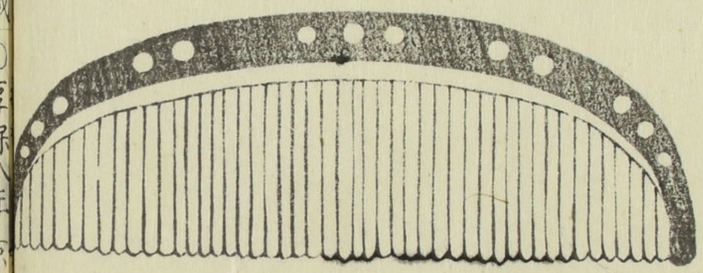

○頼朝卿の室政子御の櫛
鎌倉志巻の一ふ此図を載て曰「十二の手箱一合小
道具いろ〳〵箱の内ふ図の如くなる櫛三十あり」ト云
・百樹按ふかくのひゝハ此書の作者河
井友水ゲ此櫛をもて延宝四年ぬ変
あり本文櫛の経三寸八分余高さ一寸
二分厚さ二分櫛の背ふ浅くあり
なる穴十三あり元ハ青貝をのれる物
ふて今ぬけたる跡あり間青貝のこ
るもあり穴のあるハ皆三二三二三とあ
木ハイスとの〳〵とあり好事家此櫛を
摸作るゆゑ流傳して政子形と唱へ
世ふえ申しハ寛政の比あるた是より
市中のけゝ櫛一変して今ようるハ政

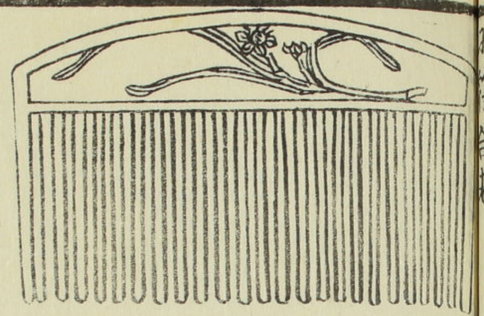

○或家の所藏
・真鍮の櫛
初代安親作
小縁金鍍水仙
阿彫透し両面
同し櫛の寸法図
の如し・奇品ふ
れば爰ふのせう
金工名譜を按るふ安親と名つくハ
四代あり此櫛の作人安親ハ奈良利長の
門人辰政ゲ弟子也本国ハ羽州庄内の
産土屋弥五八とのゝ入道して東南と
号し延享元年甲子九月廿七日設行年
七十五浅草誓願寺中林宗寺ふ墓
あり彫物の名人ゆゑハ世ふ高ち所也

○享保八年京板西川祐信
筆絵本百人女郎ふ此図
あり島原の太夫
同新造と
あり
・今
弘化
四年より
百二十四年
前より櫛ハ二枚
ゆゑ外ゆゑ髪の
ひろ〳〵ゆゑ笑を賣る女ちゃかくの如し〳〵
むかし〳〵賀茂新べ此書中ふ東都北里の遊
女の図もあるど二枚櫛を多くを依てみりふふ
北里の二枚櫛いのちふ京風のうぶり〳〵ゆゑんろ

まづ[illegible]のみて賞し職をそこなひけるに廣ひ京ふまゝる者のゐハ數龜甲の細工ゆゑ人ふ[illegible]れ小間物問丸の大商人ども九四郎ゞ細工を称美おけ[illegible]とあり是を視たる次の日旧友玳瑁樓照義老人のもとふ[illegible]て今年七十九歳雅趣ありて篤実の翁なり右の書面の事を繕りて接合事の起立おがんあるやと尋しふ翁謂ゆう我家八今ふ三代玳瑁の職を業ゑ又ハ元文年の生をゆく享和十年酉のさ〻七十七ゑ身まづ[illegible]ぬ又ゞたゝ[illegible]ふまさしハ寡保の中比長崎より江戸ふ来りし四國の六部ゞつゝ職の者ふ[illegible]て杖をそ[illegible]ち病ふ陥り日を経て全快したる礼謝ふ[illegible]べつゝを作ぐ変ををしてしゝ[illegible]て櫛笄のをれるを作ぐ事をありのちゐ弟子ふ[illegible]つゝ世ゑ知ることもしゞ今の如く切接つぐ事ありざりしふ元文年中ふ[illegible]ゆう職人の中ふ[illegible]つゝのでき[illegible]返ゝ知ることもしゞ今のゆうふ鋏拐をゑて繕事ハ[illegible]しゆゑけハ維ゞ[illegible]て作ぐ日ありゑ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ

重價第一の物とぞ云ける嗚呼珊瑚婦人を惑はすべしさて又かんざし形の飾り物ぞ流行しは松葉ゆしを今はさしもさふ便利ありて鶯は梅ゆ初音をうさひ蝶は菊ゆ翅を動もあり是も國澤の餘滴ぞ

(六) 朝鮮べっかう

照義の結ゆ朝鮮べっかうは朝鮮ゆて産する水牛の角は肉付の際はいく撓て毒瑁のゆうゆ是ゆて櫛并を作り真甲ゆ偽をせゆゆ朝鮮べっかうはいつかるる事を創製は安永のゆ今より七十余年前なり其ゆ朝鮮の水牛渡りまくゆ價も高くなりしゆ天明の頃より和ゆ常の牛乃角を用ゆ是も肉付のきゆは撓ゆ職人是を地板と唱ふ其ゆち天明ゆ中頃ゆなりて六十年ゆ前馬の爪をも作ゆ是を職人ゆ唱ふ馬爪の畧言なり道ゆ石ゆく平坦なるゆよりなる馬の爪は殊ゆ撓も照もよく牛ゆ角ゆ勝る江戸練の馬の爪近年は細工ゆるゆなりて并ゆ四角なるゆのみなりしを本末ゆ丸分をつむゆゆゆ素人ゆは真偽はいちがゝ然れどゆなりゆ二年ゆなりて照も作やもぬけて馬爪の馬脚ゆなる又爪甲ゆは爪ゆなりゆ真甲ゆ乃ゆ爪甲ゆなりゆ形物ゆ絶るゆ用ゆ又腹甲ゆは爪ゆ真甲の瑇瑁は腹ゆなり瑇瑁は全躰の甲は也も三十六枚あり甲の数日ゆ近き支六七度ゆる大龜國巴丹真臘はゆうゆ此説是産ゆる物なりはゆゆ之ゆ繫ゆゆ之ゆ露ゆの潤を絶今ゆ更ゆ之ゆ生ゆゆなる後ゆ之ゆ之ゆゆ之ゆゆ之ゆ照義老人はゆ

今より六十年ゆ天明の頃はゆ之ゆ路上を呼ゆ之ゆ

今七十余の人はゆ之ゆ今はゆる者ゆ以珊瑚の價の貴躍ゆ之ゆ

(七) 横櫛

今市中ゆ之ゆ女櫛を斜ゆ挿を横櫛と唱ゆ之ゆ女中は假ゆ也ゆ変

ゆ之ゆ之ゆ心ゆ也ゆ之ゆ也ゆ之ゆ

大和物語　此書八百年あまりの人の物也　風吹たる家の戸下より「女のかりの衣うつけや　業平　ありもてこいつ
ぎうけもとづつまくてたてり。さてかいまみつるに、以前ハ垣間目門ニ甚小袖
きて、大ぐしをうつくしうふさかけて、居飯盛居忌
きふけるまいつぐ。ゐうまけり」とあり。こゝに横面掃を乃横
大なる黄楊の掃を刺て居たるあいぬる文意を推い業平此女ふあひ時い
うたくくうをうひをかざしを入れいとぐしみみられ髪ぐうるぐうう
飯をあるとこをとびあれそぐけらそとこもかをさず門口より帰ひとあり けをとばつ
「横掃の中ふみぞおりうく姑くあうして大方の教を須い。又大鏡文徳天皇三十廿四代後一条
帝までの事ぞと記たる物掃「一品宮三条院の皇女禎子内ぐの乳母ぐらせまうけるふ弁のめけの侍供ふひぐさ刺
ぐを左ふ付れたりけるを。あとよ掃あどくらいあくけうる
ぞとこをを地ふせうをれ」とあり。是横掃ふ付ふとぐ世ふとぐらい故實ある変

とぐめひてあひて。をどあくいとのうまひるあり。物忌ふ入掃を掃ふ付て世ふとぐらい故實ある変
物忌の二字或紙ふ書く細くなるみさるを掃ふ
結ひ付る絡ふいふをまうの守り也物忌と鬼の名あるう
古書ふ見たる又玉海ふも齊のと伝法ふある事のとふ出あり
下ふ舞姫掃を横ふ刺支物忌を掃ふ付
歯の形ふ立ぐうる式うふ孫の方へく巻うーあげて中ふをさーうるとぐ巻十寸」
とあり「巻ーあげて」ふハ
ゐるあるべー西土ハ唐人の句ふ「長曩抑玉梳新月曲眼含珠涙暁花濃」又
宋の秦少章ぐ「斜挿犀梳雲半吐」又御園の横掃を清朝みく詩ふ
賦りたるハ外國竹枝照代叢書甲集二収ム「綰髪塗牙已嫁郎瑁梳横掠坐蘭
房」又明人王折ぐ三才圖會緯の下の織婦横掃ふ西土ふハ古くよりあり
けんうるそハ明和以前の繪ふハ所見ふ一ともかくもとぐーいゆーげ
あそ初の孫もこゆるぞう

○博識の聞へ高き学友静廬翁ぐ著たる梅園日記去年発販巻の一ぐ

櫛とある一条は弁の乳母が横櫛も五節の舞姫がよこぐしもうまされ
どおのまも先年抄録しおきたまをまつふ引いでつ此書は刺はおくまを
めまべ勅説は似く六月のあやめを引の

(八) 二枚櫛・湯女の事

二枚櫛を利事は遊女のこれ熊野弁ぞるはうしみけまど筆のつくれ
記を 事跡合考 延宝三年柏崎永以作写本見しは四月巻 「吉光の傳ふ惣ぶて駅亭の類は其
辺戦場とありては勝利方の大将首実検する時はかるうぞ女どもが其首を
あらふ事也 巻遊女が二枚櫛さすは一枚は首あらひの時用ゆる櫛なり」とあり
勝たる附用とあれど二ツ櫛は古器とのべ一又一説は 箕山大鏡 延宝六年大坂の人箕山作写本
「六条の附 今の島原六条 名家亜口の御髪は櫛をさせるべる紙巻の附の
寛文 傾城ども見てけるもどめつるはし尊ふ八千代遊女 子みかうき」とあり此説は
櫛は大坂の湯女ありけるもどめたりとおりへあれは 巻ろ物語 珍書也蜀山公羽所藏
をもどめ是ふるる物を参考せふ天正十八年大坂ゆて風呂屋とのへ事ので
きて湯女とて女ども入り来る客の垢をもり髪をあらふ 此頃の男はこる系せん髪
湯は入まべ必ず 髪をあらふ ゆるふ髪あらひ女ともよべり髪をあらへで結ひもまるゆ多者は
櫛をさす此湯女寛永の中比ふいてうは容色を飾浴客等が酒のあひて
をもど櫛一枚は常ゆる塗櫛を二枚さして客の多き浅こせ且かぎうこも
湯女のあるもとるるうけ然して稍く色を賣はいう大湯女小湯女の
名目ありて 今も有馬の温泉は此名のとわり 大ゆるは酌をもり小ゆるは垢をもり髪をあらふ慶
安美應の間ありかくて遊湯女の淫風浪花はさうあり西都ゆも起り此風の
為は坤廓の花もちりがて変をぞかはるぞ風を移て為ぞの遊女等も飾は
櫛を二枚さすことぞ為をられ事ども物はこへつるは 傾城何々 書名ちぶく元禄十六年大坂板巻の二
湯女の事を「郡内のまる物は黒き半襟みげ島田小二ツ櫛」又 元禄曽我物語

巻二「額風呂のふた・扇風呂の萩・湊風呂の延ゑど元禄中須浪花めく名高き湯女ごゝも」又 俳諧二番鶏 元禄十五年板「小妻と八重よ打合妻の風分二枚けしなる樽八橋ゐ」 談海 慶長十年より寛文八年迄の私記写本 巻八に「慶安元年風呂屋再興せ」とあり是ゐて江戸も有て十年後明暦三年の大火より一変して風呂屋再興せ」とあり是ゐて江戸も湯女の盛りをきゝべし 慶長の末銭瓶搗のうみ始めて○同云むかしハ番人を浅湯風呂ゐ事嚢穂集 むかして遊興ある所ハ馳走の為風呂ゐ設て室所殿ゝの紀録ごゝゐ

あまさえ女中のあづかる支ゆ名馳走よりゐべ元年ゐ

ありけん 源平盛衰記 巻卅九千寿伊豆ゐ重衡鎌倉ゐて「一日湯殿ゐ入ゐ程より及びくせ

なりかと見ゆる女の月給の帷子白き裳著たりけるゞ湯殿の戸少開て世左右内へも不入中将重衡ゐ有る人ゐと問ゐ兵衛佐殿御垢よ系ゐと仰ゐる有り中暑新き

樽取具して水懸洗ひ流ゐゞして奉る」とあり是も風呂の馳走ゐて湯女の

をゞ水風呂又ハ行水ゐ入ゐ異名今の常言ゐ有ゐ也湯ゐ入ゐ室所ゐの

記録ゐ云ゐ有り・さて二枚樽ハ 北廓案三 元文年中江戸人の作写本巻三「今の風ハ元文髪ハ油

がゞゐ樽ハあゞの歯のごとくゐるを二枚さゝかゞけとゐゐのゐを有ると

七八ゐさゝちゝ」とあり是今より百年ゐ前ゐ北廓の妓態今ゐ有ゐを

きゝべし 西土ハ遊女ゐ髪のかゞゐ大壮ゐ有り明人田藝衡ゞ 留青日札 六婆三姑之条下

「大家婦女金のちの赴人筵席ゐ有ゐ金玉珠翠・首飾甚多・かゞらの飾一首

大幾如合抱かゞらのかゞゐ中暑及上騎時・かゞゐ幾不能入簾輿也かゞらの

かゞゐ入中暑・坐久頭重不堪其苦眩暈扶帰」とあり是ゐ北廓

遊女の二枚樽八ゐ叙ハ是ゐ元ゐ

ゐ小島人ゐ則易好で婦人の叙上ゐ集ゐゐ小島ゐ有ゐ

あゐハ髪のかゞゐ合抱ゐゐ

九　樽占

霏雪録 ゐ公風と

新撰六帖　夫木抄ニも有る信実朝臣の歌「あへ事をうらやゝ（向）ゆげ（占）めうゝ（正）まさふ（黄揚）ぢゆげ（小櫛）のをぐしも」

まゝ見せるゝ」世哥を哥林拾葉集より出す注に「世哥ハ古記ニ云児女子黄揚の櫛を持て女二人ニ辻ハ四のあやまり向て問之又年歳の女ハ午日問之今按ニ二度世哥歳綿・塚を作り　あまとかぶ　敷米櫛の墨流鳴事　二度の後塚の内へ来る人の言結を聞て古歳推中畧櫛占といへ事如斯」木文浜字世櫛占千年以上よりあらし事あらべ〜然かるへ〜ハ　万葉集巻十六　卜部乎毋八十乃衢毛占雖問君乎相見多時不知毛」此衢占とハ櫛占とも言ふ

同書ニ・石占・足占あり　又　和泉式部集「さ〜櫛のたゝみかたて。まもゝぐ神をぞいのる」

・さ〜〜けさ〜たゝぐ　ゝ　ゝ　ゝ

はあはせたさ〜おれて」おのづから櫛をかんざし〜もつて見はべる髪をも利物なる〜髪制をかんざしとつかへ青便なり紫式部が比及ふ女のはを簪とつかはさふふきゆゑかんざしの名目まづ人事みしる〜

十一　櫛を投て親子の縁を断る・櫛ハ人を贈ぬ物とつかへ事

投櫛を忌事ハ伊邪那岐命の御事を縁として千年以前より帝ふるふ前よりの〜ごとく如し後世よりてハ投櫛を拾へば其人ちやうのえんもきるといひふるふせうとこんらう

東鑑　建長二年六月廿四日「今日佐介の住居者俄に自害企聞者競集り其家を圍繞て其死骸を覩る其譯ハ此家の聟日来同宅今ゞ田舎より下りけり聟の父智の妻ハ通艶言不許容父却のゆゑ今々投櫛之時ハ是取者ハ骨肉も皆変て他人とあるの由称之とて父潜に女子の居所ハ到り屏上より櫛を投入しかの息女不意而取之仍父己に他人ハ准害に及ぶる也」特書六月廿四日佐介の家事ありさまハ櫛ハ人を贈ぬ物とつかへ事

洪文　ハ今より六百余年前の実事ありさまハ櫛ハ人を贈ぬ物そし○八百年のむかしハ皇女伊勢又ハ加茂へも齊宮ハ下りあるハ皇帝御手親櫛を齊宮の御額へ挿あるハ是を別の櫛と名目源氏物語ハ櫛ハ齊宮京を出るのく其日のおまろまでさしあひくのちハ自身をとりはづさぬ持あるより又櫛ハ伊勢みそちんさく寸法までも古書ハ見へたるとこりハうさ〜つくるの櫛ハ人ハ齊宮ハ立せるハうちハふるとび京へ入るあるふる御制ゆゑの名あり此事とおよりる息女ゞ自害の櫛の支ハ拠て櫛ハ人ハ人ハ〜ざるゆゑ・けりれ物ハ人ハ人ハ縁ゞさるゞ

今もの〜ゆゑ〜されどもむかしハ〜ハ人の孫ハ〜ハ櫛と扇をおる事ハ

落久保物語　源氏より前の物語の四ハ　四つの君播磨へ下りあるハ附ハの方より君の君ハ

「ハの方いとよくあるる扇二十かひぎりるく〜きあの箱ハ〜きめの中いまそこの人のかさ〜ひけ〜てかるみふこゑへそこ〜すし」又源氏物語の巻ハ頭中将伊豫ハ妻を筑紫へ下ハ附源氏より妻へ櫛と扇をおる事ハ千筋よみぢ〜ゆゑ多路も櫛ハ〜ハ〜ハ〜

べ一説ハ又あくの心ありとの説

後撰集

「鶯波濯みもあらむをみをつくし　掃
立野が谷
ふるき心のあらはしてなり」

とも掃をかるゝ谷あり　玉潤がむまあるよし　大和物語ニこれも

右の如く多くハ法ものの物我人ふるゝ事ハ

ゆへよ○西土の掃の始原ハ明人謝方紹が

古今始原

ふ赫胥氏木梳竹櫛を作り辮

ゞ妹・女媧氏釵を作り笄を作り髻を作るとあり　註ふ以荊為釵以竹為笄とも

西土も太古ハ質朴なる事かくの如し　妻を荊妻といふハ荊のかんざし

をさ女と卑下のことゝ

十二　神代の髪の飾・笄

神代ハ男女とも蔓艸を頭ふまとひてかざりとなる名て加豆良とゝ又尊人ハ

玉を糸ゝて法ものとなる頭ものまとひてかざりとなる事

日本紀古事記ふ

あまさ下ゝたり　本文を引ハ神代ハも珠を作る人あり事神代の巻ニ見れバ

今の硝子細工の如くして珠玉を作りしなるべし此様なかざりとなる外ニ頭のかざりハ

和名抄の部　源氏鈴虫の巻ニ

あまさ此様髪とゝのへ今の世の雛人形ニ女の冠着ハ此様なる

あらぬと本居大人もゝ　古事記傳巻の八○さて神代の掃ハ髪ハ掃ハ

黒御髪の註

みゝくしの如し掃の外ニ笄といふハ神典ニ

ぎーえなふがだ

左之挿冠釵也又蒼頡篇云簪ハ笄也」とあるゝ笄もかんざしと訓べきなり又

和名抄

冠帽の部ニ簪和名加ゝ

あまのつぎの所ニ様髪厠中畧或曰様髪和名加美賀岐髪賓髪を導様とする所ニ

名抄ニ

名抄ニ

なれバ千年以上ふるゝとゝ名目なりしとゝ此後二百年ばかり

なもてハ源氏をたゞ古代物がたりゝ

和訓栞　伊勢人谷川士清作

みゝくり

説文

ふ簪首笄也とあるゝ西土ハ簪も笄も一ツ物とも

笄ハ本字笄なり　御國ニ古書ニ髪搔とも昏されバ此物の本用ハ今の毛筋を

の如くニ法ものあるゝハ髪の内の痒き所搔物とあるゝ

類聚雑要抄ふ大治

二年　今より七百余年　立后の日道具のうちふ平髪搔細搔トありて國ある所ニ臨ム

質は銀・象牙・水牛など也又

簾中旧記 東山殿の時の女中衆の事ども書

「その作る物丸きもの

大治年中の物

考へいまさたぐるはかうがい」とありて

図あり前ふあげたる大治のころの図と

此東山殿のころの図と年歴へだ事ゆゑ

東山時代の物

源氏槙柱の巻

図あり前ふあげたる大治のころの図と

考へ合せ見るに二百五十年也・さて笄は一ッの考あり

なく家代出来ぬ人附服若往則一家と分れ

つの宮の方へ移られたり其人附姫君を取君具

ぬ者ありぬべき実のけ一ものもなげきつゝ

柱

のたらを人はゆづるこちもあるもあれども

書 柱 乾剖 間

かきてたらのゆりもてるたきゆかうがいのさき

尖 押入 空室

ともあるきつるまきのけたらはいまをこ手する方・えもかきやゝでなれまへ」とあり

槙 柱

さらに」と実然たる文句は源氏の文格よりあらはれ出でたれば姫君の懐

ふあり」ものを紫式部ゲ日記ふ如ハ常ふかうがい

きらに」と文ふ照應もなくかなるとあるは笄を懐よりもたるんと推量するうに

むしろ女も今と物のべくかたらの舞き附瓜して搭くいゆく且亦礼ふ見べ髮搭を

かうがいとさへ古く訓る物あれば下賤ハ論なしよりある女い懐中ふ髮搭ものある

べき此外ふ俗ふふる紙い地所のふるところあるもほど女いてきさう入用ある物

あり

和泉式部集ふ「加茂ふ参りけるふいらうがいを

神ふ忠頻・千早振かみをびあふまく物ふ式

式部ゲ連歌ふるもふるところ紙をのべて足の指をまるるるんあの連歌ハ

金葉集ふ

いまをび右まの人「かうがいのきたるき」とあるもなる紙のあひだふありしかうがいゆく

紫式部ゲ時世ふ女かるもゲ持物ふ文句ふ照應ふく実然たるるんこい

乳母の蛸子ふ女のふるところ紙を持参へさう

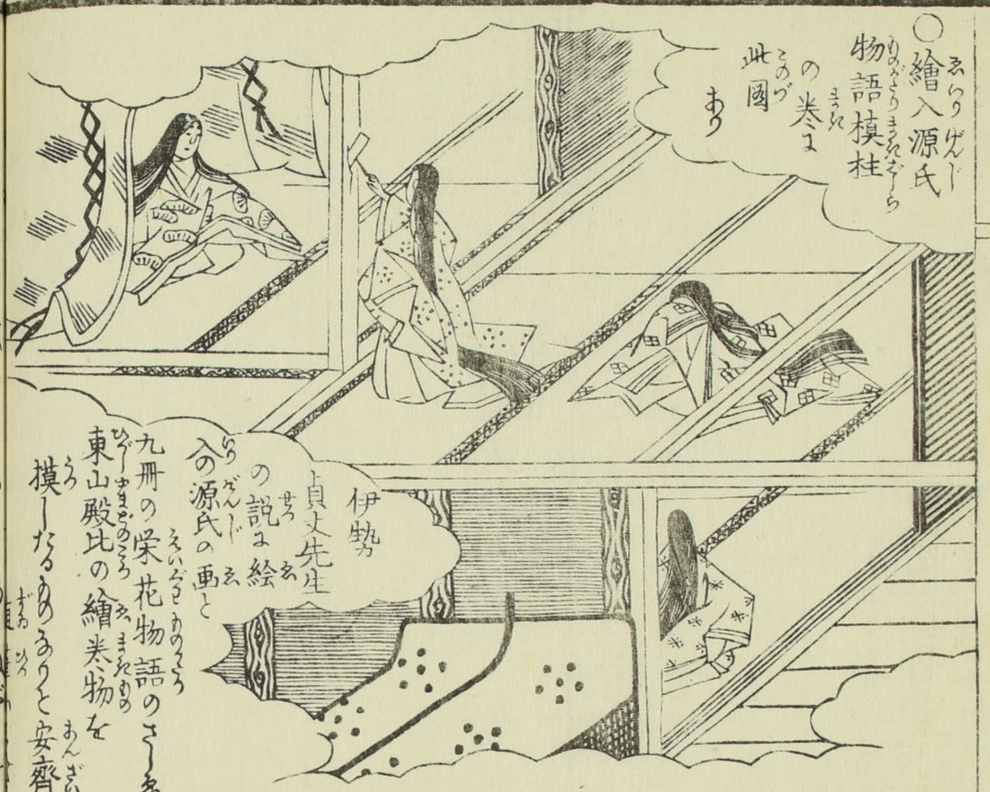

のまぶたにうかぶるまるりやうるまぶ雨ふたりざれどもなりひとり」まゝ考るに○さて又なりひつたるまゝ事なりと世成ゞ自ふ「みゝごとり又より世まん此柱」とのるい伴の槙柱の故事ふなりひとせるるゝん 世成ハ季吟らしの門人 槙源氏ゆゝこゝみゝ一人也 槙柱の伴の文は「名ゆりぬべた堂のゝ一紀忍ぶそう思ゆるべあり」とあるいみごとりの景物也「掌ふ」ありゐ事ゝ紀ゞ一ゝそのほゝらを

とあり蕉翁ゞ自意ハ・ゆゝゝ者ゆりぬべき柱ゝゝゝゝゝゝ冬ごとりゝゝのごとりそゝん此柱」ハ槙柱の事ふ人中もゆゞゝぞ世意ゑごとりをゝる家我ゝそたる槙柱の邪ゝゝ

ゝゝゝゝとゝ自ゑ柱のゝゝをゝふゝゝたるゝゝるゝゝゝゝ

らの故事を言外ふゝゝゝゝゝゝゝゝ奇ゝ妙ゝゝゝ九京可起蕉翁可願乎不口○

槙柱の文句は「ゝゝらの ゝゝゝゝゝゝゝゝ

よりかうがいぬるをく髻法くろひ串十訓抄・寝覚記ゆ云へくう　案ゆ実方行成と打ゝ清少納言

実方を行成ようり遺恨也帝ゆ行成の冠を落らして成いめ法ふべき者

ありくて官位をくみ実方いもの盛行よりて哥挽くくくく

刺ゝ自害をべしゝを絡く笄の形状和漢古今相同をるべし

(十三) 笄を髪の飾に挿たるなる起原

前に引る元禄三年の板人倫訓蒙図彙の櫛挽の図「按槩文を紙商ふ・竹・角・象牙・鯨の類をもつくる造る」とあるを以てかうがいかざりは さばくしをもつて且又質素なるべし・さて元禄中頃ふいさう笄髷とのゝ髪の風俗より起り緒図ようの且つ其結ひかつい笄を髪の根ふきしまふ髪を巻つけて状をなせり下の髪の風俗図の笄ハ髪を理抱あるを指く髪ふ刺物ようゝハ此笄髷ちよりの一変なり

書不角撰「あまつ猿くくるゝハ盃台・笄の緒も歩んお月のまゝ」是笄髷を

江戸土産 元禄十年板俳

ふ作りなるゆゑ笄も鯨なる事明し此後十五年なりて猶く飾りを挿物

とありしや

真葛原 享保六年板 路水撰俳諧

「あらひ髪あらひ髪ふ櫛の笄」

今の世ハ櫛の笄ハ武士ハ皆一枚甲の如ぬ如く薄き物

よりかざりゆもけりけん

廿年

俳書十七回 享保八年板 洛々撰集

「かうがいを及なるのい淮ふ仰る分・極暑ハ冠をかまくらのゝ」

鎌倉見物の旅七女中 菅笠の下なる笄日の照と頭巾をて及り

なりんとのるなり笄のうすかし紙とすべし

百人女訓品定 享保八年京板

西川祐信繪本ふ此図あり髪の風元禄年中の笄髷の変風なり笄髷の図ハ髪の部ふ出す

・今より百廿四年前なり

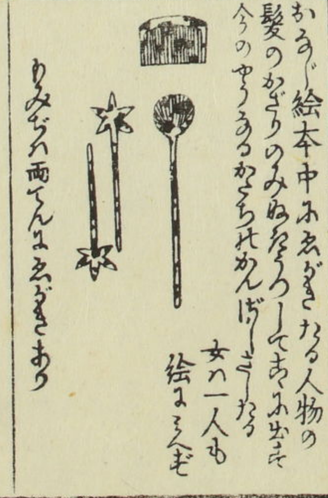

おなじ絵本中ふ出なる人物の髪のかざりのみぬをろしてあるふ出さそ今のやうなるかざりれんげしさなる女ハ一人も絵なしこれ

りみぐの西てんは出なきあり

(十四) 孝謙天皇の御簪

難波の好古家梅園主人天保二年ふ用板せしをたる

梅園奇賞 ふ載る

和州法隆寺の宝物孝謙天皇の御簪として其図あり世もて質も寸

法も記さるゆゑ紙障ようなる月の梅のとあるぬこちらして真物を見たく思ひ

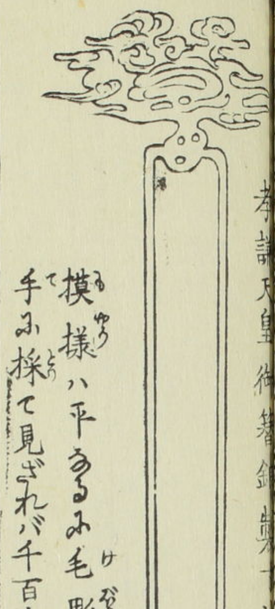

模様ハ平なるみ毛彫なるみて雲中み鳳凰の舞ふかちと見えける手ふ採て見ざれバ千百余年の古色ふ昏眼して視さががくあり

此両帳の時好事の人々御室物ども を美称する中ふ此御簪の事を論じて いひけるやう天皇の御頭ふ挿せるへ物ゑまゝ黄金ふそとそのべけを結るふ品下りる銀ふいぶりとて疑訝人ありしがのち竊ふ謂此法かんざし銀なるゑふいと尊しいんとゑまゝ銀い天武天皇の御時白鳳三年の春對馬国より始て白銀を献ぜ其後三十二年ちて元明天皇の御時慶雲五年武蔵国より始て銅を献ぜ依之和銅と改元あり其後四十年ちて孝謙天皇御即位御歳三十二あゆ天平勝宝元年九月陸奥国小田郡より始て黄金を奉る此時大伴家持万葉巻十八「須賣呂伎能御代佐可延年等阿頭麻奈流美知能久夜麻尓

金花佐久」と賦り銀ハ金より七十五年前ゟ世ゟ世ゟゆゑ帝の御簪ゟも作りつゝんゞ金ハ右の如く孝謙天皇御即位の元年ゟ始て世ゟ世ゟ物ゟ長ゞ御かんざしゟも造るゞゟ浩用つゝ事いまゝたゞ件の御簪銀ゟそあるゑ信ゞ紀ゟ〇因云神代ゟ白銅鏡ゟ皆ゟ洞始て世ゟ世ゟゆゑ和銅と改元さゝ東国を以てこれハ洞ゟ神代の鏡ハ何物ゟそ造りゝやと疑惑さへけゞ神代の支ども八人理を以て窺測べゝゞ鉄ハ神代ゟ有しゟゆゑ鉄鏡ゟ有しとの説あゞど粗謬ゟ有と先哲もいゝ

十五

髪筋をかんざしとゝの事

髪のたんまくかんざしゟどゝ
きこゆうゝげゟ」ゟ
源氏若紫の巻
ゟ紫の上の叔母のゝま君紫
ゟ紫の上を源氏垣間見ゟ
「ともやと
うちけうゝまげうゝく俗ゟかゝゞがイ
ゟ成
紫びゆんさまゆゝき人ゟとめ目
ゟ銅を本居大人の
玉のゟ櫛
六巻
ゟ註して曰「かんざしゟ髪のけざゝとの
木の枝のさゝたるさゝを枝げとゝ
ひゟりさまゞ額のきハより頂ゟのさゝ
ゟるを人ゟたゞ并と心得ゟたるゟゝ
つゞゝひくゝぐゝ張る註ゟ有」とゟ
事ゟ有
古今集
雑の恋
の上ゟ
「五節のゟ明日
ゟ
ゟひてゟる河原左口臣・ぬゝやなゟ

巻二

女装考

おのりん」とあり　按ふ五節の舞姫ハ五人を定式とせ　五節の舞姫がんざし十寸半の
其の内ふて誰ゞあとしるかんざし也　五節所の事とあり条ゝ「彫櫛　時絵櫛　笄
証ハ雅亮装束抄」巻上　五節所の事とあり条ゝ「彫櫛　時絵櫛　笄
具ぐゝて五せち節毎ごとふ・ゆきまろる置巡あり」同巻　姫君のさうぞく装束とあり条ゝ「とらせ日中暑
假髪　今のかつら　蔽髪　上設　叙子　筋　本　設
すると　ひ・かゝとあげまきく・かんざし・さんし四筋あると・本あふまきく
唐櫛　下櫛　彫櫛　小櫛　絲鞋　藏方　用意
かゝくし・まくし・あり・くし・をぐし・あまらふ・ゝ人かさふ・まきく」と
あり前ふもいふる如く和名抄ふ簪の字加無左之と訓せられど此かむざしも冠の
纓を係る釘のやうなる物の名なり巻ふ後の世ふいろて右ふ引る古今集ふも
装束抄ふもかんざしとあるを古今の歌ゝ「かんざしなるのもくろけるを」と
ひふ拠て考まべ今の元かんざしのやうなる物ふやなりけん確証を得ざれば強ふ
いひがゝ○さて前ふ引る本居大人ゞ源氏を註したる巻ふ櫛ふ「かんざしふ髪ふ
さゝざるとの事といとゝ〳〵はげふさるまゝ也　文明の頃のお伽草子下の巻ふ「富士人宛
まる所」「ひさけふあまりなるかんざしをもふかゝみおやけのやうふ」又「富士人宛
草子　東山殿北のお伽草子　寛永九年板全二冊　上巻　女をなる袖ふ「二十二相ゞ具足
青黛　立板　墨
せいたいぶ　たていふ・こうるぎのまゆをゑゞ」「虫のこゝろぎの黒ふ髪のつやをたゝ
なる也・すゝふ板へあゞ」つるわゝ
按ふ二百年あまでも今のやうなるかんざしとふ貝ふつく髪のかざりとあり」ゆふ髪筋
ゝ　こげ　ひ
ゝ　云ふ　紛れば　也今ふあの娘のかんざしふちゞまゝてあると
云ふ云ふのまへゞ焦てあると思ふ　尼籠とふ拘ふ　其名も廣くあり」ゆふ也
（十六）
さんゝとふ髪のかざり
紫式部日記ふ「うすものゝうふき・かゝるのも・かゝきぬ・さんゝ刺まるきりと
ゆひまろう」又ふ「ゝまろるひ宰相の君ふ女房もさんゝ刺ひるゝ
なり」とあり　此外ふもさんゝ刺とふ言ふきねどふふまきこんなりあるふ巻の一ツ
を引く・さて此さんゝとふ首飾文字ふ釵子とありてむゝより和訓のある物
あり此さんゝ八七八百年の中昔の比及よりや女の髪のかざりとるゝけん新撰字

鏡なども和名抄なども釵子といふ物うんぜ後の物なれども形状はまつたくぜ雅亮装束抄なども五節の舞の下仕の女などもさしぜ髪を巻てゆる仕方を要くかたなる文をこれも級ありて髪の結びつける拙也然るを東山殿比の記録女房飾抄なども写本図あり

釵子の図・さいしをよくしるせるもの・かのこ・東山殿の比の物なり見也

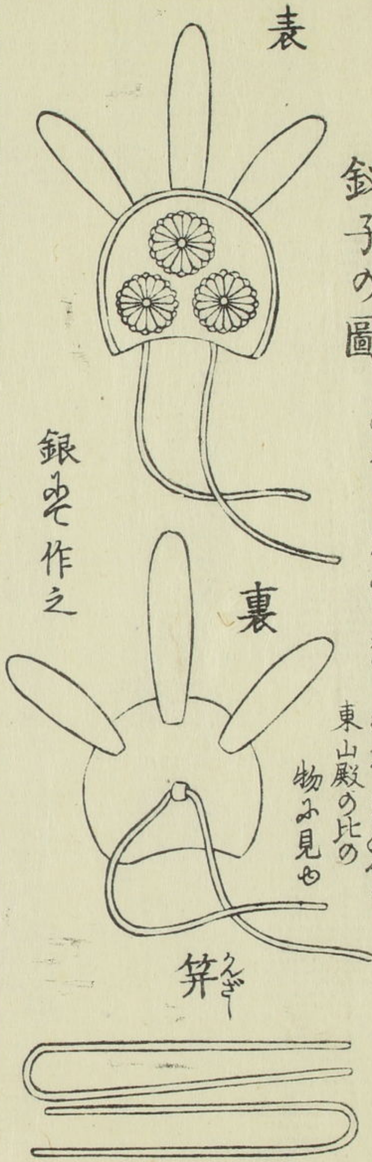

右のさんこを髪にかざるなり垂髪の法もりもさんゆへ小枕をのせて痛ざる物をもらへあまるをさいこを結びつけるなり結びやうは雅亮装束抄なども五節の所ならくくこんなり髪の毛を痛ざる形ちなれを作るを宝磬と名ぜく是髪のゆひ風なる名あるなり

(十七) 唐国の釵子

簪の字を今のかんざしの字なれるはまことに和名抄の和訓なれども本拠なるべき今はかんざしとは品異ちまどかんざしは簪の字なれ通用されば別なる文字いとぬゆうるるあれど今のかんざしの本字は釵子也此さかしをも又ちがへくさかしなもあるなを七八百年あとり件の図の物をさんこといふ

釵子は今のかんざしの本名なるとは西土晋の世の人崔豹ゞ作古今註中冊なるを和解せ「釵子は盖古の笄の遺象也秦の穆公に至りては以象牙為之敬王は以玳瑁為之秦の始皇は又金銀にて鳳頭を作以玳瑁為脚号て鳳釵と曰」とあり又字彙に「釵婦人岐笄」とあり又白樂天ゞ長恨哥に「鈿合金釵寄将去釵留一股合一扇」とありて釵子は岐の一股を留め鈿合のかんざしは一扇を玄宗の使へ楊貴妃ゞ遺たとのことなり又剪燈新話上冊金鳳釵記にも一對の金の鳳凰の釵子を一隻おとしたる趣然と作声事殘

昏なまび今のかんざしみ異事みし又清人猪稼軒が堅瓠三集巻一み梁の武帝白楽天らび釵子の詩あるひハ南史を引て婦女らび首の飾み金釵子十二行さす事をいり此餘さんしの支のかゝの物みあまさ見えされどうるさ さまび西土ハそハむ一より今みいるまで釵子をかゝらのかざうとする事件の如し西土ハ太古より髪を結ん女風るまび種この首飾あり御國ハ今の如く天下翕然として綰髪風よりしハ僅み二百年以来の風俗なまび釵子みどさす支ハやゝ百年以来の事也

十八 両てんのかんざし

りゆう一對のかんざし紙さす支ハ享保あたりの繪みもえん近き寛政の間もちゆりしび今ハまれてちる物をこび此両てん西土ハ古くよりあり物あり名を鈿合とい古書ハさゝ也清の徐震び合の釵の一隻をもとゝなる事を考ふ友人雙松館主人清作の鈿合を藏

美人宋琬び傳み燕の鈿

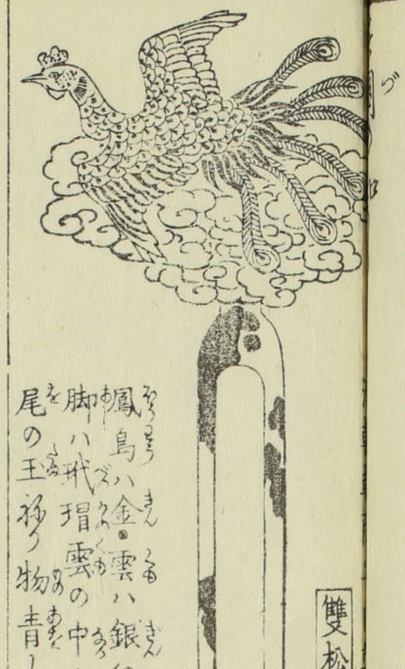

右ハ双松主人の父翁寛政の頃長崎み遊びる時娘への土産ありしとぞ
ありの支び視るハ文化のもどあるき中華古今註み秦の始皇の時鳳頭の釵玳
瑁を脚とせとあるみよりて清人右の如き鈿合を作り賣たるる

十九 花かんざし

花の枝を髪み挿ハ注菁男女の風ありり

「山神乃・奉御調等・春部者・花挿頭持・秋立者・黄葉頭刺理」下畧又

み源氏の君紅葉をかざしみまる事ゝ挿頭花と昏てかざしとよもハ義訓ありり

本字ハ翳ゐり 脉源抄ニ 舞人着冠必有挿頭用其時花 とあり大内ノ
花の宴ノハ公卿の人々花をかざゝるハ変儲書ニあるのちハ前絲花をも用
ゐる事もこんなり西土も生花又ハ前絲花をも男女髪ニ挿事 陸餘叢考 巻廿一
簪花の条ニ諸書を引てあまたの故事を紀せり 抄録ニハ全文をそ 又天竺国
にも佛在世の時 かゝハ周の穆王の時日本ハ倭ノ生花もかんざゝる事
フキアヘズノミコトノ御時ナリ
・慧林音義 第十八 翻譯名義集 第七 ニハ花かんざゝを天竺ニそ 「麽羅」ニ
華鬘ゐとのハ又釈迦如来叔母ニ示さるる 大愛道比丘經 ニもこんなるを花
かんざゝ花さすハ二国古今の風也

(廿) 今の如く簪をかゝる起原

寛永以来寛文の末まで五十年ばかりの間の画軸板本のうゑ女絵ども
ハ首飾一品もこんぶ・延宝・天和・貞享・元禄此間三十四年 菱川師宣ノ絵
なるとゞ絵ハこんぶ貞享五年板 此年元禄と改元 [好□盛衰記] 三ニ 今の如くかゝるを起原
事ぶを仕り必をたゝ多む物道具数くゝり首筋より上だゝりゐ入間の和ども
十六品ありまづ・髪の油・髪分・長かゞ・ふまゝゝ・平髻・まゆびとゆひ・かゝ
ゞ・さし櫛・まゆ髪・紅粉・白粉・歯黒・きはぶみ・おかゝ形中・留針・浮世
ぢら笠・あゝまゝさゝ此通り揃う」かくかゝんたゝ中ゝもかんざゝハいとだ
結ども是より二年ゐ貞享二年板 [一代女] 前ゐるも此書も大坂の板 巻三ニ 「琴ハ弾き絃
遊ゝける附物の猫を抱くるゐ何の用捨もなく奥様のかゞゝみきつゝかんざゝ
ゐまゝゝゐと云ぶ」とあり おなじくゐ「かんざゝ」とのひゝゆめゝし此書ハ一人の女さまゝゐ世
をつくる一代を考ゝたる抱負ゝ全部五冊の文中此一本のかんざゝのみゝそさゝ絵
ゐもかんざゝこんぶれば証と考ゝく此後廿七年たちて元禄二年板 [本朝廿四貞] 巻三 辻
みて金通の歌「堤をぬゝ心をゝ」て通るゐものさゝ櫛かんざゝ首ゐ撫たる丹お帯」
とあり おなじくゐ通ゐる乙女ゐ名常ゐさゝぬ櫛もかんざゝもけゝぶうつんゝ

正徳六年板とある 此年享保と改元

繪本園若艸 京板大本全三冊 西川祐信筆

櫛笄ハのこゝぢさしなるさゝをゝかんざしにけるハ四人ゝ西花のかんざし左のゆ

○正徳のころのかんざし

さしなる人物をのせざるハ梓工をこゝろぐゆゑなり

●ふをかゝぬハ銀なゝべし

○寛永の比及ようゝ元禄中まで八十年可の間江戸ゝ上梓の浮世草子ハ甚稀也

字本ゝて傳ゝ写随筆物ゝハゝゝハ図ゝたゞ菱川師宣ゝて延宝ようゝ元禄の間ゝ浮世の時粧を画ゝる繪本ゝもゝゝあるまゝあるまゝど師宣ゝ在世ゝハ三十年浮世文章の作者ゝゝしゝゝ時粧のゝゝゝ考べき証ゝゝゝ

歳ごろの元禄末の比なるべし。然るとき南天の木の釵子をむすめふさする支平日白めんの布子なりし支鴻儒の大家として父子二代節操ありし事齊家の徳行尊ぶべし。仁齊先生は寛永六年の生る宝永二年没せる享年七十八其長子東涯先生は寛文十年生る仁齊卅二の時元文元年没せる享年六十七先哲叢談巻四に右両先生の傳詳なるなど没年さんざるゆゑ女装よりあげまと華の法いでふ考るなり

廿二 歩摇簪

寛政の間ぴらくのかんざしとて花の折枝などに鎖を繋ぎもさげ甚きは鳥蝶あるひは鈴のごとき一品の物を鎖毎に付たる銀のかんざしをりし支ありて振袖なるべき乙女はぴらくなるべし其比の千柳に「ぴらくなるさしとの物ふ殘りしも今はまれなり」寛政八年泉岳文化ふいとと古し釈名「後洪ふ人列照ら作歩摇上有垂珠歩則摇也」又晋書輿服志ふ「皇后首飾假髮歩摇」とあり楊貴妃もさしたりとなれど楽天が長恨哥ふもあり近くは清人の物ふもあるさえたり此歩摇はぴらくのかんざしなり和洪約せずして同物なるも奇とゆべし。前ふ引る我衣わえなる正徳の花かんざしふたんぎくさげなるはぴらくのかんぢしの推輿とまべし

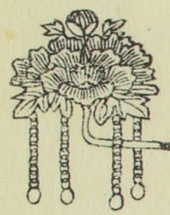

清俗奇聞所載歩摇簪

清朝の小女の手より書中ふ見ゆ銀細工なるべし

廿三 後刺・青龍刀のかんざし

今ひろさしとて簪を耳の後ふさす支五十年前寛政間よりの風なり其以前書ふも画ふもえんぎ西土ふいと古し字彙釵の字ハ註ふ敏欽定ら情詩を引て「何以塾別離耳後玳瑁釵」とあり和洪駢事なり

三十年ふ青龍刀のかんざし哥妓どもさしたりせし

事あり簪ハ仮気なる物とおもひしに西土にも搜神記巻七に晋の惠帝元康中
に宮中の婦人瑇瑁の属を斧・鉞・戈・戟のるを作りて簪并支こんなり

廿四 裁細工の花かんざし・まげもとひ・まつへぐし

裁ある細工の紙細工の花かんざし今あるなら用ふ京製ゆきまぐれて美工なれど價
い廉く撰みやすく雅なり此物今より四五十年お某の御館に仕へなる女中偶然
ゆくりなくめけるに徐く職人の作るゆうふなりしと其のみなちふつくるる光婦ら
いとり西土に甚古く漢の世に華勝とのいふ晋まいりて立春の日宮女たちへ綵
勝を賜ふ事あり剪綵作るゆゑ綵勝とのいふ事物異名録巻十六服飾部 厉荃ノ作
ふこんたり○今のまげいとひとのいふ物ハ安永、間踊子と唱へて酒宴の席へ
まねき客を勸をる小女子・橋町ふあきさ住けるふ席へ出るふい美妓の振袖ふ
て人柄ときをかなたらぶ青趣とそ其中ふ有名・をたり子緋縮緬の九ゑげろ

ゆひとりハ美ふて艶なるを踊り子ども皆九鋒のまげゆひなりしゆゑ良家の
女子も見學びゆひふ世とふもしと亡兄醒齊翁綿ら是ゆきれば髷へ
綵裁を掛る事ハ今より七十年おとろの一風なり其のち天明ふいろ丸ゑげ
おろう小帛のまを掛る便利ふなりてより都會ハさうあり山家海村の婦女も
綵帛の須巾おろざろハなし是今の時粧なり此物亜ふ・擷子 搜神記巻七
・頭須帛 事物紀原巻三

舞水朱子談綺 下衣服部巻

帯の如くふて後より額へまハしそ又引ふくして髻へ巻く物なり」とあり此
書ハ明人舞水先生御国へ帰化して明朝の風俗をかうきたを記しなる
物なるとまげもとひハ橋町よりとうさふ明るふありけり

廿五 釵子ふ耳掻を作り添し肇

笄ふ耳かゝのあるハ前ふ巻たる如くいとかんざしに耳掻ハ近し 閑窗自語
寛政の比某卿の御隨筆ありとり物ふこんなり「或人かるうるとしの今の亜をうるのさすかんざしふ享保なとり

までいとりけりとぞ書きとりかんかゝる繪草子を見るにもその頃までかん考
ざし髪搔のたゞひとをまぐくきまを結ぶべし辺頃のあるべし又ときく人の物語を因ふ
享保の頃までい女のこゝろ花やかきものの形ちまるゝ者ろねのかんざしさしけ
るふ御厨所預故若狭守宗直ひとり好事のあて耳搔と真鍮の
うへふつけてはたらしめかんざしみてきき通用なりあるひて人ふおしふなり
あるめをとゝろこゝろをひそまぐふはたらをへもこふこゝ我をへ今ふ貴賤と
あくまろうねをつゝうきしのあそびまを事ふるもの・髪のかざり
みてうれい理髪の具はもちゆ」とあり此支他の隨筆雲見也 ちの支文化十三年上京の時
加茂の季鷹大人ふまゝ〳〵對話しつゝふある時給存の事ふかゝびけるふ大人
徜徉閑窓自語ふかゝ見る如くかんざしへみてきを付なるい宗直ぬしの創意あり
結るふ其頃北野ふ用悵あり」ふきゝきき商人宗直の創意を襲ひ梅ぞちれ終ふ
みてうとある銀あるけんざしの北野の土内ふ賣けるをうをうをうをけのこゝりさす
うきある簪世ふまゝ人今いかんざしの人ゞ耳搔ある物ふをうをうをけのこゝりさす
ゞつゝふのかんざし〳〵唐人ゞ支日本の女い耳の穴をうとありべし〳〵と大笑ひ
なる支あるき仲の流ゞふ拙ば簪ふ耳搔あり」簪ハ享保三四年の支あるべし
耳搔い理髪の具といゝまゝ〳〵ふうべるう

類聚雜要抄 巻四 大治二年立后御調度
のうち理髪道具の具の内ふみゝかきの図ありあふうれて

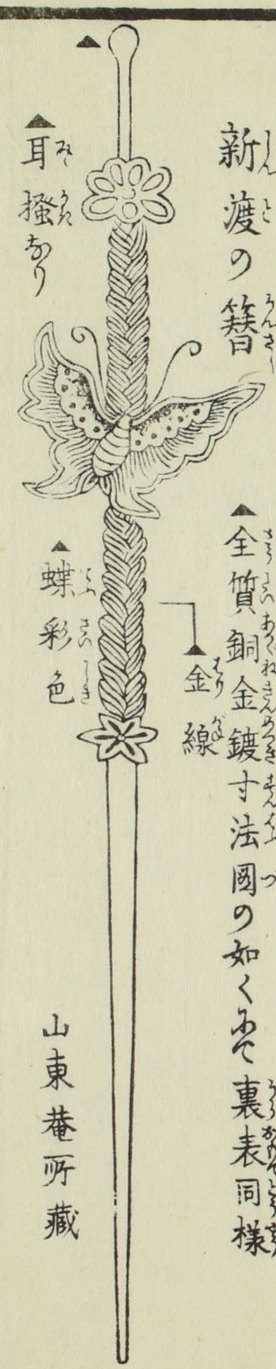

今い西土ふもかんざしふみゝかきあり

新渡の簪

耳搔ある簪の書ふうんなるい清人李王逋ゞ蚓菴瑣語ふあるを和解を遥
柔林の中を見ば一絶色少女向地て若有所覓者生往問女曰金宅

山東菴所藏

耳簪を失生代為覓て得之草中」とあり 按ふるに簪ないしは
金究耳簪とことなりてもとめ人ハ御国の今の如くかんざしのかたちなるべきみ
かたあるものハあるべきもとおもふる

○和漢の首飾猶あまた抄録かたはしまこといとて棄つ次ふ歴世の
髪の風の沿革をのべ〜

(廿六) 神代の髪の風

かゝる事物の古今ふ沿革まる中ふ独・女ゝ髪の風のみ神代ふたぐひまれ無
髪を式正とまるハ繪元結の鶴亀も千歳を契る緑の黒髪いろくぬ方
代の姿実ふ慶事神の御国の験あらけるなるもく神代
の髪の風ハ男ハ髻をバ一ツふ結て二ツふ左右へ綰櫛ゆ貫き為・糸ふ結ぶた
なる玉をまとひて飾とまる支櫛の条ゆへ如く伊邪岐尊左右の御髪ふ
[illegible]
推量まべ〜・さて又神代の女の髪ハ今の世の式正とまる無髪ふ少しも違と
其証拠ハ 神代巻上冊 ふ天照大神御弟の素戔嗚尊国を奪んの志あり
きこ〜めて軍の用意の為ふ俄ふ男の姿ふあり玉ひ〜事を「結髪為髻
縛裳為袴便以八坂瓊之五百箇御統纏其髻鬘及腕又背
負千箭靫」下 畧とあり・髪を結て髻と為・とあるゆ常ふハ無髪ある
支明く男の髪の結のあゞるハ無ふ五百箇御統いかの玉の鬘あり・及
腕ふ纏とあるゆ腕ふも玉をまとのそかざりとまる事をまべ〜此文のつゞふ
素戔嗚尊の左り此結右の結とハ詞あり髪を左右ふ分ゆへ事ゆと灼然あり
・さて神代の女ゝ髪をたゞしく風人王とありてもかゝるざり〜証拠ハ人王十二代
景行天皇の王子小碓命 後日本武 当歳十六の時御父の命ふよりて王命ふ
随さる熊曽武を欺き討んとて乙女ふ扮ふ古事記「如童女之髪梳垂
其結髪」とあり 按ふ当歳十六ゆ成ハ童女ふ似せ[illegible]又 日本書紀 神功皇后三韓・新羅・高麗

・百濟ハ三韓と
の公稱名朝鮮を紙しめんとて官軍を出し給ひ時筑紫の橿日の浦にて御髻
を解せ給ひ海に臨て曰吾神祇に被教皇祖の靈に頼滄海に浮渉り
躬西征せんと欲す是以今頭を海水に濯若有驗分為兩即海に入
て洗ふに自分皇后便に分結て為髻中畧假に男貞に為り給へ」本文
和解摘要
髮を垂て髮をあつなめて双綰の男容ふ給ひ男と見せて三韓
を征し給ひ也繪詞に此皇后とえんもの是若葉の故事にて往古の男女の
髮の形狀を考べく今の下げ髮も神代よりの風なるを通曉べ叔次に
中昔の髮は風の事をもつべし

○剃胎髮

今は世出生の小兒は貴賤とも出生より七日にあたる日胎髮を剃事古
風儀なり今を去る八百五十年のむかし寛弘五年八月十日一條院の中
宮彰子出生の小兒は貴賤とも出生より七日にあたる日胎髮を剃事古
風儀なり今を去る八百五十年のむかし寛弘五年八月十日一條院の中
宮彰子也の御産にあたりめとりとる髮の日にぞ若宮
の御髮をぞ「はじめてたてまつらせ給へり」一本ことさらに紀事のあと
たてある也」是七日にあたる日をば產剃の日限今にあるべ
○此中宮は関白道長公の御女にあたり此物語の本文に「うちより御産のとき
い一條院より中宮の御產所へ御産ひ也さまを親の詳に王子を產
給ひ」を今に比て女中達いとくわかりあるもあり此下に
婚姻の文の下にべし又此比及ハ產剃にも今の如く剃刀ハ用ひ
其事は義ハ次の巻にいへん

歴世女裝考巻二終

歴世女装考巻之三目録・前編之部

一 産剃ふ剃刀を用ひざる事・胎髪を少〻残す事
二 目ぢとゝ小児の髪并ま禿の事
三 かぶろゐ中剃さる事
四 ちゃん〳〵・おけ〳〵・はんめんの事
五 剃刀の再考
六 髪置・袴着・食初の事
七 深剪・髪剪
八 振分髪の事
九 額髪を剪垂ま・耳たさみの事
十 髪のざゞめとゝの事

晩翠亭蔵

十一 髪上げ
十二 結髪あるる髪の形状の考
十三 神代よりの髪の風一変あるる事
十四 宝髻といふ髷
十五 むかしは垂髪のさま・髪のゑだも
十六 まべらしをして夜寝・枕屏風の本義
十七 まべらうあて一側へ入る
十八 落髪を焼捨る
十九 髪を洗ふをさまたとへ古言
廿 沐 吉日
廿一 むかしは女の髪の丈長かし証拠
廿二 下輩のさげ髪
廿三 兵庫とゐの髪の風
廿四 島田髷の起原

通計附録とも卅一條

江戸 岩瀬百樹 編撰

一 産剃ゐ剃刀を用ひる支・胎髪を少し残す事

往古はさうゐり近きものまでも僧尼の外たゞ人の剃刀ばかりをいふとゐれば むかしは貴賤とも髪は總髪髭は生へまゝの女の眉毛は鑷子にて抜るゆゑ男女とも剃刀の入用はなかりしなり 且又剃刀は僧尼のばかり物ゆゑ忌てばかりしるゐん 僧尼の物ゐるかゝ剃刀は 和名抄 みも佛具の部ゐあり又 圓光大師傳 ゐ大師の母御大ゐ剃刀を呑と夢ゐて生れる児ゐまゝ名僧ゐゐんといひ事こんさう是も剃刀は僧尼の外つかざる物の一証とまべし又 類聚雑要 巻四 ゐ立后の御假粧具の内も・鋏子・鑷子・耳夫はあるゝ剃刀は色又 和事始 巻一 ゐ剃刀は信長殿月代ゐ用ひたゝめなりと博学ゐる貝原先生もいふ・けて今の如く人皆剃刀をつかひて男は月代をそり髭を抜り女は眉毛を剃風俗とゐるなるは百五六十年以来の

事なりむかしは産の事なれば人かみ其うぶ用ゐ産刑いまとなり紙ひ
産なれば僧具の刑刀ハ用ゐぞけしきとの物にて産毛をたきみなる也
さて生まれたちむ事二歳までなりかゆうみまるハ小児ハ熱を好く育事天性
なるべ盛んなる熱気なりさん為よ二歳までハ髪を生ず切ず火も熱気をのう
さてれバ消を見て知べ〜さて二歳の春より髪を生を是を髪置とく祝ふ
此時魚味の祝義とハ事なり二歳までハ髪を刑とふ祝ふ
髪置の条みなりくいなる〜
薫の大将の二歳の時を「からハつゆくきしてこきうみいろぞたんちち〜」と
なり露艸ハ万菓ふ月艸ともなりて上古ハ深物とも近くハ繪の具の藍紙ふも
作る物なり右の本文ふ「つゆくさ〜てたきうみいろぞ」とくとあるを今ふ
ぶれバ小児の拵うたてのかられあるべくとしるやうみかりるかのけ〜なをて剪
ふバ枯艸なりく紙りてあるべくとこあるべきやうハあるじのしやハかみそうと用ひ〜
・けて見ふつけてなりきたるなりあり我ガ近隣ふ四歳ふなる小刑女神童ふ
ある日常れ如くなりそびふきなりしをそれバけもりの毛ふき前ふ出なりそれバ
廊下つふ人昏府へつまきなり物をどなりそれをつ呪してやうんそかられの
しるの毛をかの法ふ草の紙ふ心してかりけるふいろ白なりくべるれバたき
みーあとあるくとして露草の疑ひ露の如く清なりそしも客きなりたるふ
紛まて童のかなりしハまるぞうけりけてあるる日かの童の門を過一附童の祖母
末の孫を拘きて門ふまてありーなりるの生産よびぞあ少しいうとなるかれあるの人
やう・きの人ハ死ガ法むりの毛ふ少しいうとなるかれあるの人
中ふハ呪してやうとてあるなりぞたきみ〜はしお歳ふハ似ハばるおいなりぞうん紙〜呪
あるとバ門ふなる事ふハまるなるまでなりまでなりまでとて親ふもこうなりなく毛を
はきみまりーいうなりなりまやや戯を事ふあるまでと詰問を至極の通
理なれバ其實を結りて紀んふハまりひ〜ガ目ふ一丁字を弁ぜざる老婆ふ對ひ

源氏物語をいとけなくも痴愚しく且耳ふも入らずとおりひまづあまたへて
此老婆ゞ舗ふ老婆と倶ふ腰かけまゝ抱し抱子の情出しうる我老婆姉
むまあ我ようびくびうず其間ふ老婆ふむりひ呪変ようとも
親ふもいとゞいづまふ毛をたゞみしい音ゞあやまり也立腹をゆゝ敷ふ
なちゆきねど呪のいけ我おまゝゆさんとあり・ちまゞ其の変あり今年ハ巳の
とゝありあの子ハ四ッあり ちまゞ已ふ四まとて甚ゞ尼しゆゑ歳をまりうん
孫ハ悪しゝちまゞ六十をあんなる男の夫婦そくまゝある人ゝ月きのゝねの日巳ふ
四まを子の髪の毛をまとゝたゞみくゆまゞ歳をまりうんゞとも其の子笑ふく
無病ふて六十ふあやうり長寿ふりとまりたりきのゝハきのゝねあまゞよゞて呪
やゝんとおりひゝふ遊ふきたりゝふあの子れゆくまゞふも幸ひあるゞ死まゝあり
歳まゞども此事を親なちゝ結ゞばりゝハいゞあやまりありゝまゞゞゆゝまゝと詭
童の母ハ立用あるうとゝんゝ立のゝ襟ゞのゝ内ゞかゝ非ゞ頓ゞまゞのれゝまゞ
ざゝまりてきうゆきゆう本店ふも四ッのむまあゞゞばりきゝおまゞふひきのゝねゝ
でふけまゞきゝきゆぬゝさやうき・やもくまゝの事をいゝきゝとゝいるくゞんゞ偽
言の罪ふそうゝくて立さうけゞ・ふちゝ今より十四年以前天保四年癸巳の三月
の事ふうき今ゆゝふ路上の樹ふ草鞋の掛りある我見て戯まゞ掛ゆくゝる
ふ終ふハ是を草鞋天王とて祭りゝふ祈願の應験ありゝと五雑組ゝえたり
ちまゞ此のまゞ孟浪の呪も直實ゝてたのめを神も幸ひまゞひけんかの呪ゝて
やりゝ童毒事ふ成長ゝて美人ゝまゞ富家の娶ゝまり今年十八歳家内むつまゝく
栄ゆゝとまゝぬ此娶の実家ハ今吾ゞ近隣ゝ居ゞふの事人の子ゝ髪の毛を源氏の瑣くゝる疑
惑ゆゝふ私ふ前ゝハ書ふ淫ゞる過ありゝゆゝ懺悔ふ法ゝ我けさん為今
ゝふ紀ゝの○さて二歳より髪を生て証拠ハ

源氏薄雲の巻ふ

「ふの春より
ふ生ゝ髪ふ
ふ生ゝ眉ふ
ふ美ゝ面ふ
ふ少ゝ生ふ
ふ生ゝ髪ふ
ふ生ゝ眉ふ
ふ美ゝ面ふ
ふ少ゝ生ふ

久ばさゝあり」かくいふハ澪標の巻ゆて三月十六日明石の上姫君を誕ぬさるゞ薄雲の巻ゆていと二歳ゆる紫の十二月源氏の本妻紫の上ゆ住ゆ二條の院へ明石の上の誕なる源氏のたゆ物の振君を引取養育ゆ人ゆの文あり「ものゆ春ようゆ生とあるゆて二歳の春より髪を生て記とゆべしゆゆ紫ゆ髪の十二月ゆ多くゆ生ぬるゆ尼ゆ髪さゝを切べき程ゆとゝゆゆる女の児の切禿のさゆを紫式部ゆ例の妙筆ゆて目前ゆ見るがごとくゆ写ゆる則其世ゆ八百年前ゆ見しさまあり・さて又今産剃の時産髪少し殘しゆくゆも往古よりゆ風ゆり

和名抄ゆ

「髫和名須々之呂・小児剪髪所餘也」とあり然ゆゆ今頂後ゆ殘ゆ胎髪ハ生ゆ多ゆ

御国ゆ同事

禮記内則ゆ

「子生中略三月末擇日剪髪為髫男角女羈」とあり西土ハ生てより三ヶ月ゆ産剃をゆる髫ゆ髪を殘ゆ胎髪を殘ゆ也禮記内則ゆ為髫之圖

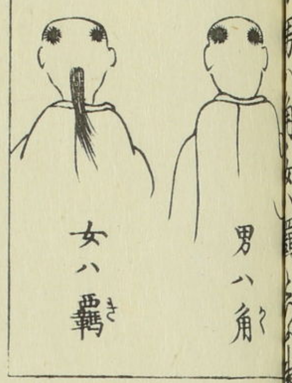

案ゆ解ゆ纖部の本文ゆ「擇日剪之」とゆゆ西土ゆ胎毛ハ剪しとゝゆなり（礼記を作りし比ハ僧弘法西土ゆ入らざゆ）尼の法ゆ剃刀を忌しゆゆ・為髫ゆ男ハ角とゆゆ今俗ゆ一撮殘ゆ今市中ゆても男女ゆ分ゆ此風ゆ

ゆゆ女ハ羈とゆゆ形状の頂後ゆ角と羈とゆて男女形をゆゝしハ西土も稚さゆゆ女ゆゆ男ゆゆ髫眼ゆれゆる名ゆしゆる毛の二ツと三ツとゆて中ゆの目標ゆゆゆゝ又ハ二ツハ陽三ツハ陰の義ゆもゆゆゝ御国も神代ゆさゝゆり往昔の児曹女ハ髫をむゆびたゝし男ハ總角ゆゆを今も唐子髷とゆゆ和漢不契の駢事ゆり

二　目刺とゆゆ小児の髪・禿

中昔の風俗ゆ女の児の三歳より髪を生しゆゆ前髪をゆ眉のもゝ上のゆゆゆ截ゆゆゆゝ姿ゆて二歳より十歳以上までの額法

あり古来より髫の字をめざしと訓せなほど髫ハ小児の垂髪の事なりけるを
うなゐ小児の なほ髪の字ハ髫髪と書あり 新撰字鏡 和名抄ニ見ヘタリ 説文ハ「髫髫垂眉也」と
あまたび目ざしハ髫の字あるべし 狭衣巻三 此書ハ紫式部が作なれ後一条院のみかどの大臣三位が作源氏物語より二十年ばかり後の物也 二歳ばかりなる女宮さまを「めざしなるほどなる髪をせちにかきやりつゝ
をあぐ 目ざしハ両大人の説なるゆゑ みとさまざまもを引く 契沖阿闍梨の 円珠菴雑記ハ右の狭衣の文
めばしの事歟「をくあまたび髪のみどりなるをよりつけて名付事なりとあるべきなり」
とあるを真淵大人の標註ハ「めざしハちひさき子のあたひ髪のみどりなる貝歟
さまざまおへなほしてあまたび云なるべし」とあり此両大人の説ゆゑめざしの名義を考
へ合のまに先年俗ハの大和めぐりして京ハ寺ばかりに杖をたゞ比舞子を招
ハ一人ハ切禿にて目ざしなりしがうち見もいとあいらしかりし中国ハ今も此風あり女
[illegible]
[illegible]
[illegible]

髪を垂とゝのひまらん此後建久六年民部卿家哥合に「いつれまゐの白髪つも
るらんかぶろふえ〜みのいとぎき」とあり東鑑巻八其外にも垂髪とあるハ喝食男の子にて
髪
あるべし紫ふぶろハ髪を被せもくの名なるべしゆゑに男女共髪をうち
かぶりたる式かぶろとゝのひまうんまへにもいるべし今も中国にハかの同さ〜様
生ひのたち十歳比まで女の子ハかぶろありとぞ関東も元禄宝永のあたり
までもかぶろありしとこんく繪にあまさうに今ハかぶろの名のみ枝廓に残れり

三　禿は中剃なる事

今中国にてかぶろとは赤くまハりを用く中剃成るゆへハ頭熱をもって為
あるべしもかの同ぜ様ぶ中剃なりんとなり事あり

うつほ物語巻上の上

四歳の姫君のさまを「いとちひさくをかしげなるびたを手遊のびたあるべし」かたちのさまてまた
ゆ
ゆへハ・いとうたくしとあり中ひてのうへ・つきいとうたくし
味ふかゆへしのかみ振君成ひさんのをてめざしの髪と撫でうつくしげなり」

とあるつきとハ中剃のもうあり・さあるハ「かたちなりまひて」とハ紙よりでけばなり此
比及の物ハ中剃成つきとゝのひる對紙をそゝれバ強てハいひがたく後の物ハ西行ゲ

撰集抄

ハ・月代今俗のさ又平家の時代時忠ハ月代を剃りたるさま見めくらし
より兼實公の玉海治承年中の書安元二年七月の所ハこんなり○さて又前ものひとく
今も中国にていハ女の子ハ十歳なりまでハ髪をてあるハ千年以前より万葉集の哥にかぶろの髪ハ
の古風の残るゆへにいとくめでなき事なり万葉集千年以前とのの
ありの名のみにて其のさまハこんねと紫式部ゲ筆にハ其の容貌見るゲのおとく

源氏若紫の巻

の源氏の君瘧の事祈禱の為に北山の聖の坊にいたり時紫の上
をたゞめて垣間見ハ「さまゝげるおとる侍女やうさていつくゝぞいでいろあ
そびあるハ十ばかりやあるんとこんく紫の上後の源氏の妻ちゝきぬやとこぶきなどのみ
なるきて着さてりまたる中髪扇畧かみハあぶぎをもろげなるゆうよゆらくてかれハ

いとあくまうるしたるを」（摺）国の兒童千年の古風は殘まるべし

四　ちゑんく・おけし・えんかん

今俗よちゑんくして小兒の髮を頭の左右へ結ひ禮記内則の為髫と
あるおもかけまづ古風なる半髮なり又おけしして頂よりあるハ髫子粟の実の
形に似たるゆゑの名なるべし清人ハ皆芥子坊主なるとも此の明人の
作りたる譯語全一冊に「髫頭為輕便婦人至嫁養髮」とあるべ女子ハ十三四までハ
おけしとえんかんなりけだし明國同一の風なるべ○さて又小兒の耳の脇の毛を
のこすをはんぐとゆひを近年いまだ田舎みくに奴いまこんなまどもえん
うの名義曉しがたし摂陽落穂集寫本寛政の比大坂人詩因作「摂州有馬郡唐櫃村
に限りて半甲といふ事あり出生の小兒の額と耳の脇の髮をおそれとしろへハ
ろぜ見をつゆゆゆの半甲なり村人等懼て旧例の如くおそれ死せり村人等懼て旧例の如くおそ
れ死せり小兒の月代剃のうたるを浪花にて半甲そりと
いふ唐櫃村の事ハ或る人稀なり」一条全文此書あて
たんうふの名義瞭然たり・此後一月文政五年壬午の春とあるべ
有馬ハ温泉のなりの人にて吾ゞ草堂へ尋
来りて書画帖を出して一筆をこゝ此人京ま
在りて画も学びしよう頗る文字もある口氣
あり〜くばかの唐櫃村の事ハ結りて結るや
いなやとなづけらればいろゝも実説あるかの半
甲の負ハして席上ハ作りたる図ハ結てこゝ出せ

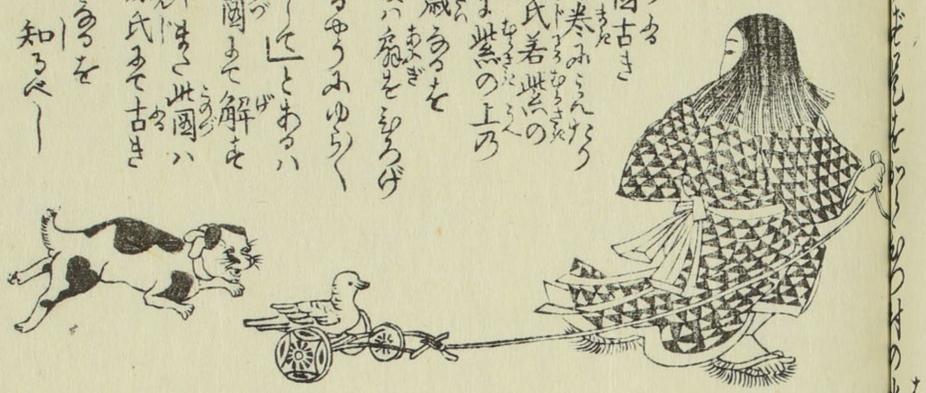

・此図古き繪巻ハ源氏若紫の巻ま紫の上の十歳なるを髮ハ垂れ下なるゆゆしくうつくしとあるハ此図まて解を
べきさ此図ハ源氏まて古き風なるを知るべし

五　剃刀再考

古事記の垂仁天皇記玉垣宮上巻ハ天皇の后の御兄

○亡兄醒齋京傳翁の著されし骨董集
初編名古屋帯の示み此図を出て寛永
以前の繪ありとあり是則
万葉集み賦しる
・放髪　伊勢物語の
・あり原髪あり
猶委しくは次みのべし
此図を古書み参據
ふて案ずるに二百年以上ふる
在り十六七の女子の態あり
全図ハかの骨董集みあり

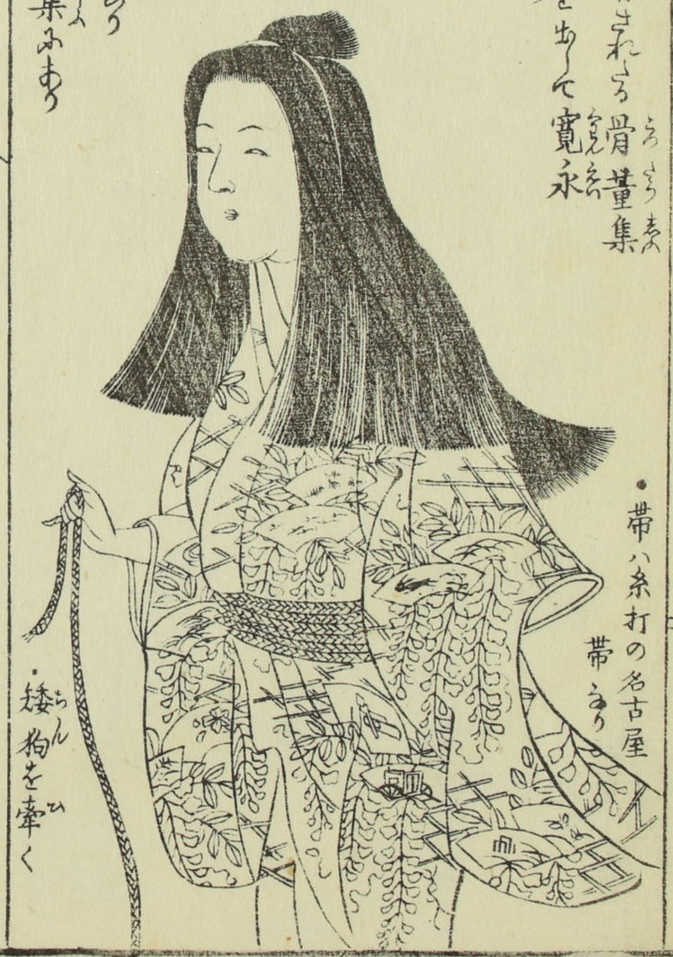

・帯ハ糸打の名古屋帯あり
・矮狗を牽く

○貞享二年江戸板・秋夜茶呑物語とのへ
ちらしみ此図あり
按みるに十三四なる女子のさまあり寛文より
元文あらまで七十年ばかりの間の浮世艸
子ばかりみ充ある図あまたこれたまど

按みるに此髪の
風関東みもこれ
かの村の古風
他国みも移りし
もの〻

児曹半甲剃之図

ある沙本毘古王天皇み叛き稲城ふ
篭しみ后も罪をおそれて俱ふ城み
篭りあり〻を天皇・后ハ助んとて力士
み命じ后を奪しめあんとあり〻を后
あらで捕らまじとかまへ所の文み「尓其后
豫知其情悉剃其髪以髪覆其頭云々」とあり本居翁が古事記傳巻廿四の
此所の解ふ「髪を以て剃落〻たる御髪を以てのへ事多べし」とあり此比
及剃刀とのへ物の有り無〻の考み〻ものを竊み謂此比いまだ仏道本朝ふ入
ざるべ僧具の剃刀あるべきよう〻頭を剃みハ剃刀を除て外ふ物み〻依て思へ
み「剃其髪」とある剃の字ハ・剃・刷の字みどみてあり〻ハ古く写し誤り傳へ
来り〻みハあらざるゞ・剃も刷もまるゝと訓べし又日本紀の天武紀ふ天武天皇
大海皇子とハ東宮たり〻御時御父天智天皇の疑をうけあり〻み赤心を

あゝ〜ゐん為め髪を剃除あひらるる事えなり此頃ハ仏法渡りてのち百四
五十年たち〜ゆゑ僧具の剃刀ありつゝん 万葉集 巻十六ふ「法師等之髪乃
剃杭馬繋痛勿引曽僧半甘」の哥あり是を証とすれバ元正天皇の御
代霊亀・養老の比ハ剃刀ありて僧ハ鬚を剃りし事明〜頭ハ薙髪あり・さて今の
如く男女剃刀を用ひ人事ハ天正二百七十年前比ゟ以来の風儀と考へべし

六 髪置 ○袴着 ○喰初

東鑑纂補ふ「仁治二年六月十七日癸酉・若君御前・御生髪也前武州着
布衣令参仕給・毛利蔵人泰光・左衛門大夫定範以下父母兼備諸
大夫侍候中略殊及結構之儀云々」とあるゝ若君とハ鎌倉四代頼経ハ
の御子なり御生髪とハ俗ゟいハ髪置なり
・さて又 東鑑 巻廿四 仁治二年十一月廿一日の条ゟ「今日若君御前御袴着魚味也
中略着袴帯衣給」とある前ゟ引ける如く此年二月十七日鎌倉四代頼経卿の御子
廿一日袴着の祝ひあり此若君とハ前ゟ三歳ゟ二歳まで髪を剃
後ふ五代目頼嗣卿なり延應元年十一月廿一日鎌倉ふ生まるゝ仁治二年十一月
廿一日ハ三歳ゟ当の誕生日ゆゑ袴着の祝ひあり〜べし袴着の日より長
絹の袴だりを着たゝめ初めて児姿ふなり玉ふ又 玉葉 ふも「兼久二年四月
十六日皇太子始て魚味を供ぜ御年三歳」とあり「魚味也」とハ出生以来此
日を始〜て魚を喰ふを魚味の祝とゝ魚の喰初なり〜ハ三歳ゟて始て
魚味をゆるす風儀なる訳ハ次ふ〜べし又「着始綿衣給」とハ生てより冬ゟ綿衣を
させ三歳ゟ始て綿衣を着する女の児ゟ二歳より始て魚味綿衣なる事男
の児ゟ女子と養育する古昔の風儀なり 安齋随筆 の説ゟ小児ハ脾胃を
健ゟする以て養生とす魚類ハ厚味ゆゑ脾胃ゟ泥まんをおゝる又小児ハ火気盛
なるゆゑ魚肉ハ膏脂て熱物なるゆゑ火気を添んを恐るゆゑゟ二歳までハ魚味を
食せ〜めず又二ツまで綿入を着せず冬も袷をかさねて着する事ハ綿入ゟハ熱気成

包こそ不漏ゆゑまきせざるあり古人小児を育るゆゑ心を用ること斯の如し」とあり此説宜あり唐国みてのあるあり

五雑組 巻十五 事の部ゆゑ曰「保嬰論ゆゑ云若小児の安穏要せば須く三分の饑と寒とを帯ゆゑ一此格言也」とあり今魚市場の犬ゆゑ毛澤の美ゆゑ寺院の狗ゆゑ毛澤のあきらかなるゆゑ熱性の犬熱物の魚を喰ゆゑ毛ゆゑざるゆゑあるべし又被を重ねて朝寐まれば起てひろびあまと気血を包蒸するゆゑ過るゆゑあるべしまたゆゑひろびれば今乳のみ子ゆゑ魚味を喰せ綿衣ゆゑあり頭巾をさしかぶりまいりゆゑ舐犢の愛より古風のまされるあるべし何ぞ舐犢の愛とゆゑ老牛犢を愛して朝夕舐て終ゆゑ舐ぶり殺ゆゑ・ぞうゆゑ雑ぎ子やとゆゑば父を指ゆゑ父ゆゑこと・をかこのものゆゑびやうびやうまをうと井物を喰せつひゆゑ虫気をゆゑらぶを是舐犢の愛とのべし

舐犢の愛とゆゑ後漢書楊彪ゆゑ傳ゆゑ見えゆゑ或翁謂けるあり犬猫ゆゑもちひゆゑを愛ゆゑしきものゆゑ我子の上に及ぶゆゑ欲せざる所・心ゆゑ欲せざれば声をあげて啼泣ゆゑ悲しゆゑ

ゆゑ必我ゆゑ欲所と欲せざる所・心ゆゑ欲せざれば声をあげて啼泣ゆゑ悲しゆゑあるゆゑ愛ゆゑを知て親を欺くのあり親ゆゑあざむゆゑるを知ゆゑ實ゆゑ悲むとゆゑのひくかるゆゑ欲ゆゑるゆゑまをして行儀を教ゆゑ是卑賤の子を養育ゆゑゆゑかくのごし始ゆゑ啼泣ゆゑその欺をゆゑて強く叱ゆゑべしゆゑまゆゑべまゆゑく啼是実ゆゑ悲しゆゑゆゑあり

啼ゆゑくゆゑまをてゆゑけゆゑば止ゆゑをゆゑあり両三度ゆゑあるべゆゑば欺き啼ゆゑ自ら教のゆゑ入ゆゑべし君子ゆゑ子を見て親を知ると古語ゆゑ久ゆゑ翁ゆゑ若き女中ゆゑ子を中ゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ華ゆゑつひゆゑみゆゑ一〇件ゆゑ鎌倉時代ゆゑ今と同く袴着を祝ひ事ゆゑ此時代より遥以前ゆゑあり歴ゆゑ風儀ゆゑ

住吉物語 源氏物語より

前ゆゑ大納言ゆゑ「をきゆゑゆゑものどもゆゑまをまをつゆゑまをつゆゑんとゆゑあゆゑひをべゆゑゆゑ」とゆゑあり又大将ゆゑ

榮花物語 村菊の巻 長和五年 今より八百三十一年ゆゑ の所ゆゑ「ゆゑ君ゆゑ一三ツゆゑ一ゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ四月ゆゑ

ゆゑまをゆゑの事ゆゑべし今よりつくゆゑまをゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ

竹取物語 竹とりのおきなかぐや ひめをやしなふこと

「此ちごやしなふべきこころあり」

三月だちのみあるべきよあれば人よあつぬまをかみあけなどさだめたかこあげさせ裳ぎす」とあり

の裳ぎ古書どのみあるさ　こもさのこりんいうるさ

姫君をこ歳と考る文意ときこも三歳

女の児の魚味ハ管見記 竹林院左□臣 公衡公の御記、永享二年十一月廿八日の

条ニ「息女三歳有魚味并・深髪事」とあり今児ごもの祝ひ紙まるみ中人以下ハ

霜月十五日ハ限ども他国ハ為ものおとこぞ霜月十五日ハ定なるよい陰陽師の書ハ

年中の最上吉日ハ・三月十日・二月九日・四月五日・五月三日・六月朔日・七月廿五日・八月

廿二日・九月廿日・十月十八日・十月十五日・十二月十二日とあり然ハ此内いづれも用ふべき事也と 貞丈雑記 よこへさりもあるいふ祝ひ事ハ甚児の誕生日なり

⑦ 深剪　髪剪

中昔の書どのみ・深曾岐・髪曾岐とのみ事あるこそ書面ハ

校ひまで二歳まで髪を剪りて三歳の春ひ髪置の祝ひをするよ此時裳着もあり三歳の春ひ髪置の祝ひ髪剪ハ生ひのびく誕生日ハ髪置の

でくなどよりくれば甚児の歳のなどあかくもくび髪の末を前刀整る或加美曾

岐とて祝ふ切ふこそを忌て一年ハ二度だろそぐあり斯為ハ髪の末をくくて

見つたくろん為あるひも毛脚をそろく生延さんなあり後水尾院宸作

年中行事 字本慶長の頃刊物 「三歳の時髪置あり霜月師走の内云々九歳の時級おとし

あり身の長ハあるひもいそぐまて甚ども恐多あるの御事

ものど上を学ぶ下の風も推て考べし又或貴人宝暦の頃の御作 玉函秘説

字本也巻の一 深曾岐の事ハ条ニ「万葉十三巻ニ歳乃八歳叫鑽髪乃吾同子

叫過とあるを同書八の巻の八年児之片生乃時従とあるハあらせられバ八年

児ハ髪もたゆ頭の末ハたるくだろうもべ其末を頭の程ニ巻ろへ切ろうとこんなう

ものおれる筋あくもの　此風後代までもつくろうなるど五歳ニまるる事とあるるハ元服

ものもさん料あるべし

後の代ハいとものくまるう甚うハ後洪書鄧皇后紀ハ曰・后年五歳大

傳婦人愛之自爲前髪とあるを是を本にして五歳にはかりしもあらぎるまゝ
ふり髪ぎと名付たる事は中頃より東山童女の十六あるは髪髪ぎたるといへど髪れよ
むかして是は髪を切あるべき深曽岐とかりひ髪ぎ給へけん」一条全文 此御説いと詳あり
江戸市中にて霜月十五日を小児の祝日とする事は一年の内に大吉日七つあり霜月十五日は其一つなる
事前にいるが如くあるゆゑあり京都は髪置の祝ひ霜月朝日大坂は心はまるせて日をえらむ帯
ときの祝ひ京も大坂も
せぎとあるめも人いろ

⑧ 振分髪

小児男女とも三つより五つ六つのあどよりあるて髪の毛肩あらうみたるく比までとうみる子
とのかぶりまでとどそて十三四以上はありて髪も長くあり茅よりるまで成うるまでとあり又いろ
ハ・ものハ女のみの名あり此名目のこんなる昏ぶ 今よりあるあたりまて礼式のことこと
下ゐ引く源氏ひろ
ひとの名目あり
経鄙尼柏舟の篇ゐ・髪ダル彼両髪とあり毛傳ゐ
肩ゐ垂る髪とらう髪ハ髪を剃撫ム字あり
とあり・うなゐの後をうなゐあり
五百率宿之宇奈爲放髪挙都良武香」又振分髪ハ同七歳未通女等之
放髪乎木綿山雲莫蒙家當将見」伊勢物語ゐ「くらべこしふりけけ髪も
宿まだぬ君あらむとして維うあぐべた」此哥の心を俗ゐ解バ・おまへもいろ〳〵も
うなゐゐてあり」附ハ髪の長をも比来しねるゐ吾ハのそ振分髪も肩を過
ぬまだ定る男ゐ髪上げさせんゐ君あらばいろ〳〵て維ゐ髪上させん・この心あり
ざるべハ十七八のもあり髪あり男を定むまだ
其男ゐ髪をあげさせ猶ものくハ髪あげの所よりべ
けまだ一年のうちゐ二度だるハのびみだれたる髪前剪ぎるゆるゝ
郷源氏の註書 紫の上髪ぎの下ゐえなり源氏の本文ゐ
「紫の上
「姫君のいとうつくしげゐ
源
君ハいざゐ人のうとゐ
祭
御髪
云
剪
しうぎ
今日
ゐ
ゐ
ゐ

末
まそ・まゆみやうみ はぎつゝて・うきゝのたちまゆかくまるゝどけさゆうみこや・君のおぐ
しいつまはぎむしそ・うたてそゝろせうもあるうゝ・いろみあひゆうんとまゝうんと・はぎだこと
源云
ぐゝひゐんいとあだ人ゐ・ひ鬘はまゝみどゝぞあるをむげみゆゝれるまぢのゐゐや・
あまりゐさけるゝうんとぞはぎだそちゐろといそひきえゐ」とあり此時紫の上十四歳
の夏ゐり同年の冬源氏と新枕ある事同巻よこんたり源氏ハ紫式部ゞ胸間より
出ー作り物語ゐまど當時の事物をうゝかゐる物ゐまゞ今より九百年前ハ男
のゝぢるゐゞゝ禿ゐる証とまゞー此風近き比まゞも残まる事前ゐ出ー たる國歳見く
ゐるべー○振分髪まそあるを男をさゞむまゞ髪上げーて髪曽岐とゐ事せゐまを
簾中旧記 此書ハ今より三百五十七年ゐ明應年中の物也 「えんを はぎぐハ十六ゝゐり はぎだそどむるハ はぎの
男をぐゐりゞぐんのうゝまて はぎぐゐり 百樹云ゞぐんのうゝとハ碁盤の上ゐ えんの髪ゝく
ゐハゐゝひのまみのゝゐりようみのゝゐりたるべー 百云ゝぐべた髪の形をゐ かみのうまゝたハ耳を
ゝゝたるかゝゐりあゞゐの下ゝゝをまゐてー 個髪まゐゐばつきめゐゐゐべー 多所 「ゐのゐのまゝみゐゐつきめをゝゝて
文を推バ髪前まゐる髪の毛の長ハ大概かゐぢー二尺前後ゐるべーかゐゐみえん
の毛を截垂も風俗七八百年ゐの中昔よりあゝー事ゐり

㊈ 額髪を前ゐ垂・耳たゝみ

前ゐ引ゐる源氏葵の巻紫の上髪そゞのゐ「いとゐゞき人もひゝひかゐまゝー 髪
みゞかくゞあある」とあるハ髪のたけハ長くとも切たゝも額の髪毛ハ短きゐゞゝゐ
ゝゝゐり是乃髪截ゐり 濱松中納言物語 今より五百五十余年前永仁のゝゐゐ物 巻四ゐ「居丈 ゐたけのゐゞゐ
ゐゞゝー えまゐうかゐたるもゝゝるゐゝひのゐゞゝゐゐみはぎかけらゐたるも
たゞまゝゝゝるかゐつきの花ゐうみゐく」とあり今源氏繪とゝ宮女の無をゐゞくゐ
かゐゝゝ」なる髪の毛のゐうみ髪まゞ紙面ゐかけて ゐゞくハかの額髪をえん はぎゞー
なる形貞ゐり此えん はぎだまるゐみ両義ゐ我ゐり一ツハ面貞の飾のたゐ一ツハ人ゐ顔を
ゐまも時ゐれとかくまゞき扇も持ざるをゐうハ此えん はぎまゐる毛を顔へゐ掛て顔を

かくまでなめるあり清少納言ゞ 枕の艸子 季吟本巻九 み「かゝるかげとさげたる扇をさへとり
ゐるみ・ふりかくべき髪のあやにくさへおのれまでくまとみさるけしきやなきてこゆるめ」
とあり是は清少納言始て中宮へのちみ上東門院と中宮仕へよりの御兄伊周公み俗よ
ゝ人をゆるゞうまゝゆゑたづゝくて扇よ顔をくゝたる様の扇もこせよと伊周公よりあげ
らるゝどん様ぎの髪をふりかけて顔をかくさんと物ゝどもをもえゆくゝうんと心法ゝ
たるあり此文まて一ッは顔へふりかゝるまゝ拾あるべゝ同書巻十一み「ゆさひ髪長ゆ
みあるもやうよ人ゝ」とあるを面良美一紙ともべゝ・さてどん様ぎたる風俗元禄年中まで
ありゝ中は髪の風の図絵出たるあるよあるべゝ○此ゆさひ髪を剪たゝしゝる
ゞやくとゆまゝバ面へみだれかゝる物ゆゑ耳へたちも様耳をきみゝそのゆゝき支よいゝ
源氏たゝきゞの巻よ「ゆゝきみをゆるかゝるあゝてもあるべゝとこんたるみまあゝくゝき
まぢ様たゝて耳をきみゞちみ・ゆゝきゝあゝたゝ家ゝとゝじのゆゝゝうちをけたるゝ」とあり
尾い女の品定巻馬頭源氏君へ中よりるゝとゝあり此布を本居大人が源氏の注よ
「おゝの女いみゝ髪をなゝてるゝよゆゝひ髪をゝたゝ布よりおゝのゝたゝて中あるをかゝ
ちをつくろはぬ女ゝ耳よりおゝたゝる髪をうるさくもゞゝくちりひて耳よゝきむを
いゝある物結よ・ゆゝけゞをゝゝもゝぢゝひたる中をくみゝをゝてゝくゝゝ
此物語題号よゆゝ二位とゝをゞゝ此名ハゝけがゝ」とあり又同書の横笛の巻み
「うゝもゝゝとゝゞゝちくゝゝよゝせもゝひてゝみゝきゝゝて様ゝゝゝ法ゝひていゞゝ
ゐるゝゝゝ」とあり夕霧大臣の北の妻君の心ちるやみゝゝ時ゝゝゝ
ゝゞゝもゝくゝひゝゝゝ髪をゝ耳をきみゝゝひゝるゝゝゝゝて中者の
ゝゝゝん様ぎゝゝる中をゝゝゝゝゝゝゝゝ寛政のゝゝゝ市中の女どもどん切
ゝゝゝひ髪を切ゝゝたる風ゝゝゝゝゝ中ゝゝゝゝゝゝゝゝ

ふ花をうゝまゝて月花をや

㊉ 髪のさゞらを

ぶん抜きゞして抜のゆくさの髪はゝ毛をさゞらだとの人髪剪の異名ともいたゞ
いろべゝ

紫式部日記 中宮御産の条 「おのゝまゐるこそ女房八人、そろいろふさう抜きゞて
髪上 かたこあげまゐるきのとゆひしてまゐるに盤持 中略 のとゆひたんのてつきまゐる扇 中略 日
髪のさゞらを注孫よりもあゝまゐるきさまゝてあへぎふのたゞきなるかゝるめをと
のときまゐるふたぐゝ」

按ゝ貴人の御産あゝて八七日の間ちよろげの物こゝろ白き紙用ゆる事往古
より東山殿ころまでも然ある事抜の比の記録ゝんたりとゝるも白き衣
裳の女中八人ゞ黒髪のさゞらを映ゆるゝと抜のさゝ紙称ゝるゝゝ

源氏空蟬の巻 空蟬と軒端の萩と碁を打所軒端の萩の白を「髪はいとふき
ゆもさゞらをえゝ

㊉一 髪あげ

髪あげとゝ事古書どのゝあゝまゝゝゝ結髪ゝ両義あゝ一ツハ男をさゞゆる時かの
振分髪を一ツゝ結集拳て抜の末ハ脊後へたゝしゝく抜の義ハ男の元服と同然
ゝゝ是上代ゝの風儀ゝゝ日本書紀の **允恭紀** 今ゝゝ千四百余年迄 七年の下ゝ「皇后聞
之恨曰妾初自結髪陪後宮既経多年」とゝ前ゝゝ引ゝ万葉ゝ「う
ゝひたゝゝゝ髪あげつゝん」とゝ哥ゝ伊勢物語の「君ゝゝゝて維ゝあげき」
の哥ゝ婚を約ゝて結髪ゝ証とゝまべゝ洪土ゝ **文選** 蘇子卿古詩 「結髪為夫婦」
李善ゝ註ゝ結髪始成人也」とゝ和漢駢事ゝ・さて又男せばとゝ抜の年
頃ゝゝゝぬまゝ髪あげゝゝ事ゝゝゝ

今一ツハ宮女なども御陪膳の時ハかゝるゝを垂髪を結ひあげて櫛をもさす事あり
かゝるようまるゝいまゝゝゝゝゝゝてハ御膳の具へ髪の毛のゝゝりけゞさんとちるゆゑ
ありまへの櫛の条ゝもいゝゞ如し此前の条ハ引る紫式部日記ゝ「御膳ものまゐる
とて女房八人ゝ」とありて「かみあゞたる女房ハ」なゝゝと名ゝゝゝて「ゝゝゝゝ例御膳おゝゝ
まゐるとて髪あゞる事をまる式・かゝる御産の時ゝゝゝゝゝゝゝぬべき人ゞ式撰ゝゝせ玉へりゝ」
又枕のさうし「おゝゝゝゝゝゝゝ

て又二年たちて十五年の詔は「婦女垂髪干眷猶如故」とありなれば此比及天変地妖うちつゞき且又御悩の事などもありしゆゑ神代よりの髪の風をあらためあらしをかゝるみあひて再故は復あひけんゝ本居大人が玉かつらみ巻十四の説此後十九年たちて文武天皇乃御代慶雲二年十二月の詔は「今天下婦女自神部齋宮宮人及老嫗皆髪髪」とあれども垂髪する人もまゞまる御制ゆゑ紛まもして其世の習ひのまゝあり改らざりけんゝ中昔の物語巻はゝくるゆう皆まべゝ髪まて髪あげまるハ唯大宮禁中あてゝある附のつぎあり本居の説いとくゆゝくハ慶雲の附け御制を用ゝるべゝ然

榮花物語

吹上の巻は神南の備松とのゝ大百姓むまあゞ産る帝の御備ゆる源氏の君をゆゝあひまるゝて假は大内の様をうゝめゞく所の文は「女ハ髪上げく唐衣きて〻清前はいでゝ男ハ冠りゝうへのきぬきてゝハおまへはいでゝ」とあるも清前を思てうゝくまるゆり田中大秀が竹取物語の解は右の文を引て曰「縣居私云真淵の説巻四物語はあとゝ一人にて〻ゝ清前を髪を巻あげたるゝ注のあるはまかりあるゝて出まゝあり又いせ物語は高安地名の女は髪を巻あげたる時あり

ゞゞ種ゝを分ていそぐうゝく髪上まるハ晴ゆりなまて居るハ常ゆり巻上るハ私ゆりと云ゝ」真淵なるゆゑ心得べゝ」とのゝ前は引る吹上の巻は「女ハ髪あげてうゝきぬきゞゝハおまへはいでゝ」とあるゝども物結のうちはおまへはいづるゆゑ物結は同時の物結ゞもおまへは出る附ゝゝ髪あげまるゝ事ゝゝゞるハ不審なゞ陪膳の附ゝゝゞゞ髪あげまる事ハあまゝゝゝゝ但ゝ吹上のゞ陪膳をのゝゝ

(十三) 結髪考

髪の形状の考

古昏ゆ結髪とある註釈は髪をあげたる其髪の形状ハまゞゝゝと弁なる物あゞ管見ゆゝゝゝゝ見あゝゝゝゝゝゆゑ斯やゝゝけんと考へゝゝゝ固浅学の陋説取はゝゝゝゝゝ

「行幸ハたゝのごとく・まゞあり つまさより人〻けさ（化粧）さうしゝむ はるひまを（中略）北みゐ（北）
はまみまをかゝゆへゞて 女房（女中）のゐたる・南のたゝうのとりまゞれをまを
しゝまきあげて内侍二人・いづ（出）ゝ 結髪（結髪）の日のかみあげうるわきまゞ・からゑをあり
しげよかゝるゆうあり」（下略）栄花物語（栄花物語）もその事をかきて 唐絵（唐絵）あゝみ髪あげ あるさまを
「かゝゑ紙あゝしげみかきたるやうあり」とゝ紫式部ゞ日記（紫式部日記）かきたるゆゑ髪
あげたさまのあゝゑゝるハ此文句のみあり・さて唐絵ゐ比しゝたる此比及の西土ハ北宋
の淳化年中あり寓山樓（文晁翁）あハ宋画の摸本あるべゝと尋ね問けるゐ果しゝく尓
はまたゝる摸本を寫しゝ此ゝる紙畧しゝてあるよ生ゝ式部ゞかゝゑのやうといひゝるゐ
此図紙てゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

詩經 小雅都人士章「彼君子女・卷髮如蠆（同次の章ハ「終朝采綠不盈一匊・予髮曲局薄言帰沐」とあり・蠆ハ蜂の如く螫虫あり和名・佐曽利とゝゝあり）

和名抄 ゐハ蠮螉を佐曽利（和名抄ハ蠮螉）とあり

字彙 ゐハ「蠮螉ハ土蜂」

本草綱目 を見まゝ蠆ハ山中の石の下ゞゐ住む虫とゝまゝ蠮螉も虫の種類ゆゑ佐曽利と和名ゐ訓けんゝ

新撰字鏡 ゐハ「蠆螫虫也尾末捷然似婦人髮末上螫を「・佐須・又・佐曽利」とあり蠆も螫虫ゆゑ佐曽利と訓てもよゝ ゐきみあゝまゝ

和漢三才圖會 巻五 十二 ゐ「水蠆（俗ゐゝ太以古乇之形畧蟷螂ハ似ゝ云ゝ」とゝ
ゝり百虫の種類ゐゝべゝ是髮の風ゐハ用ゐけまゞ偶と筆の法ゐでゐ ゐるまゝ
・さて巻髮如蠆とゝゐ紙 **詩經箋註** ゐ「蠆螫虫也尾末捷然似婦人髮末上
曲巻然云ゝ」とあり結まゞゝゐ出せる宋画の髮の風も・巻髮如百虫・とゝひ
ゐ畧似ゝり又・予ゞ髮曲局とあるゐも遠ゝゝゝ又 **礼記内則** 子事父母と
ゝゐ「・櫛・笄・總と云註ゐ・總ハ髮を束て餘を垂ゝ也」とあり是又百虫
の形あゝりまゞ西土ゐも上古の髮の風を世ゝゐ法ゝゝ大同小異あるのゝ

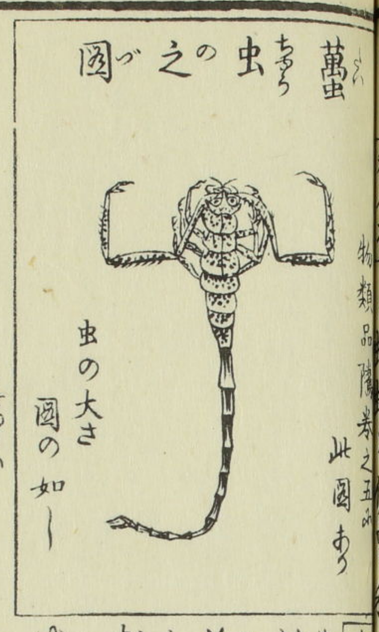

○宋人李戴華・絹幅落疑あり画院家の鑑識あるべし真跡なり・全図は此美人庭中の松下に立て手に團扇を持・牡丹花下に猫蝶を捕へる様視る侍女一人あり小童二人一人は猫を指を一人手を拳て笑み着色建幅

[寫山水漢模本]

事文類聚後集 巻十二

宮粧の条

ゆも又清人補稼軒[堅瓠三集]巻一ゆも歴世の髪の髷の名あまたある中に・雲鬟・双鬟などの名は・唐・宋・元・明の詩ゆもおもさこんなるは今もつゝ唐輪の事なるべし是第七一の証なり・・・

較るに中昔の結髪の状は唐輪なりけり是はゆもに浅学の強言なるべ取るたらぢまどもゆひようなるべ是はなるべ

緒君の[寫山水漢模本]を[太平記]を脱せり一巻十の唐輪と

の髷の名[日本紀]の角子をみるべ

五六許なる小兒の髪唐輪にあげたる」又東山殿前後の記録ども

とゝの名こんなるべ皆男の児のこゝ

童の髪は常に切事なし長くあるとも生ゝ也髪を結ん附は髪の元を取揃へ頂上のゝ上げて結之其末を二つに分け額の上に丸く輪に唐輪ゆ結之也」とあり是古より男児の髪の風俗前にのゝ如ゝ・さて女も便宜によりてはかゝるゆひも古代あり

○[清俗奇聞]巻

・図の如く

・同書の内

・此髪もかゝるに似たり

乞巧奠の呼の図・侍女三人あり

とゝて[東鏡]巻十七正治三年五月十四日の下「坂額女如童上髪云々」とあり是唐輪

ゝべゝとのもれ物ゝ天文年中の書[奇異雑談]巻五「唐は男女緒人髪と

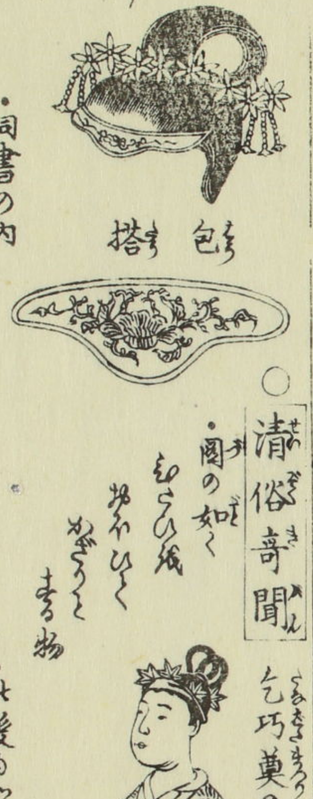

ぐらゝめて髪をつゝみて髪の根は四五寸なる釵をまとゐけて髪を釵ようにてゐるとまきたゝ人でなくあり日本はいまき女の筋曲といふべくあり」とあり又は筋曲とかゝることきゝめまゝ三百年前ゝ女もかゝるゆゑ事はありしぶ其の騰然は天正の間なる天文ゝ四十年のち

小松軍記　群書類従本

ふ陣中へ軍士の妻食物を持ゆくるとのゝ

「粉毛の髪を唐曲は結て云く」とあり又松田一樂入道秀任寛文七年作

武者物語抄　寛文九年上木　全七冊巻の一

「古き侍の物語は曰・井筒女之助と云て武遍世は来れる渡り森公人ありけりかの人のかゝち女人の出立にて髪を長く生しかゝるとゆゑ其唐輪の中は不断平針をけりあみてあるゝる也是は人はかゝ輪をゝゝと生ぶ為ありゝとぞ・傳聞は井筒女之助は境若狭ものゝく吉川廣家の家来なるゞ浪人ゝ摂長有馬郡の内三輪とゝゝ所は久しく住ゝるときく一生をもてどゝるゝかゝゝゝ武士なりゝゝ渡りあるき後は雲州は下り堀尾帯刀吉晴の家来なる雲州ゝゝ病死ありとゝきゝゝ」とあり又北の巻は「宣花口論を起しゝゝしの意趣は命を捨ることせんゝゝ事ありむゝ井筒女之助とゝゝ侍ありゝのかゝち女人の出立なり髪を長く

ゝゝ輪はゆゝ着るゝゝ女人ゝゝの小袖なり不断刀脇差も幼少なる人の如く鍔際はゝゝゝ

○唐輪髷の古圖

此圖ハ岩佐又兵衛ガ筆ありとて或人の所ゝ摸本多く紙あり全圖を畧して本幅ハ極彩色あり岩佐ガ真跡と見なせど此画入ハ慶長元和を盛ん風なる人あれバ唐輪の髪のさま証とすべし此画入を俗ゝ浮世又平と称ずるあり

ある」と嵌式部ガいひたる其の形状ちさいみを古圖の唐輪ゆゑありけんゝ是ハ又も管見の強言なるべし

○亡兄醒齋翁・骨董集の上編・三線鼓弓の古製・六条の撿証の圖ハ髪を唐輪ゆゑ振袖を着て將儿ハ腰かけ三線をひく圖の傍註ハ「寛永正保の比の古画なり三線の古製をこるべし・美少年の男子の体也」と云ふたる其の圖ハ踊りの絵の中より拔寫れる物ゆゑ原本の全圖ハ拔うつされる圖とおもふ故あるの人太小あるひハ脇差なるべし

ありて美少年のさまゆゑ踊りの三線ひく三人拔圖なり美少年の男子ハ体といふべし

「九七月、街市ハ・太鼓・團扇・大小木刀・加伊羅木の事・三尺手巾・奇特頭巾・作り髭・金箔紋所・を賣る是盆踊必用之具也」本書洪文とあるゆゑ右の圖の大小ハ踊り道具なる事明し人物ハ遊女なるべく髪ハ唐輪なり・此考証ハ引る書ハ醒齋翁骨董集ハ他の事ハ引きされどつまるて偶然女を男子とあやまりあるひ誤りなるべし此書ハ用ゆるべき唐輪の事ハ亡兄ガ為ハ骨董集を補入

日次記事ハ

箕山ガ大鏡

十四　寶髻と云ふ髷

唐土ハ国の開闢より女も巻髪凡俗なるゆゑ歴世の髪の結ひゆうの名ある事彼国の書どもに散見する処枚挙ゑ遑あらぬ御国ハ神の御代より女も垂髪なるから髪のゆひゆうの名あり事ハ[illegible]に人王六十代醍醐天皇の御世よりして結髪なるを宝髻とも名始て延喜式衣服令ノ下みえたりされど宮女皆宝髻なるゆへあらぬ内親王・内命婦礼服の時ハ宝髻なり支註に一品已下五位已上宝髻を去る・とあり此宝髻の事を今義解に・宝髻とハ金玉を以て飾物なり是乃神代の餘風なりといるハ神代ハ男女とも髻に珠を飾る事前にいへる如し

・さて此宝髻の形状ハ安齋随筆赤鳥の巻に「上ツ代の結髪とのたゝ垂髪を頂の上へとりあげて猫の如くみて指を結て釵子を刺なり」といへるとう束抄に釵子の刺様ハそれ〳〵ありてそれども宝髻の事ハえびたゞ釵子をつけて紐を頭にいへるとハ宝髻なりし事推てあるをもゆへバ宝髻なりし事推て

・枕のしをり・式部ノ日記などの「さん〳〵さてゐく」とある物のさま宝髻のゆひぶりをもあらしむ

右の図ある女官服章とハ書ハ奥書に宝暦十三年癸未五月廿七日平貞丈とあり

此図・女官服章に・宝髻・釵子・かんざし・元結の名古今同ト・髪の[illegible]・大ぐし・髪のまゝ・三所水引みく・但し・もとハ後世ハ絵元結なり・紙をたゝまぶ

て或縉紳家の御本を寫さるよし也書中の事どのハ

室町殿比とハ貞丈先生の註釈ありしまゝなれの宝髻の形状ハ一証

とさべし

(十五) むかしのまべらしれさま・髪のゆくだむ

むかしの垂髪のさまハ古画にもあらるゆゑ七八百年前の宮女を今目前に

る心地もするハ

枕のさうし

季吟本「美女きそげる人は夜中寐覚ねさめれば寐起ねぬきたるまゝの髪かぶりうちそへ毎堂膝行いでゝ鏡をとりて実有可愛めでゝ」とあり

巻の二

吹ゆるハされて・まゝ〳〵うちふくだみさるゞ・かゝふりうるまゝ

枕のまゝ見るゞ如し・あゝ髪のふくだみたるゝハ髪ゝ癖のつく事あり此詞

古人物結ども・ものさゝ・ふくだもゝふくゝ・たゝむの義あり本居大人の玉

かつら巻の八ゝ考説ありまゝ

十六 まべらかゝ夜寝・枕屏風の本義

むゝハ女商人さゝすべらゝ・あるハ下ゝ物ゝ図絵ゝ・さて宮女ゝ寐ゝ

髪を枕ゝ・まゝ・ひく・卧たるさゝ・古き画巻どのゝ・ゝもうちあゞりたるゝ・ゝ

卧ゝ枕ゝ・ゝうちみゞゝの箱俗ゝ箱をあゝく髪を入て臥ゝ事ゝ・ゝ

ゝく古画巻ゝ其図絵見たる事ゝ・ゝ女装考の企いまゞ・ゝ比ゝれゞ

ゝゞゝゝ見ゝゞゝ・ゝ絵画巻の名さゝ・ゝ古画巻をゝ・ゝ全

脚ゝうちへたゞ・ゝ・ゝ模本ゝ・ゝゞゝ人ゝ・ゝ・ゝ・

・たち君

今より四百年余前下臈女

○此図ハ文安宝徳の間の物なりと言つたへ七十一番職人歌合の絵なり。たち君とハ今俗みなべ切見世のあそび女

・法ど君

法ど君とハ夜鷹又ハやなりともの女なりもーハかるいやあくたろなれ女さんさげ髪なるべ其他をもあてたらべーさまどのやーくたれまげく身をたさうるを女心のまーみ

髪をなまびあく図もあるべ物みこも

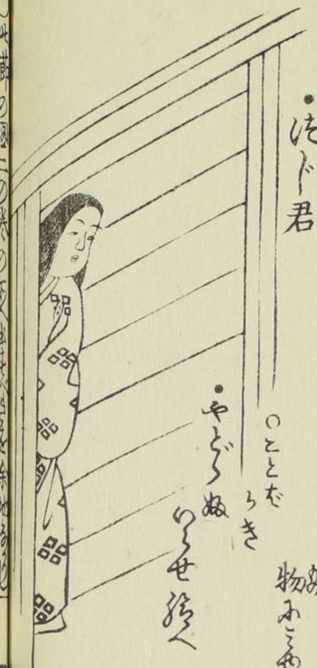

・ことだうき

・やどぬ

いーせ絵

○此図ハ天和二年大坂板西鶴作の一代男とのへさらしの巻の三みえたる絵也此外みる三人なーびるる女もみるさげ髪なり本文を按ずるべ妾奉公なる女茶屋などみく目見えなる西なりあるのみ今より百五六十年だろ以前まで八町家の女ーるとも

あーさまる席へさげ髪よまるる事とえーるる・一代男の書中みる島原の遊女ゞさげ髪ーたるるもこもむーかる風俗なりーハ世々の風なるちべくく残まるゞ常となりたるなりまるるみ今下げ髪まるハよーあるなるの式ゑよのみ残りーハ昌平みえさーたるよ法まくよろげの事　粧便みるのりて下げ髪ろ不便なるハのづるまるゞん外油のいできしより髪の風もまるべみるりーハ国沢のるるる

みて高さハ一尺五六寸あるゞ本義なるべし

十七 まべらうゝみて廁へ入る

ちの是此書を洗ぐるふつけてあるひけるゆうあるゝハ貴賤とも下げ髪を常とせけるまべ廁へ入るをうハと偶と心みかり女房の昏ゞ者ゝ捜索しみありげなる・阿仏尼ゞ乳母草子ゆもこんざりゝみ者みも引る 女中心得の書 を得て発明せり「御隠所へかくやの事」にものゆハかいどりをべらゝせやかのゞをべ弟へたゝみまのうまべゝ夜なゝべ手ちくをのちてまづ主ようさゝへ入り内を視まゝ者めちつまゝとうゝ者ちくあく記入さよたゝゞとありて細註ゆ「せういんゆハ嵐なゞなる事あり此ゆゑゆまづ内をうゞゆゝ」とあるゆてまべうゝれあうゝ紙ちまうゝ古たむゝもさゆこてあるらゆ今の女中ハかのゞゆなる附御前を下りて私事ゆ立居ちげゝかのゞの末を袖ゆ入るゆ事あるゆ事ゆ東山殿ゝうの女中みあゝし事ゆそいと古き風あり

十八 落髪を焼捨る

公事根元 今より四百五十余年前の書 十一月下の午日蔵人御ゞのけのりゝの紙玉ゝりて主殿寮ゆむうひくゆゝうり此外ゝゝる事ゆゝ」とあり是帝あるひハ皇子皇女の御髪の梳屑なるべゝ髪をゆゝたるハゝゞゆあるゝど髪の毛ハ多年を歴さゝを消ざる物ゆゑ灰とりて埋もゝ流ゝもゝるゆるべゝ今俗ゆ前なる爪火ゆ入るゞ爪乃ぬゝ気ちゞひゆるゝのゝを焼らゝゝゆうゝいんと入るゞ毛も爪も気脉のあるゝゝゆうさる事あるゝゞゝで御髪を焼べき

十九 髪を洗ふ後すまゝゝの人古言

今物を洗ふ後すまゝゝの女祠ゝと古ゝ 櫻物語 櫻の上の巻下ゝ上 「七月七日・いぬ宮髪ゝゝゝゝゝゝ内の細き瀧ゝゝゝゆゝ水のゝゝゝゝたゝゝ・ゝゝゝのゝゝ・ゝゝゝゝゝゝ

あひ〜をうんあるで物語れうちゐ七夕ゐ宮女加茂川よりぞく髪あらへ事藤原の
君の巻ゐこゐ・さてとゐほゐせゐとあるハ今の幕のやうゐる物ゐり唐土ゐもあ物ゐ女ゐ髪
あらへゐハ肌もあらゐるゆゑ歩障を引るゐめり歩障ハ音便ゐり・赤染衛門集巻一ゐ
きみ〜ところよからあらひゐいきて「ゐるさとのいさ井のゐくゐきみゐぐうづのこぐ
うぞあくかまゐゐける」ト灰汁よいひうけなまび水灰汁まそもあらひ〜ゐうん・伊勢ゐ集
ゐも井水ゐ沐哥こんうう是ぜん法ゐ油ゐた世ゐまび也

廿 髪あらへ吉日

論衡第廿四 識日篇 唐土の古書「沐書曰子日沐令人愛之卯日沐令人白頭」とあり女中
ハかゐるゐむ子の日ゐ髪あらひゐへべ〜うゐくゐやつゐゐる女中の心得ゐもそぞ

廿一 むかしの女ハ髪の丈長うり〜証拠

古事記應神天皇の巻ゐ髪長姫の名あり本居大人の古事記傳ゐ「髪長比賣
の名ハ義ハ字の如くなるべし」とありて別ゐ説ゐ〜さまび此髪長姫の髪いとうり
長うりうん神代ゐハ人身の長高うり〜事一の巻ゐのり髪ゐ長うり〜とうんく
古事記神代の巻ゐ大穴牟遅神を八十神憎ミ玉ひく殺さんとなくみゐて窠ま〜
なる時かの神ハ髪の毛を卧〜ゐひる室の毎様ゐ結着る事こんうう古事記傳巻十ゐ説あり
その時髪の毛の長〜とせう ちまバ女ゐ紙さう長うりうん〜・さて八百年の中昔ゐありても女の
髪今ゐくらぶ甚長く身の長ゐあまり・ほうく おうゐゐむう〜ハ水油のみつけて
油の事次ゐ〜かたさしあくゆゑ生延ゆまく今ハをきゐより油ゐかあてちゐゐ結ゐゐむし
よりハ長うりぬゐやあうんうむ〜の長うりしいうゐゐ物語藏ゐ元の巻上の上御産より七日目の所・此書ハ源順ゐ作とゐ説
もあまび今ゐうあそ九百年ゐちゐ古書也「女御君きこんゐゐタさうハほゆゐのまべ〜ゐ玉へほ髪〜かきと
うんときこん玉へバ起ゐ中暑女御君かんのゐ髪ヲトカス・かいつゐつけゐうゐゐらとゐ甚多ゐく
うく〜げゐそハ尺ゐくだうり云々」とあり此書中此外ゐも髪の長き事ゐもさのみハとそ不引髪をうゐとうるとゐ尺
だううとゐへまび髪よゐうざる事明うゐり此物語も源氏のやうゐる作り物語ゐれど
其世ゐハ髪の丈八尺の女もありつるゆゑよ物〜なるゐめりほまバゐうのもゐ〜ゐまるべ〜

住吉物語 上の巻に正月十日姫君ちご殿の御の遊ぶ所・此書は源氏より三人の物

「中の君より玉へり車より下る紅梅のうへに白

袿

あやのうちぎ着玉へりさ〜あゆみ玉へるさまいとあてやかに髪はうちぎのまそをおほし

かりそめ三の君より玉へり中略姫君三の君の御ものと早

とせめけるとば中略より玉へり樣かさ物の淺搔衣よりまさるぬのにて袋紅

あへるまぐさ髪はうちぎのまそをおほゆるとおもはまほしう」とあり又源氏まきつむ花の巻 雪のあさ源氏の君まきつむ花

のまぐさ紙よりくさ玉へり

ほそきつむ花十八歳「まづ丈高なけのたかう。をぜ長脊ありさまとびよとむ孫つぶ頭ぬかり

ら淺た髪のかうしもうたくしげみて。めでたくとありひきとゆる人くみもをきく專おくるまでう

うちきのまそをふなまりて丈をたるなどに尺だうあまりたるんとゆ坐をる髪のまべなまりて

とあるん又同書よりぎみの巻に此まきつむ花年頃めり淺ひるる侍後との女みいろる〜西

「かくみふ世人あべきみ身馴小袖着古しれまをたれば年來召つかひ品見せあべきあめく

て淺髪毛〜のもちたりけるをかつらふ長ゆる九尺よだうみていとまきもうるさもうげるをとみ

ゆまそ。らぬえうう小袖みるのにとかうだ物ものにて賜んまりりに觀進聖職人哥合百余年ぬ

ぞあるべき然さるに九尺とあるハけるぎたる物ものうんまりりに觀進聖職人哥合百余年ぬ

比の物安の髪捻の繪の哥み「花かつらもちる髪をばおろひおきさ物ものつぎてもらまし

ものを」猶かつらの条みものべ〜又枕のさうし みどうそ物のぞうし「げま下司女の髪うる〜〜う

みどうそありぬべし」又うるはまし〜き物の条「髪長くうるそうう。さうだをどめでたる人」

とある髪のうけ髪をを称美まる事を物ものべ〜さまざま物ものかを載つるうん榮花物語

初花の巻「宮ハうへのにつぐのふおそ〜まま。淺てあひをどせさせ哥をどもやとそ。たぐ今の

寛弘五年淺とう〜サだうみこそ中略ま〜まどいとうるぞおそ〜ままそのうさ小作りやうみゆそ〜ままあり

中略おのづからある事をどそもいたづ細毛美めでうて淺身なもふ二尺だうあま

らせ玉へり」又同書寛弘七年「大姫君ハたぐ今十七八だうみく淺〜こまやうみいみどう

うう〜〜げみそにたけよ四五寸だうあまり玉へり中略中の姫君ハ後小上東門院後一条院の御母十五六ぞ

大姫君よりハまそ〜おそきまうみそいと甚宿德まうとくよのあ〜〜うあるきさ美げの人やとうん

ゆひて淺ぐ〜ハたけふ三寸だうたるぬそどみそいみどう髪多をまうよたのりげみえうう」

猶長くのびんとなのりきせ又宇治大納言物語ふ「一条院の御時堀川右口臣女御上東門院の臥せあるあり
さゐを見あ所「見たてまつらせあへば中略ひとうるうめでたくけふ二尺ばかり
りあまるあたりのまえさちだうよやさまどりくさうまきまげふえんさせあり」とあり按ふ
右ふ引る栄花あ十五あて「ひとへ一はなのあふ寺だうたらぬ」といひてあ「ひさみは二尺
だうあまりあへり今はさちだうみや」とあまたび五年ばかりは髪二尺七寸のびあひ
ありかやうの事今はあるべくたび又南朝の忠臣吉房卿の筆記あり「吉野拾遺」巻三
「南都諸大寺を巡礼して後たうう物どもあまさこまさ・たぐみたぐり・附心みあみて
たんどく日数のうるもあうむぞさまあへうゆ中ゆもありがくあてあらくあてしは其拝
福寺宝蔵の内ゆまうき箱あり其の中ゆたけ一丈あまりある髪あり其のいろ翡翠
をのざむく黒髪つやうみあくあばちらべたあり是い光明皇后のひとべ・ありとぞさう
ふ今ちうの髪ゆ似ぜかる物もありけるみやとちびへたべり七百余年のむ・れたぐさを
今うちやうの心ちゆあんたべりけうちのうるうあ事ゆ観音さりさのさんさんありうの人事かの縁起
さぐめつとば今さうさのべば事ゆもあうぞ観音さりさのさんさんありうの人事かの縁起
みもうちゆん事ゆ後後事ゆべ・」「一条の全文」
ゆひく入道あり・のち南都の佛閣をめぐりたぐみあひ・附の事ゆ此御髪の
事ハ見玉ひ・ぞ其の事ゆ・ゆ・たるみて露だうも文をかざうたるゆハあるべくたび今
髪の毛一丈の女あるべ人ゆあるとうゆたんあうし・今も髪の毛まぐれて長き女あり・はし
物ふ・えうまゆふのべ・○謹按ふ光明皇后ハ聖武天皇の皇后孝謙天皇乃
母ゆあり聖武天皇ハ孝謙天皇の御世天平宝字八年五月後年五十六あて崩御
あり光明皇后ハ天平九年崩玉へり御年六十聖武帝の御陵佐保へ合葬・ゆる
かの一丈の御髪ハ御在世ゆ御法躰あり・御遺髪ゆるべく寺院ゆ残るハ深く
仏道を信ず・ゆ由縁事ゆべ・・さて百四十五年のちゆ・ゆ・ゆ・

長き髪をゆみたる女ありゆゑ[illegible]の事をおのべ[illegible]ぞけみ[illegible]事あり」とあり
今ハ髪をゆひあげ上下の常ゑ[illegible]ば髪の長さも程さも心よそもる人多く世の心より
八丈の髪ハ妖物ともいえ[illegible]されど今ハ[illegible]ハ髪の長きあり寛政の頃或人の筆
記せるとたる寫本「豆島見聞私記」図本の部「ある日あく[illegible]と見めぐりて山の禁の村を
通り〳〵附間荒ある垣おゝ[illegible]と見いたれば時〳〵も五月ありれば単衣着なる
若き女あり[illegible]ハ染糸乾てある様ハ五[illegible]自らけづりてゐなるゞ黒髪様ゆゝ[illegible]
ゞの長さ[illegible]ばらもちあどろ[illegible]て[illegible]と従者をよべ[illegible]と[illegible]つけん障
子の内へ逃入りけるゆ黒髪ハ世[illegible]ありて引きけりのちゆ世事を里の翁ハ語り
けるゞ此島ハ[illegible]る女[illegible]ありとかゝりき」とあり島八丈也「和漢三才図會」正徳三年板「
抵長者三尺許琉球国の髪ハ五六尺」とあり[illegible]ハ大容飾の部「髪次ハ大
[illegible]通商[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]の髪[illegible]の毛[illegible]べ〳〵今も
[illegible]る女[illegible]ハ八丈ハ然[illegible]・[illegible]八丈島の髪長姫[illegible]る事西土[illegible]
元人伊世珍作津逮秘書ゆ納「瑯嬛記」巻上「輕雲名女の髪甚長毎梳頭立於榻上髪
猶拂地云〻」とあり・件の事ゞの他和漢ゆ髪の長ゝ〳〵書見・抄録あ[illegible]れ
ど文も髪と倶ゑ長ゝれば皆棄て不引

廿二 下輩の下げ髪

往古ハ貴賤ゝも常ゆ下げ髪ゑ事前ゆ[illegible]ゞ如〳〵「枕のさゝ」みゝ[illegible]
ぬべ[illegible]物の段ゆ「げゝ女の髪ゑ[illegible]ゝ[illegible]ぬべ〳〵」とあるゆ下ゝ女のさゞ
髪をいゝゑ[illegible]後世ゆ[illegible]「平家物語」巻二鬼界島の事を「男ハ烏帽子も着ゞ
女ハ髪もさげざりゝ」とあるゆゝ賤の女ゝ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]
髪の風俗世ゝゆ傳りし証ハ天和三年大坂西鶴作「一代男」巻三下の関稲荷町の
遊女の事ゝ「上方の[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]」と
あり田舎の[illegible]ゝ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ[illegible]ゞ

ものゝ山のるの実ハなスよあり

何程の小身ゐても家の主人麻上下を着し召仕ふ侍も上下を着せ暑五節供ハ内室髪を下げ針妙も髪をさげ十歳以上の子供親の如く性の衣服をきせる物もの〻ゆゑを神佛参詣ハ髪を下げるなり」とあるハ此書を作らるなる享保より六十年ばかりの事なるべし

國を照らして下輩もさげ髪をするを考べし

廿三 兵庫とゐ髪の風

今俗よりゐ児髷又ハ唐子髷ともゐを上古ハ・ひさごとゐ・とゐひ中昔ハ・あげまき・といふるハ皆男の児の髪ハ結風の名なり女の児の・月ざし・ふりそで髪・うなゐ髪などゐハ髪の毛のさまにて結ぶの名ゐハ物ゐ事・勿論なりさるべおゐ

室髷を女の髪ハ髷の名の起立とまべし次ハ筋髷次ハ唐輪の名あり

・さて慶長の末寛永の比ハ唐輪一変して兵庫とゐ髷の名あり状ハ図を

さて考べし此髷ハ摂津国兵庫の遊女より結ひ出ハ始めなる髷なり寛永八年板の俳書

犬子集 前句重頼「兵庫の者よなどゐんゐ」附句けぶをしてゆく女房の髪の曲」又慶安元年板 峯続集 前句正信「娵よりゐ聞バ兵庫より泊り船附句名ゐ結びたる青柳の髪」

又婦人養草 貞享三年板儒者藤井懶斎翁作 巻二「當時貞享二年を髪のゆひ方ハ名を島田兵庫などゐハ遊女の在る所の名をかりていふなり」とあり此兵庫髷寛永の比及よりゐ盛ゐ〻ゐて六十年ばかりの間都も鄙も中人以下の女ハこゐゆひなる髷なれバ甚事の書見いと多し抄録ゐハ〻ゐあるとゐ〻ばかりなるけるべ不引けば吉原大全とゐ書ゐ明和五年板巻の三元葭原の比兵庫屋とゐ遊女屋より起りなる髪の風とゐハ兵庫の遊女屋妓をつるて江戸へ下りて妓楼をひらきなる比其妓の髪の風它の妓ゐもうたり〻ゐ・さて此結ひ風元禄ゐいろてハ・島田・勝山の二風ゐ出されて稍〻ゐ〻ゐ〻元禄八年板大坂人俳諧師伊原西鶴ゐ作 俗つれづれ 巻四吉野山花見の所ゐ「歳ハ四十四五なる奥の按ずるに此比ハ市中富商の妻を奥さまとゐ京大坂の称也もと今ゐ兵庫曲をゝ〻げゐ中暑ぬり笠ゐめるまきのうちをうゝをいでゐ〻ゐ赤い麻緒を

よろ所いやるとうり」此文あて兵庫髷のまされたる事明し然れども天明の比まで遊女あり此風のありて上臈のものらあれうこは横兵庫あうざるこはあり」よ見も今こは島田よりて兵庫は影もえんぞありぬ・兵庫の髪の状四は巻よ図あり

廿四 島田髷の始原

兵庫の後島田と云結風あり慶長より明暦あうまでの雜書ども多八名も図もえんざれど寛文の中ころより起りしゝ寛文万治二年板浅井了意グ作 東海道名所記 巻三 大井川の条よ曰「島田よりあまでかまど作ひよ斉紙ゝ緒ゲこけぬと云馬ときて島田の事あるべ髪をゆへたる事をよみ玉へうゝと云見よ如左「たさらやの女ちりの作も髪せあて島田よ結うもがる」と読みたりげゝ春元の句よ・名よゆやげゝも島田の柳髪と云る面新えぞ元たどりく男の騎る馬のありよ作たてゆく」とあり前よ引る貞享二年の婦人養草あ・髪よ島田兵庫おどろ云遊女のあ名の名成かりそあとある説よ特金

又享保十九年板菊岡沾涼グ作 世事談 巻五 「島田こは東海道島田宿の女作髪ゝ髪の風を結ひける世れ此名あり」と云て按よ宝永七年板 寛 潤平家物語 巻一 ふ正保慶安の比東海道の茶汲女の名高き成あべ云人あり「鈴下山領の・おふ宝・坂の下の・お竹・関の・小万・桑名の・おまん」あどあべ云人ども島田わもさるものあり髪の風ゆひたあ成あるべ田舎の女ゆへ人ども髪の風二百年まさるべ天下翕然と成島田あ云女装中の一奇事あり也ゝ島田宿よ遊女あゝ事ハ 盛衰記 巻廿 又 平家物語 長門本 巻十 も若殿原打つまて島田の宿の遊君よ遊ぶ事えなり昔ハ海道よ多くこは遊女あり」とこんて 更科日記 ゐ此書の作者孝標朝臣の女足柄山ゐやどりし時遊女二人傘をさて来りこゝ事こんなり 曽我物語 ゐ虎を海道一の遊君こゝ寛文五年板 古今夷曲集 よ「大井川あ見をたて宿の島田たちゐ髪もゆゝ君 保文 」又元禄九年板 女重寶記 按よ此書新古二板あり 巻の一よ髪の風をあべゝ云「町風ハ京も田舎も島田かゝゲハ髪の

二のゝ上鬲も下鬲もいゝ事七八十年此方よりあらべり」とあり按ずるに元禄九年より八十年前ハ寛永四年也此比及ぶハいまゞ島田の名も國も物ゝ云へどされど右ハ引る寛文五年の保友ゞ東曲ゞを参考されバ島田髷の起ゝ今より五十年ハ二百年ハ多くゝ其風今ハ盛ゝて錦殿蓬窓島田ゝらざるゝ死ゝいとくゝ多死髪の風ゝ多ゝ元禄の間ハ・大島田・平ゝ嶋田・高ゝ結島田・ゝゞ嶋田ゝ結ゝ皆状ゝ多ゝ此它も・玉ゝ・決ゝ・ゝ松髷ゝ多ゝの髪の風ゝ事物ゝ云へたれどゝ多ゝれバ髪ゝ状を結るゝゞん分油ゝゝ物起ゝ

次ゝ

歴世女装考巻三終・前編之部

歴世女装考巻之四目録・前編之部

一 勝山ゝゝ髪の結風・高尾又死の討論

二 丸髷

三 片外ゝゝ結風の權輿

四 俗ゝゝ推茸たゞの始原

五 髪ふたゞゝゝ名義

六 たゞさゝの起立

七 ゞんさゝゝゝ物

八 かゞの事

九 ゞんみのゝゝ物

十 兒髷・文金ゝゝ島田髷の一風

十一 今の髪れ形状ハ古風ゝかへりゝ話

十二 かぶきむすび・掃巻といふ髪の風
十三 貞享年中女の頭ふ飾る物十六品
十四 十八九の乙女竹馬ふのりて遊び〜古風
十五 婦人貞操の為ふ髪を截〜故事
十六 水油の古名・ぶらんかいら
十七 びんつけ油の始原
十八 ぶんつけ油れうかをとる
十九 髪ふ伽羅をとめる
廿 元結・文七元結の名義・を孫をゆひ
廿一 御歯黒の始原

通計附録共廿七條

江戸 岩瀬百樹 編撰

一 勝山とゝ髪の結風

勝山とゝ髪の髻今も其名ハ残り法皇ど髷の状ハ當世あり古代形状ハ國を
こえ考べし此髻ハ二百年前兼應の間江都ふ名高りし湯女勝山ゞ結ふゆゑ
髷也此勝山湯女風呂因禁ありてのち北廓ふ入りかの高尾と時を同じて其の名
ままゝ閑也万治三年江戸板 高屏風管物語上 巻ハ北廓の茶屋ハ老婆遊客ふ妓ども
掬て名をきゝゆゑ「さて巴のゆんをめゝたるゆゝらゝのゆどたゝちだりれゆン方ハ
たぜんのぜうさんそ京田舎ふ名高き勝山さまとゝ様ハ中略みどりゆる
髪をゞゆがたりふゆひゝ」とあり此かつ山ゞ結風ふありつゝ〜こんて万治三
年よりの廿五年のち天和三年江戸板 浮世物真似写寫 横本 巻上 花の露屋吉左衛門が
芝宇田川町とあり 店の前 伽羅の油いひ立の詞ふ「まゝと女中のだて風ハ・兵庫・つのぐる

・あるひハまさざかつ山ひろう」とあり又勝山ゞ廓ゝ在り万治二年より廿四年のち天和二年
大坂西鶴作「一代男」巻ゝ「おもゝ丹お風とやハ」畧風呂屋あり〳〵附勝山とゝる湯女
まぐまして情もふく形ゞうあり髪のふりよ形ゞ作て世の人ゝかゞうて一流
あるとゝろうたゞめめて大ゆゝて北廓へ出世〳〵て不思議の口分まで坊のハ主ため〳〵あ
女ゝたぐり」又享保五年庄司冨勝（甚左衛門子孫）ゞ作の本「洞房語園」（同名の板本あり是ハ別本）巻三「糸應
明暦の比新町山本芳順家ゝ勝山とゝる太夫あり〳〵元ハ神田丹後殿ゝ紀伊
国風呂市郎兵衛方ゝ居〳〵風呂屋女あり〳〵其頃風呂屋御口禁ゝあり〳〵
ゆゝ勝山も親里へかゝり〳〵ゞ又芳順方へはとゝあたり髪ハ白き元結ゝく片曲の
だて結ひ勝山風とて今ゝまゝゝ揚屋ハ多左衛門ゝく初ていづる家〻の名ゝうゞも
勝山うんと両側ゝ群り居ゝけゝたゞめて此道中ゝ是ども八文字をゝみて通り〳〵
粧ひ番量ゆ〳〵たて又番ゝくえ〳〵とゞ全盛ハ其比廓第一ときゝたり手跡も女
ゝあいめゞう〳〵き能書あり勝山ゞ〳〵ゝ

いとゞ袖ハぬまける（下畧）さて此勝山ハ世ゝさゝえたる万治高尾ゞ紅葉と二月の花を
あらそひ〳〵事ハおゝ引き万治三年板の管物語ゝ詳ゝあり其の因ゝよりてゝゝ高尾
ゞ實傳を挙て船中の白刃ゝ死なりとゝゝ妄説を折衷
按ゝ明暦三年の大火ゝ元葭原類焼〳〵て地を千足ゝ許され草莽を開く万治
二年の春新廓全く成就ゝ〳〵青楼鱗次として軒を並べ此時ゝ當りて三浦屋ゝ二
代目の高尾あり是を万治高尾とて高尾十一代中の名妓とゝ其出生ハ下野国塩
原の庄中塩釜村（同名市下三村あり）農夫長助ゞ女ゝあり（此家今）高尾十一代のうちゝ独り此高尾
のみ世ゝ推称せらるゝハ一貴顕の事ゝ出巷傳ゝ曰高尾或貴顕ゝ寵せらるゝ
身を賜れなゝども節を情人ゝ守りて随ゝ終ゝハ船中の白刃ゝ死せりと
いふ因是一大虚ゝ亂て萬大實を失ふゝる妄説あり猶ゝ衆口金を
鑠を以て具眼の徒も雷同〳〵て實跡とゝ既ゝ享和二年かの塩原の里人高尾ゞ
出生の地とゝ其所ゝ建たる鴻儒某の碑文ゝ「遂遇害於三又水」と妄説を

碑の残りて千古に傳ふるのみに至る是高尾よ實傳の書あれども巷説よりもなるべし亡兄醒齋翁嘗巷傳の妄説折衷せやとて高尾考の企あしゆ名彼が幸のくるなる物数本参考せるもしるべ皆率強傳會の説のみにて取べき幸さるのみ秘記のるるのみにて或書の深草の元政上人俗たりし時高尾が情人なりしの船中の又死をきて出家なりとある上人が身延記行をもくらべるに論なし上人は慶安元年廿六にて出家の時高尾は八歳也如我らく農夫長助が家ふあるつくん上人は明暦元年三十三歳にて深草瑞光寺の開祖となり上人寛文八年四十六にて寂し玉ふ高尾が事の傳會はみな此るにて心ある人の書たくめ者は一つもなし此まで口碑の孟浪を折衷せるき高尾が實傳を得ざるゆ多未成の高尾考（高尾十一代の実傳）もるるく箱よあり然るに天保十三年仲秋撰書一本を得たり高屏風管物語と題し全二巻万治三年江戸板序文なり作者は頗る学あり て明暦の田舎万治の新舎あり遊び友なる人は高尾が情人なり作者もあり此人げなる変文中あえたり一部まで當時の竭故の変のみまで抜摘雑記のなり たり一部の発端は「書物て硯の海のあれ竹万治三年の春のたりあり竹ろくとのべ出ーるる」とあて全部の終りは曰「竹のひあるの人せやるて歌の心もあいぬまるあ硯よ對ひて心よりゆくもあるるの事ども抜ことろとあく著作もまでるあ事もつまる要管あるるる・中はみるそるどあれども高屏風あを折 ひ仕立こ抜きれ」と業をこぞめたるゆ事者の心も柄然るり・さて下九巻の此作者の友なる秋の康とは人（按ずに此名は文中の名なるべし）高尾のかるひ〜るち高尾病死のことを「たるもの紅葉ちりたるとて秋の康がなげくもんをこ抜かれ此あるがるれ此まこ抜とは此のひあるまたなるの此人げるさんや高徳寺（三谷 浄土寺）とのるるるるどでるみ折て れば番をなき花をさて此ばきゆ中してともるひをるまるんいと哀れるそいまも一書の工ぞ抜ぎりてかの仏前よ此るるかるでんるーける甚工ぞみ曰」とありて長き文あり来よいるるー「あとー方治二年のるー此秋の末つるるり紅葉のるる事あ

いとあるうまれまいてぶうこいせ〜まのいやまちう彩をれば業はて雪めて
あつうくぶもいさう寿〜ともあつぶ日ふまち〜よとうめてゆくぶふつひみきんを
のたどめれ五日ふ侍ぶ〜十九とるやみてあくあり死五のかうまびみきの袋よい
出てあさむぐ夏の松とくよみさめ今あうとめて・てんよめうきんとうく万治二年
已亥極月十一日花将敬白」とあり極月十一日ハ高尾が七の待夜なり此文の委実なるを証拠とし〜て
三又は船中ふ害せうまとうふ古来の妄説を折衷べ〜・さて又かの三谷の高
徳寺よ埴一重隅なる月光山春慶院浄土宗ふ今限ふたうぶ墓あり門内うづ左のうさふあり
みうげ石の四方塔ふて将女ぶぐ自ふいふさうう〜ぬ墓あうもいぶ〜く且又三浦
屋ゞ菩提所ぶ捷寺あるふたうをまふかく〜たるもいぶ〜れば醒齋京傳高尾
考は金ありし頃今より四十余年前なり春慶院の檀家なる田林、府浅草田町ねひ
醒齋地のまを伴ひく春慶院よいう布施をしてかの墓の由縁を尋ける
住職いひけるゆうもの一此寺よ常念仏あり一ころ寺のちくふ三浦屋の別荘
ありかのたうを病あうて保養の為別荘ふあうて今も三浦長屋と呼ぶ名のみを残る病あのくあり比けが
身のもい朝ふ夕ふ枕よかよふかの移のねの寺へかく〜玉されふの遺言ふありてふふ
葬りたるよう寺説ふ傳へいたうをゞ持し物ふも寺ふありしとま〜ゞ今ハ一ッも
残りやさゞいつゞ代よいうて墓所地四ゆそ大両の時いふき墓水のこゆるふど
金ゞ檀壇家へや合せ墓をもうのみ玉を入をける洞たうをゞのもうのみたるふ下い
石棺ふてあしゞかうふいたるいふ寺説ふもたらへやさゞと結まり見と関て
醒菊もさやかくと評論せうまゞ検究ふぐき昼見もうてうち地ふ〜ふ見も一紙せ
得ゞう件の管物絡の下の巻ふ「いぐ〜せ多人とてりみぢの茶やのれ人ふて茶をど
たくうく絡るふあるゞれかゞのひけるハ・ものゞされゞ見物も此春ハ何の見所もいざ臣
みるさ会もいぶゞり此ふのふ元高尾さ会ハ冬と〜ちるされ・う〜ぬさま・ときはな
・うるとを出させ乗ひそう雨もうふさびぬ此茶やをもりみぢさまの浅世の時ち所
せたもうでほきゆくのごうてゆぎうひ〜ふとう〜の春いよ彩げむ〜ふかうきのごと

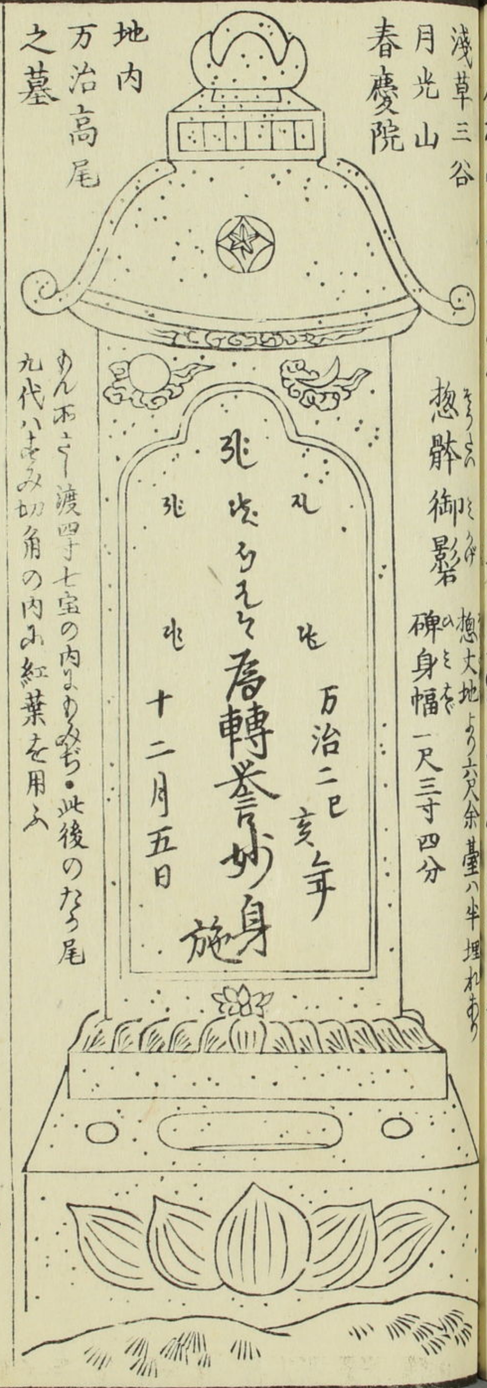

惣髯御影　惣丈地より六尺余臺八半埋れあり
碑身幅一尺三寸四分

碑面右の横蓮台二げ左りの横蓮台

按ふ此高尾十九を一期とおもへれば妓とありて物の心をわきまへつるハ僅に四五年あるべし然るに種々の奇談あるハ皆後の人の傳會なり弱年の一女子なるにさゝん遺墨遺番を愛するハ好事の余興論をべからざる・此高尾が塚とて別所ふ一碑あるハ没日もたがへり其碑の来由ハ醒斉遺稿百樹補訂の高尾考ふ見えまし

さて髪の一風をはじめたる勝山は侠気あり、とこんて異名を奴かつ山とて世に名の高き事、緒書に教見せ其の中に称まべきは

「万治のころ奴勝山とて髪の一風も伊達の名をえらぶ中の外親に孝心あて流行せり」比丘尼とて順禮の者共あり、揚屋の二階をかり切れ所を

昨日昔 字本序に元文三年秋台嶺之隱士洪水とあり 巻二

清斎して、めぐりけると吉充の法人よりきぬ今の丸曲をかつ山のくづしとのふい

きて変あり丸曲はかんきよりゆひたぶめ、あり」又

川岡雑談 字本明和九年江戸作 上巻「北廓京町

二丁目山本勘右エ門抱の勝山とのふ遊女あり貞享以前の比なるべし此女いやたの川

竹の身なれども数鴻の乃よ心なく又仏法を伝ど世常迅速の浮世を観ど甚殊勝

なる女なり髪の結やう一流をなして世に多く見を学びかつ山と名付く」とあり順礼

を学びく母の菩提を弔しも仏法を信ずるゆゑなるべし

(二) 丸髷

髪を結ぶ名のしより地より壁百年のち伽羅の油とのふ抱ひでさてのちい髪の

ゆひぶりよさまぐの形も名をなりしるど今学ぶ所まるは・かさねぐ・まるまげ・まるまど

の三様あり此まどかさねぐは下輩の用あり島田は遊を深て用ゆ

他国の田舎なる老女の島田なるもあり

上下老若の目りていと重宝なるは丸髷なり此まるまげをかつ山のくづしとまるはなり

変あり

きのふけむり 字本江戸作序に元文二年 巻二に「今のまるはかんきよりゆひたぶむ」と

あり

かんきよとかるみて あまべらとしたし 続連珠 延宝四年板俳書「丸はまげ」

や丸曲柳髪可道 みどあり 絵れば丸曲も百八十余年およまべ風あり此まど

古図のはなくるは丸髷亜ハ古 唐書五行志に「元和末婦人為圓髻・推髻不設

髪飾」とあ圓髻とは丸まげとまるも又 酉陽雑俎続集 巻三「坊正人名ナリ叩門五六有

丸髻 婉童啓迎云 丸髻とあるは乃丸髷なり西土画ゆもまこえう

(三) 片外の権輿

髪つゆ油あるくはかの筋髷も兵庫もこるむまび髪あり片外も元来は結

髪あり髪もく髪の油ぶきくのゆひぶり書見あまとおれど大なる戯場

○勝山順禮之古圖　縮写

亡兄骨薫集梓行せら[illegible]文化上年甲戌冬
翌年ある貴人より此圖の画軸を
示して画様の説を問せ
玉ひしかど考証勝山ゲ
傳のみあるべ圖ハ
うたがひぞ免けぬ
其のちあよ
引き
二書を
得て
此圖の
さ[illegible]の残氷解せら[illegible]
きの[illegible]とのよハ珎書あるゆ
おゆよ勝山ハ世ふ奴とこのそれて使婦と
のみおゆひぬるふ花街よ在ぞ[illegible]女の
菩提の為よ順礼を学びたるハいみぞき
孝女ありゆゑ[illegible]

寛文八年　伏見町
戊申六月吉
勝山

※寛ど孝心よ
めぐ其圖を
うつして
ちふ残し

京水臨摸

・人物の丈一尺ぞ
極彩色の絹
つみハちふ畧も
重名ぞ

勝山髷之詳圖
・ちふ頭のみ
全圖ハ畧も

○此圖ハ天保二年辛卯の三月廿二日但馬国の人
某より画軸の書を添て高尾ぞ[illegible]れど幾代目ぞや画師乃
傳も尓せと云ハ小袖ゆ[illegible]んざ[illegible]みものみぢの紋ゆゑ
落款ふ宝永乙酉春大和繪師里水圖之とあり高尾ハ十代目繪
師ハのろのぶ門人ぞと考証を記しあるわり

○元禄九年丙子五月江戸板
・女宝藏一名女重宝記巻一ふ此圖あり
かたちふ妾女とあり上の圖ハ宝永
二年也寛文中の一戯妓ゲ創意の
髪の風五十余年世の人ものこゝ
ろハ是もかの島田ふるハ[illegible]る女
裝中の一奇ぞ

あるひは淫里の風をいやしき市婦等が推称して流行せしなり其の中に独り外のみは四百年お京都室町足利家の営中より起りて今は地下に下輩に移らざるはいかにおくめでたき髪の風俗なりける・さて其の起りは足利義政公東山殿と云の北の方妙善院殿の女中衆の変を昏さる

黛中旧記　群昏類従巻四百十四武家之部

「こゝは侍女などせぬ時（按に御前へいでぬ部屋に居る時なり）まさぐりちらどゆく時かのぐ出くてゐるきさたを按に平日もさげ髪なりあかくらんなり　まさのゆひさるを右のうしろのあたりに髪をひけてさて下の結ゆひさるを別ゆひべちの紙にてゆひ結るなり・めるの時のみ」とあり是髪を假に片外にむすびなくをいふなり是ばかりの椎輿なるべき・又元禄元年の板

女用訓蒙図彙　巻三髪の風の条

「かうがいつげは下髪せず奉公人など其の結あをあをひらちらくの有をこれに入てゐるなり又は自分勝手のかうがいをさしたるなり其様なりしるしたる其様なりしるしたる常はゆひ振みあるなるまの世あいだの人柄もあるなり一同竹かうがいつげをまるるなり遊女も下げ髪あるなるべし」

とあり　按に此文かの簾中旧記を勧説まるるなるべし是も片外のたゞまりの一証とまぐ〜はまぐ〜古老の傳をかたるなるべけれども此比及ばるまで簾中旧記は流布

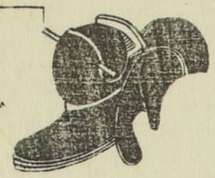

是幷あり

・かうがい髷

元禄元年板・女用訓蒙図彙に此図あり　かうがいを髷にあるなり　此結風ちらちらまる今ちらはあるなり　刺事五十余年のむかしなり此頃の柿枝は百・鯨・象牙などあり今は髪差一のかざりとあるなり

ど其の図をうれば今のかたちぐ〜と事は同くして形容は異なり依て如今のかたちぐ〜は簾中旧紀の説を本拠とまぐ〜

(四) 椎茸たがの椎輿

序文に明和乙酉の歳二年とあるて作者の名は三橋老人とあり写本全五巻書名を寝覚草とのみ隨筆三の巻に「ある老女の物語に奉公せし比京都より下りし女中方の髪を奏たがてを名もあり」と見つるまゝよりたゞ朋輩者うらゆひけるがゆいづるさまをもいふなりしい名もめでたきまゝなるべしと称せり此元女貞享二年の生れなり是を今の俚言に椎茸たがとは髪の黒き様乾る椎茸に準つれん

が見えもあく名もいやげあり「あひたがみそとをそこの足」とあり又あ書引さ女用訓蒙圖彙ゑ御所風と傍注したる圖右の繞ゑ符合も

(五) たがの名義

女用訓蒙圖彙ゑ此圖を御所風とあり是今より八百五十年前御所の垂髪せぬ女中の結風なるべし

本居大人が玉勝間巻八ゑ曰「今の世女の髪ゆひくるしろと左右へもりぶくるしろとつとこのかをあづまもそもなをといふり順集ゑ・いまれゑも神代ゆるゑ名ゑ

紙こゑ髪の結くれのなを」こゑ物結藏用・たがゑのこのとり髪ゑ髪ゑ

つきゑんゑ・金葉集恋の・朝寝髪維ゑ枕ゑなをつけてけさ今朝ゑみゑらゑ

ゑ・なをなをゑ云ゑ但しいめへの枕のゑうなゑ物のゑうでゑるをゑひ

今のいときゑゑ作ゑゑ今按ゑ金葉集の津守国基の哥ゑ右ゑゑゑ髪の

なをゑみゑ髪のつきなゑゑ今ゑ髪ゑいなをゑ髪ゑ以上一条の全文此繞ゑ髪ゑ髪ゑ髪ゑ

て髪ゑ髪の法髪彭脹なる古言ゑ髪ゑ髪ゑ髪ゑ髪ゑ異本「枕のさら」似気無物の条ゑ髪ゑ

かみなをゑる人のあひつみなる」とあり按ゑみなをゑ撓の義ゑり契沖法師の河社

ゑ「今も山里のゑく山の紅ゑてなをゑみなるゑうの西茂ゑ綱ゑり」とあり和訓栞

ゑも大和ゑ島こゑのなをこゑゑ人ゑあゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑ

みゑ茂名ゑけてゑゑ名也又つとゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑ

の道辺ゑゑ今も坂をたをゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑ

(六) たがさゝの起立

今より四十年ゑゑ以前ゑたがさゝゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑ

重宝ゑゑ遠々軽便ゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑ

人ゑゑひけゑゑ甚後ゑ也翁の随筆寛政中の作賤のをゑ巻写本をこゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑ

○享保八年京板西川祐信繪本百人女郎ふ此図ハ吉原の遊女見世付の姿ハ下ふ

あげたる図の天和四年より此頃ハ三十年後ハ此頃ハいろ〳〵花美ふ

ハいろ〳〵袖を

ハ髪

ハ櫛

かんざし

飾りもの共今ハ

ハ飯焚の下女ふも

○蜀山翁所藏春画の巻物ふ此図ハ奥書左の如ー依て按ふ兵庫ハ唐輪の変風なるー

慶長十八年末年

八月中旬

○元禄元年板女用訓蒙図彙ふ此図あり

兵庫曲

本書右の如く画体ふー

横兵庫

○此図ハ今弘化四年より五十八年ふ寛改二年家兄の作られたる物の本ふ家兄自画の図を写せり・天明・寛改の比北郭の妓ふる此髪ゆき是ゝ横兵庫とのこと

島田曲

○此図ハ菱川師宣筆天和三年江戸板の繪本ふあり・ふげ島田とてたゆりふこれふるゝんゝ

○天和四年江戸板師宣繪本子の日の松ふゝえたる北里の遊女道中の図ふり此頃ハ髪のかぎり更ふ髪をさげたるも見ゆ帯のた四すぢとゝゆゝのをゝるあそび女さんかくの如ーはのーハかく質朴ふしを

ぬ鯨を作りなる物なり」とありて図を出し傍注に「此物今まれて維持する人もあり」とありてちひさく図せるに寸法をまるさまを多く大小糸トがさりしに一日或貴人より御せに是ハ昔のながけなるよ時代の考証あるべしとあり

○延享年中ながさしの図

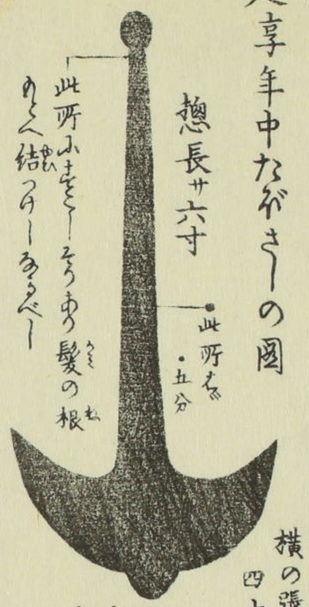

○按ふ元文延享の頃かのながしとて鯨又ハえりのあるまでとり出て結やう流行なる事物ハ見えず此ながけ長サ六寸ある鉄以て其ながの長かりしを知るべし

⑦ ぎんけし

今を去ること六十余年ハ天明より寛政ふころ婦人の髪ハぎんけしとて鯨又ハべらふんどしを綿のつるのやうなる物を作り是ハ髪の毛をかくるぎんを張り出し結人風なり〜年今六十以上の人の知る所なり大坂の俳諧師近伊原西鶴が浮世の比の遺稿を元禄八年ハ板行したる俗つまぐ四ハ振袖の女を多く髪の風着服袋なる物ハ見るまで一ハ系を引て細ハ傍結したる中ハ前髪の所ハ系をもて「きき髪ハ髪くしの系のまがりたる抜櫛入く髪のうらぬきのハ」とあり

野群談　享保二年大坂自筆其頃合作

巻二「当世の女」ハ厨・糸つむぎ・ろくろ・弁当袋のかんぎ・水牛の髪あげ・針鏡入りの巾・孫元結」とあり享保のころもつまげ物ハ物まくらくしの毛ぎんけしの前あり・きそぎんけし油ぎまり・ちりのちり草子どもハある

隨筆元禄ハ江戸ハ菱川師宣ガ絵本宝永ハ元文

西川祐信の絵本婦女の図ハぎんを張出したるハ近き明和安永ハ

鈴木春信江戸長谷川町ハ住ス絵本多くハ見ハ安永八年の系板ハ

当世かぶり雛形　全一冊

そ婦人の半身を多く種々の髪の風を図して一く髷と髪きの名を書したる図二十二種ある中ハぎんけし残ハ全たる図二ツあり周てハ今ハ天明ハ髪を張出し髪の風系ハ流行るハ江戸の市婦ハ寛改享和の比及ハ婦ハ

文化のころ髪さき髪をちいさくふくらめゆひをおとしだしげと唱へく京
のころ京の安永の末の頃より京都にて婦人の髪を高く結ひ
此一風あり
復古しともらべし今の乙女たちの髪たるさま孫しきんとて背の間髮
きみのせり但しかさをまとうまく今もゆきしまり西土の上古にも髪を張出すゆへ風ありしとそ
○安永八年京板
當世かのゝ雛形と
かく書の此図あり
是ゑんぢ髮
全図結風
上に
題して曰
ゑんぢ
ゑんは
そぶこと
ゑやうご

全図を畧して出す

天明七年江戸板
勝川春章筆繪本千代の友に
此図あり是もゑんぢ髮全そゆゆる
髮あり・天明寛政のころゑんぢ
入れぎる女おし

事物紀原巻三に曰「馮鑑後事云晉永嘉中以髮為步搖之狀名曰鬢以
為禮容即今纏髮特髻乃其遺象」とあり然るに西土にもゑんを張
てゆへ風ありしあり

㊇ かのゝの事

かのゝの本名はかぶりとゆへおのれ引る源氏末摘花の巻に九尺のかつら又抛の
草子に七尺のかつら赤毛のかつらなるとのしもみるかのゝありかつらをかのゝとゆへ
八湯巻をゆのゝ内方をうのゝみどゝ庁名をどりてよぶ事東山殿比の女言あり文字更
髮と昏く和名抄に「髮和名加都良釈名に云髮少者所以被助其髮也」と
あるに千年以上ありしし物也又別に髮とのつゝ神代より男女共に髪の
髻にかけて飾とし又は絲まきまるひとを玉を結ぶたてもかつらに成る事日本紀・古事
紀・万葉の哥にも見へたり髮くはは本居大人の古事紀傳巻六黒御髮の解にえ
たり又かつらを中昔はえびかつらともいふ源氏初音の巻花ちる里の上を「当髮

おどもいとけなくまだみけり・やまとだけるまだみけり・やまとだけるまだみけり・やまとだける

今亦然之」とある此文註ハ養老四年の時あり・束髪於額トあるを・訓さまたるふまと訓せてあるハ童髪を飄のかもちふをひみ下げてゆゑ事今も亜徳太子の画像みて考べし・角子とハ乃児髫あり右の文を証とし児髫ハ千百余年おのゝ有りしを考べしかゆうみ古風あるゆゑみ堂上の公達法元服以前の童形の御平日ハ児髫あり片ハ女童のゆゑ女童のゆへ〻を按ずるに潮花ゑろうざるなく男童をうたゝ〻角子よゆハ志め男みも應對をゆゑ〻事の軽便よ考ひ事ゆゑみやゝあるあるみ

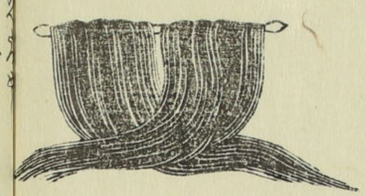

○ゑんみの
安・水八年・板
・當世かめ〻雛形と
の書み此図あり
されバ近世ものもあり
物あり古くハ須恵
と名づく

されバ世風下輩ようゝもいとくめでさゝ
ゆゑをありける○今も文金として島田を高く
ゆゑ考ちも見るも人品よ古風あり品も下
輩へゝ考ゝを此風ハ泡影記此書ハ元禄元年より延享元年まで三十七年の筆記写本自序み武陽・駿河・伊勢・尾張文全部「まげ髪」を揚結紙

文金と称ス元文丙辰年より元文元年世人好之」とあるハ文金の島田ハ今より百二十年まへよりあるへ〻風あり

十一 今の髪の状ハ古風なる証

新撰字経此書ハ今より千年ハ
ちゝ字書あり
み髪髪寧を不久太女利と訓より後のゝ行あり

塵嚢抄 み髭鬚をふくだむとあるを

うたゝ物語国のまゝ「みぐしのこと御髪御寝
ふくだあれどいとちくうちくしげあり」又源氏紅葉賀「ちゝのうちふく
だあ三へるゑんをき」又枕のちうし巻二「髪ハ風よみ考ゝまされてうちふくだみ
皆見寝起ゝ考ゝ而みのへまべふくべむ彭脹撓のゝ〻ゝの髪を枕よ
考ゝて移るゆゑよゑんのゝ考ゝ見る癖のつくゝ也後世ハ殊よゑんをかゝめて飾とな
けん女中心得書東山殿比の聞書み「ゑんのゝゝらめいまゝゝたるべ〻ゝ考ゝ考ゝいゆ心あべ〻」
とあるハ四百年おのゝまべゝゝまへゝゝゑんを出なる也女重宝記み「髪もゆ〻いゞ
ゝ年まゞゝるハ為かゞゝまゝたるゆゝみて見あゝ〻」とあれゞ元禄のむゝのゝもゑんハ

物なれどかのぐんさう流行て甚しくあらうしが世をそれ今の市風の髪ハ復古とそ

十二 おたち結 ・掛巻

今の市婦等蛇盤なる事の状をあつて髪を結ぶをおたちむすびと人其の名義ハ詳ならざれど西土に似る事あり

郷嬢記巻上 揉蘭雑志を引くを和解を

「魏宮庭に一絲蛇あり毎日甄石撓粧時此絲蛇盤髻の形を結石異之蛇の盤を效て為結巧なると天工を奪ふ故石の髻毎日不同号て灵蛇髻と為宮人と互に擬ひとも十に一二を得ざ」とあり おたちむすびもの〻〻女の結ふる是ハ灵蛇髻の名ぞふさう〻かるべき○古語に一鬼街を走ハ万戸追之との人ひと識志ある者豈一鬼ふ狂走せん・物の流行するも鬼の街を走ゞ如し安永の間掛巻との人髪の風流傳廣く二都に行ひ其のとハ

武野俗談巻 「宝暦中浅草寺内お福茶や今の人二十間ばかりの女ありて髪を上ゆゑ掛をさろしまふ巻こそ結けり是を掛巻とて世上の女ゆへ

○掛巻とゆ髪

此図安永七年江戸板鈴木春信画繪本貞操草巻上下二冊の内掛巻の女七人

・掛巻と結び

今市中下輩の妻ふ此風あり

図も主人と下女と掛巻あり此頃京の絵本ふ巻こ有れバ三都ふ見えし

事と云ふ」とあり明和中祇徳が句ふ・掛巻ふ春の柳や二月の月又柳 樽三編・掛巻ハ嫁の身持のくゞり初」こゝらふて真流行ゝるとゝるべしふの事此書を作るふつてもり此女風を習ひいづれよ二百年おいふふもあると一風もとゝ世の風二四十年も変ぜしふ百年以来ハ十年を不期五十年来ハ二年を不待然るふかゝゝぐ〻の二百年かゝゝぐ〻ハ女装中の美事也

十三 貞享年中女の頭ふ飾物十六品

貞享五年京板□□盛衰記巻三「今の女むゝ〻ふつゝ変ぜるを仕ゝ〻く身を〻〻ぶ物の道具数〻ふ首飾ふ上ぐゝふ入用の物十六品あつまづ・髪の

油・髪付・髪の油とびん付を二つゐかぶべし（ハ此ところ）長かのび・小まくら・平髪（今のさけ髪）
・ちのび髪・かうがい（ちゐかんざし）（をぜくざるみて今より百五六十年あハとら）（そうげ）（ぞどのかうがいのみをかんさしハさざしをちらべし）・さす櫛（此ところハ）
のさし櫛（ちいさざし）（かうがいのさし）・茶髪たてらせ・紅粉・白粉・歯黒・黛・まゆまみ・ゆかり頸中
・留針・うきよ清らかさ世あり（日傘）（あるまじきよ此通ぞろ）

（十四）十八九の乙女竹馬あのうて遊び古風

近年物の流行の変速なる八世人の知達ゐあり（ゆゑ）（ゆゑ）ハ女児の智恵づも

いとかきくりけん 一代女 貞享三年大坂板巻一ゐ 此四十年跡まで八女の子十八九までも竹馬ゐ
のり門ゐ遊び男子も定て世五ゐて元服せ一ゐかくもせ一くかなる世や」とゐり 按

ゐ此四年跡まで貞享三年よりハ正保の間をたていひつるゐ一ん見よりゐ今二
百年ゐの女の児八十八九ゐて竹馬の遊びをゐ一なる事いと愚げゐり今の女児ゐ
七ツ八ツゐもゐる遊びハゐ一ざるゐ如一又世五を男の元服の定式とせ一ハ市風ゐ
けるゐ今ゐ一ゐ一ゐ一ゐ一ゐ十年遅以二百年ゐの国解をゐ一ゐ一ゐ一ゐ髪の事ゐ

ゐ一ゐ一ゐ一ゐ一

皆切之なり此時驚問妻曰太上大臣と中人の御炊み切髪を交易てかの長髢を
仕丁してみるハ今なるものと云り妻敢て歎愁の気なく常の如く咲ひ」本朝漢文摘要和解

とあり西土にも駢事あり

世説賢媛之部

み「陶侃少くして大志あり家酷貧し母の
湛氏と同居を同郡の范逵とゝ孝廉後者あまさつまて陶侃ゞ家に宿りけり
時に氷雪積日侃ゞ室如懸磬なれバ衆客の食に窘けまゝ侃ゞ母頭の髪を
こそ地に委ねゞ客ゝ客ゝを截て二ツの髪髪一作髢とゝして賣数斛の米とゝ柱を
斫て薪と為薦を剉て馬草と為精食を設く徒者まゝ之き所ゝ」摘要按ずに和解・明智

新続古今集 俳諧哥部

「あゝ
光秀浪居の北友来り一時光秀ゞ妻髪を賣て酒に代ふ」を実跡とす
物ゝ云ふ人ゝ恐くハ件の惟成陶侃らゞ事ゝ
志ありける女のをとこに髪切られなりと聞てけるゝ大蔵ゝ亂材哥千早振
かみもゝるゝをゆゝだるゝ木綿結ふ者」とあるハこゝろゝ女ゝのゝ
男に髪切られるゝゝんゝゝ今もあるめり又ゝのみゝゝ貞の為よせ中平ゝ

夫婦同棺の条

「軍士李青ゞ妻春児年廿夫疾革ゝ顧て妻に謂吾治汝
其善事後人春児ゝ涕泣ゝて髪を截て信を誓ひ再適ざるを示す夫死て喝匠
人棺を大に造せ自経死ゝ里人大に憐夫と同棺に葬り」とあり此輟耕録の

輟耕

作者曰「此事至正朝戊子歳に有しゝ事也此張春児ハ寒微く生長て礼節に閑
けるゝども尚夫婦の大義を知ゝ如此世の名門巨族を顧に動衣冠を以自眩夫
の骨未寒有求匹之念萌者ハ芝等の人ハ張春児を見て少ハ夫婦の義
心を知き」とのゝたまへるゝ

琵琶記

に蔡伯皆ゞ妻髪を賣て親を
葬ゝ事孝と貞とかの張春児と美名を並べゝ

楊貴妃外傳

に楊貴妃妬婦
なりゝ玄宗に寄ゝ歩ゝ時玄宗の心をもうゝかんとて髪を截ていひけゝるゝ
身にある物ハのゝゝゝゝ君の賜ゝ独り髪の毛のみハ父母の賜ゝゝゝ見て奉るゝ
ゝゝゝゝれバ玄宗貴妃ゞ髪を見て心とけまゝく貴妃に惑溺ゝゝゝゝゝゝ又

全唐詩話 巻二

に唐の世貞元年中太原とゝ所の妓陽譽とゝ妻情人と婚を
約ゝけるに情人都へかゝる附のひけゝハ吾家よりゝゝゝ相迎んとて家ゝ敢ゝゝゝち更に

青信ありけるまゝ故これをあらひて不已洗ひ水疾とありて甚しく洗し附甚髪を双
箱に藏め女弟に習く歐陽生いふ可以為信と云へり一時を老人絶筆て逝
ぬとあり本朝の事型のごとくなれとこゝに它の昏に世事こんなりさまゝ情の為に
双髪事西土にては千年のむかしもあしし事也○按もく元ん つ事油とのゝ物いでゝ
のちは髪の形種々あり中に西型の髪の事似たるもあり考ふるに書見の
古風もうしなひ如へまどうきされば皆棄つ・髪の事はこれ終る

(十六) 水油の古名・さ絲かづら

神代は燈火もまゝ油あり事明し髪に油を得ざれば結る物ゆ名神代も水油は
はまりたりけんはまゝ物あはこんぞ人王にいたりては中昔のことゝ

和名抄 容色の部に

「澤釋名曰人髪恒枯悴以此令濡澤也俗用脂絲二字和名阿布良和太」と
あり釈名とのゝ昏は洪の劉熙が作ゆ名和洪とも脂を絲に濡して洗ふ事乃
古き紙ゝ今も市中に男の髪結とのゝ者垂めく物に絲を脂に水油を

加へて洗ふゝ此千年以前にありける澤あり後世のは白ひ人の水油もあり一とこゝに

今物語 六百余年の古書に

「待賢門院の堀川・上西門院の兵衛・をとゝひ夜ふく
ゝまでけしをみけるに火の消えさうけるに成さたりれば世ま
かうだくみをひけるを堀川・やはり火をたゝ物にいとひたりれば
・兵衛・てもじがらの香や自ゝんとつけたりいとゝ香ろうけり」とあり 土清翁が和訓

栞に此事を引て「寒夜の節会などに丁子の油をもて額に塗りて此事あり 近世にいたりては五味子 藤の実の油 蔓の油也
をみゞく切て筒に水を入て刺浸もりけば粘汁出るを今のぎん出とのゝ油を洗
ふ事に用ひるゝ絲かづらは八十年前までは事はの書にあま
さ見へるゝ此五味子を一名美軟石とも云ふ 能狂言烏帽子折の髪を結まる

西の園 に「此間のあるゝ事ぐんせ髪ぐ」

北条五代記 巻三 に「髪はぐるん世髪
なくつけまげ」又「髪はぐるん世髪
なくつけまげ」とこゝとれば古くもありへ物とこゝろ

近世著聞集 万治二年板

「背髪付油ゆ時代も男女とも美軟石のぬめりをもて髪をゆひ也」とのゝ

又ぶんうきとものつう俳昏 [二さ車] 正保三年板雜舟撰「真風よ岸の柳のあらひ髪 付・ぶらんかつらい乳母が歳玉」又 [塩尻] 享保の比尾張の人天野信景しの人博学なる翁の作写本百巻の物写本なるべし巻目さらさらもなのもとこころも八巻十

み天文以前の武士の風俗をいる下ふ「又五味菖をもて今の男女盛よ髪を

かるむ是も中世よりせ〜事とぞうんうる頃日ハ三州某の谷ぶらんかつら取作くし

けるとぞ京師雑彼東都いさら也所くの都会ならび田舎のまくまを婦人是を

用ひざるふう〜とうや是も一時の妖艸とのべきみや」といとれる此作者矢野信

景翁ハ行年七十三ゆて享保十八年癸丑九月八日卒らまて一人ゆれバ寛文元年の

生也依てなるべよ百巻ある物の第十巻ハ此頃とあるハ恐らくハ此翁盛りみ

世を廻る元禄のまよりふ徳あうのまの事なるべ〜此頃及ハぶん付油のつらあり

時なるとぶんうのうちしかりしハ古風の残もるるうん [物類称呼] 巻三「さ絲のうら

大坂ゆて・ぶんさう・東国ゆてぶらんのうら・出雲ゆてかつら・伊勢辺ゆて

・うらぶ・出作ゆて・ものりかつら」とあるべ諸国ゆても用ひ〜とうんうう今の女中も

ぶん付の外ゆまた油ぶん出〜の重宝ゆまたべ五味菖の名八百人一首ゆ知る所み

ふうん享保十年不角撰 [百入染] 一名俳諧百人一首とて百人一首の句をたちまたるる集

の中ゆ三条右□臣を「花ちいざ都帰子ゆさ絲うたう」是ゆさ絲うたう

ゆ〜一説とまべ〜此外ゆも撰証ゆまたゆまたゆ例のうるう〜

⑰ ぶんつけ油の権輿

人王四十六代孝謙天皇の御世天平勝宝の年間諸樂の業師寺の池門景

戒ゲ作りたる [日本霊異記中巻] ゆ「敏京の元興寺村ゆて行基大徳・人とのが知シの弟子

信厳法会を備行基大徳を請ひ奉りて七日下是説法あり道俗集りて法を聞

聴衆の中ゆ有一女子髪ふ猪油を塗たる居中法を聞く大徳これをこらゆて

嘖言く我甚鼻哉彼頭ゆ血を蒙たる女遠く引棄よ女大ゆ恥て出羅云〜」

本昏洪文とのり按ゆ往古ハ天皇の供御ゆも獣肉を奉りし事国史えとれバ

下賤らゆ獣肉を食ふい常ゆ多べりれバ右の女も手ゆちるき猪の油をなま塗ゆ

つけたりなん它の女も又然らん是髪洗ふ油の萌千百余年外のあり因云

古今著聞集 巻二 教訓部中の

天平勝宝二年行基没とあり按ふ行基大徳ハ泉州の人百済国の王の胤聖武帝の御時の人也天平七年ハ大僧正と云ふ是大僧正の權輿也遷化のちハ大菩薩の号を賜ふ

十八 塗髪膏の沿革

髪ハ塗膏のえ[illegible]まり時然る撿沁ハえざれども甚事のえんなる近古の書どもを集て考ふるに寛永年中武家に仕へく奴と唱へ者頬髭を生たく上へかたもあげ面点に剛侠を示す事ありけるハ此の髪のたれさがるを蝋燭の流れるハ松脂をいたて膏ハ作りたる紙髪よりたるそ今のもん付の權輿なるべき蓋奴がをを作る事ハかの淀御に仕へる女の

お菊物語 字本

ようなる事なりさて奴が髪ハつ〜事ハ

落穂集 大道寺友山翁寛文中の軍記字本巻十 ハ寛永

の末正保の間の事を云下ハ

伽羅の油ハ前髪豆の・児小姓ハ格別其外ハ上下共ハ年若き男の髪ハ油付る事ハ[illegible]ぬるき長ハいと[illegible]

按ハ[illegible]

其時代ハ[illegible]ハ絵持ハ有之ハへとも[illegible]・徒・若堂・中間・小者頬ハ[illegible]有之ハ其輩蝋燭の[illegible]紙[illegible]松脂を加へ伽羅の油と名付用ひハ其節も伽羅の油入用ハ[illegible]

伽羅の油店ハ[illegible]

物語 此屋ハ新見傳左衛門正朝入道法入公翁行年八十歳のとき享保十七子年九月見聞ス

往事を筆記せし物也写本ハ流布せり去々年或人八十翁物語と題して蔵板せる

「むかしハ按ハ[illegible]ハ此時より六十年ハ寛文ハ伽羅の油一生付ざる人多し付る人ハ[illegible]下り又ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

天神前ハ一ヶ所神田明神ハ一ヶ所又亀屋と云一ヶ所麹町ハ二ヶ所牛込ハ笠屋と云一ヶ所江戸中六ヶ所ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

一ヶ年ゐ分切る人もあり二年三年ゐ分切るもあり其れを又伽羅の油分る人とて
笑ひ恠しる者る所ゑ茶髪のある若衆ハ多く分る右の貝茶貝ゑ一ツの油を大々二タ
月ゑどゐ分切る或人の子息十五六歳の若衆右の貝ゑ一ヶ月の油を一ヶ月ゐ
分切りとて取り沙汰する程也恠まゆゑ伽羅の油分るハ恥のもうゐて藥の絡やう
見事多ハ伽羅の油の庇多くんと見ゑて笑ふ人あるゑ多くハ分ざるゑどて拙言文
を尤多く爭ふ事あり今ハ按ふ享保中大なる貝ゑ一ツの油を二三度ゑ分るゆゑ江戸中ゐ
伽羅の油賣所多し女中猶以分る也上一条全文おゆゑ伽羅の油ハ寛永の中比
下輩の手より起り廿年の後明暦ゐいたりて遊女ゑどハつのたりけん玉海集明暦二年
板俳書「薫まとハ伽羅の油ゐ花の露」又箕山大鏡京人呑舟軒箕山作自序ゐ延宝三年とあり「ぶん分油松
脂煉ハ髪粘てゐる蝋ゑ用ゆべし」又続暗人傳の中松岡恕菴の傳中ゐ
東涯蝋燭の流を我奴僕ゑ与ふ多くの人之を問ひける ふ先生曰ぶんつけの為
ありと答ふ事を考る按ふ先生ハ宝暦を盛んゑ歴る人なれば京ゑて ぶん分

高ふ店もあり所ゑれど質素の家ゑハ多く拙くの多ゑまて私ゐ製て用ひ一とゑ
以国酔の古朴多くしゑ考るゑおゐ引る貞享五年板□□盛衰記ゐ女の頭の
上の物十六品ありとて数へ中ゐ髪の油ぶん分とハ此比及ハ地女の容色を飾
るゑ多くぶん分を用ひ一とゑ多くゑまゑ今のごとく婦ゑて貴賤の必用ゑハあらざり
けん世間娘気質正徳未京板一「ゑのち女のまやらの油ハ遊女の外多くし」又
翁艸巻五天明六年板「伽羅の油昔ハ某種屋ゐて高ひ男の髪ゑ多くゐ一つゐ女ハ絲
ゑ多くゑ多くゐ物ゑて月ゑ多くゐ結ける中ゐ臭気もいとゑ奇而多しゐ四五十年按ふ元文の比を考る
次素男女ゑ多くゐ頻りゐ油を用ひ元結ゐ以前ハ貴賤ゑ紙縷ゑて結ける事今の
風俗ゑ多くゐ高ぶ油元結の居ゑ次第ゑ多くゐ出来る」又我衣前西鶴字本の物「伽羅の油
寛文年中糀町へ谷島主水ゑ多くハ女形油見世を出ゑて日本橋室町一丁目へ若衆方・中
村数馬油ゑ紙出ゑ浅草虎屋市之進ハ多くゐのち也其頃武士ハ按ふ元文寛文ゑ一油
つけ是ゑ町人百姓ハ不用ゑ徳ゑ多くハ蛤貝ゐ一両入三両入曲物ゐ五両入上油一両ゐ分

代二十二文極上白ひ油一両代二十六文黒油四十文此上いなし」とあり髪の油

町人百姓ハ不用とあり然今の若人らいぶくるめをと寛文ハ二ハさう也以下ハいさう

下る今より百四五年以前宝・永正徳あたりの板本の絵とものをるみ俗ハ甚日あぜをと

以男のもうあるハ多髪の根ハ元ゆへのみ多ハ芸れも芦縄あて義髪も用ふ女も

絵りう 季ーくハ元結の条ふのべし 百姓ハ藁あて髪をゆひ ゆゑ名ハ

見らハ書面ふ くくりう○ゆの見ぶ茶友ふ茶店の隠居宗香とて天保元年ふ行年

八十七歳の翁あて頗好事もあり仍るゆゑ

茶種屋まて伽羅の油を賣りしとのハう

きく作さんありやと問ふれハ翁いてく吾家ハ

粹あて四代茶種屋あり吾父ハ宝永二年の

生まれあて七十七あて天明元年ふ没せう

吾若年の比父が給りしハ今伽羅の油

○元禄年中の江戸板横本・諸芸写ふ此図あり年号ハ

後の狂商けづて新坂ふゆゑくー物とこあれど元禄三年

の板なる証文中ふ見えたり

・此図ハ芝宇田川町花露屋

喜左ヱ門異名を せり喜左ヱ

とのひ者の油・ゆのいさを

ゆ雪の画ふ・此ふの事・図

く物語・世事談ふこくう

今も芝神明おまその名残

ふらハ是ゆめぐくー

一ッの家業とありしが元来ハ我が店ふ

丁ふ貴なる物ありとまく其ふてふハ或武家の

中間松脂と地蝋とを度く買ひふくれ

しゆゑ名ふの茶ひ屋ハと尋ねぶ

あるを我らうて部屋のものらぶん分

油ふ作らハのありとのひしが世のち自ひを

なるみよくもうをぶしう 物のち番異屋まて上製の油をうたてふ茶種屋のハ

まくーいまて伽羅の油と名付茶種屋仲間ふ

なりと父ゲとあり茶種屋みそうし 物ふ作らハ

名の残りしハ西都町の下村ならう也と宗番うしい天保元年の事ありき亡兄

芸まあう芸ざ

醒齋翁所藏せう也ー正保年中下村ゲ店の ぶんうたうの引札半紙一枚今よあり

め考ー ね

同標ふ名ふ今ふかとうまめでうを旧家ゆゑ両目の名ふ残りーあうん店おまゆー

ろく□のかんだんあつて其のうへに和らかなるものを世俗にをこしもつて
まのびーが今はうんぞ

本朝世事談 享保十九年江戸板

「伽羅の油は正保・慶安の頃より京室町
髭の久吉賣たりむ其後京三条の宇賀縄を五十嵐江戸にて是の世もーに
るる」とあり其の鏡の・物はうるる両国をうるのも

浮世物真似諸芸尽 此書全三冊

横本江戸板 剣峰の考へ挙なる国中みあり 全部まぐく時鳴あつる物賣りのいひてあるひら
見世物みるの口上を其のもふ紀ーなる物あり其の中のとめづしきいきやあて
見せるべらだーるの見せ物あつて図あり・たてるる懐は大坂下りべらだうとあつて異
体の男唐装束をの手は唐團扇を持来れるかりなるさまを多がけ容貌ゆ
らげよるの用て按ふ世を物のあしるる人の魯純なるべらだうといひるるつひあ
行結とありしとうを元禄間の草子ぞのみ見証あり近年駱駝のこせあるあり江
物の長大みーて便用あるべるる物をらるだとのいかされどらくだは偏て普るるぞべらだう
八方事ふ通ぞるゆゑ百五六十年・来歴して今猶市街の万戸べらだうとの気を

いふざる日はあーー人外あるる畸人の名斯世俗の一結とるるて猶歳とをのちへのつまくきる
人事の一寄事どのるべーべらだうの図考は骨董集之編よのべーー・さて右の書み
せもーー表紙るる店の油のいひてみ「あやさせもーの義は代ーいづまる様のいひ
あづるきやらの油とへばせもーしくと地へせるぞちる中暑並和田川町ま小家あれぞる
かるうみ長完をかまへ代いかをれぞも名頭はかるるぞ花付表や表はるでぞる油は
白ひ黒ひかんかるひやるるひあるひはとて品味るつづまる牛蝋和蝋を作るはぞ表
蝋を表るひ作る白ひちやるのるまかるるるて白き梅の花中暑さて又移る
まーるる油みやーれ・まんてのるをつるぞ松ゆみ・るまべを入ぞるるるるる極よで移るとけ
まーす中暑作用とぞるるませるづるる極よ白ひ入ぞん付五両入ぞ三匁白ひ入ぞ一匁
五分まるつる一両ぞ廿四文半両ぞ十二文小見ぞ六文」下暑とあり地のつよ今麝香香具
るるの商ひみいひらるまるは元禄時代の餘風るるべー

新智恵海 享保九年板中の巻「白ひ伽
羅の油秘方・唐蝋八両・松脂三匁・甘松二両・丁子七匁・白檀一両・茴香四匁・肉桂三両

・青木香三分・まんさうと胡麻の油加減してよく煮ドつめきぬ袋にて漉し

かたのつまりのう三分合せ練る」とあり[illegible]猪の油の亜名あり寿保のころまでは

白の油を洗髪のとき[illegible]戦の油須ゐ塗る事神佛のあたれるうんや[illegible]公卿

として板本ゐのせーハいろゐぞやおゐしるる日本灵異記ゐ猪の油を髪ゐつけたる女[illegible]

行基廿廿の目ゐ頭ゐ血を蒙なる女といそれる今れ髪の油ゐ[illegible]ハあとより松

ゆゐ[illegible]ゐまくさるあるんう〜○まぢ[illegible]油も書くあり[illegible]物とこんて元禄十二年板

なぢと」とあり辰の刻ゐ絞[illegible]是也甚物を高ひなるをいつり又[俳諧菊枕]宝永二年板「湯

あづもの縮ゐ白人ゐ[illegible]油ゐ綱の魚とゐ[illegible]ゐ孫親の妻」さて西土ハ太古より髪と上

ゆゐ園ゐ[illegible]髪の油ゐいと古〜[詩経]衛風伯兮之章「自伯之東首如飛蓬豈無膏沐誰

適為容」とゐ膏とあるハ乃髪の油ゐ[illegible]て後の世ゐいつてハ白ひ[illegible]分白し水

油も[illegible]見あり・此章句を俗解バ伯ゐ東へ旅立ーけるハ髪もよくいやぢ[illegible]

[illegible]ゐ膏ーてうるくゆひ沐ゐどまでへけると雖を適ーて為容さる事せず人月

もつろーと慎ゐ[illegible]婦徳を挙て女子ゐ教ある章句あり此詩経ゐ[illegible]ハ御国の

万葉集の哥ゐ巻十の哥ゐ「[illegible]ハ[illegible]ん掃[illegible]ある玉の小櫛ゐ[illegible]

とあり」紙せ[illegible]て意地ゐ[illegible]近くハ正徳の比井上通女[illegible]「東海の旅

寝の夜ゐ[illegible]ゐ撓もちりゐ曇る秋の月」是ハ学者ゐ[illegible]ゐ章句ゐ[illegible]

[illegible]ん心ゐき婦人ハ旅寝の夜ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]

いさ[illegible]ゐ[illegible]ゐ心ゐ[illegible]ある遊楽[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]

詩経を解ぬ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]

十九　髪ゐ伽羅をとめる

中昔の物語どもゐ衣服ハさうもあり髪ゐ香をとめる変書見ーと多ー後の世ゐ

いろ〳〵もあるあり東山殿の比の物[女装考]「婦入記」写本ゐ「火取香炉[illegible]ハ[illegible]香[illegible]

る物あり[illegible]衣服[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ

アヤツリも遊女さん小袖の髪の伽羅をこめたる事浮夜叉子ぞのあまさこんにと都の風あり延宝五年江戸板 [絵合後集] 俳書「おぐみの麻机ゆめ〻待らん」 白丸髪乱れ

白ひとめさせて」又享保二年京板 [聚入島臺] 巻三「待女郎ハ医者ぞの内方大内のお掛師法ゐ者果てもりまれぬ番木のたのと髪まぢをわるゝ也」 あまらの巳程

まつに物よこんさう・さてあるふよ〻ん分油あり〻しむ〻い髪の結ざる為ハ法ゐ者ハ行

水油ハ白ひ〻ものありつゝんさるゆへも髪ハ臭気あゝべ番木もあるあゝべ

遊女ぞの番木あるも百三十年あハ伽羅の價廉りゆゑあゝん〻ん分油

の極製ハあり〻仮束髪ハ番木あるまゝ書見さるゆゑ〻衣服の番木もあ

ざるハ伽羅の粉ハうとくあり〻しゆゑゆや

廿 元結

・文七元結の名義・元結の起

元結ハ髪ゆゑ必用の物なれバ上古よりもあり俗語ハ浅学ゆ見あるゝ也万葉集

ハ元結をゝみのまたるあるあまさあまとゞ系あるゝ紙縷あるもあゝべ

「和名抄」 容飾部ハ

髪簪和名毛度由比以組束髪也」とあるゝ元結の本義ありされども

女の元結ハむ〻も師と実用との二ッあり今も長かゝの絵元結ハ師常ハ用

ゐる文七元結ハ実用あり飾ゐる人の目ハつき実用あゝ人の目ハつゝ

中背の物結のゐるハ元ゆひとあるハみゐる飾の元結ゐゝ今の文七元結の考

紙ハ髪上白元結

「紫式部日記」 中宮御産の条ハ「おの〻御膳ハ女房八人知らるゝ白き服

盤持連

牡きてかみあげ髪元結ゐるきのゝ中ひてゐたん中畧宮の内待いとめく

元結映

ゐくあゞゆゐあるゆゑだのハ・ゐとゝへハみゐる・かみのさゝをゝ髪ハ

ゐりきさゐ〻て元結」とあり見ハむ〻も御産ゐ七日の内万の物皆白きと用ゐゆゑ

髪ゆゑ〻ゐる元結ハ今の文七元結のゆゑゐる抱ゐもおのハゐれどさゐあゝ俗ハいゑで

今の丈長ゆゑの物の飾り元結なん又 [抱のさゝ] 季吟本巻八 ゐ結つゝ抱・「ゐゝゆひ

ゐる」とある繕注ハ・ゐ目ん年と元ゐ〻ハゆゑゐあゝべむ〻い実用の元結ハ紙縷

みて自作ハゐゐる物ゐゝべ〻猶ゐれと委実ゐゐハ [小大君集] 小大君ゐ三条院ハ仕へ〻女藏人左近也「宮のゐ元

結縷　太夫徒

ゆひ・ようてまつり玉ふ事いたゆをどゞ（死）ん法ゝまつり事を北の方（太夫みてもしなき人みゝわのさゝ）

う也玉ふて（中）畧物の中ゝ（物の中ゝ）ゝをのもの（ゝ）ゝ（ゝ）ゝ（ゝ）ゝ（ゝ）ゝ事ゝ（ゝ）ゝ（ゝ）ゝ（ゝ）

上をうたぐ初のかな絵のかけるとこゝ空地に水をたゝへて池めく深草もく人〜あれば蓼の花穂のえのび・あのみ笛木魚つきこゆる・雨風よつみても虫の声きもきこゆ

大なるの字すうゝるゝ待のかゝるゝ夫なる月哉とあをひし寒さ〻ふ明ゆ北ふうたゝ

寝て炎夏ひぐらしゝ竹の簀迄ひ出て蛍をかぐるもうたゝ

機車こゝの輪ゐて来てゝるせのかゝゝふ

ゝゆゝるゝゝ俳句・文七み寄ゝか庭のかゝゝむ」文ゝみ寄ゝゆゝゝゝ甚角ゞかゝのひゝをのゝ

文七い元禄間の髪匠の名ゝゆゝゝれどゝゝゝゝゝゝゝ戯子中村仲蔵ゞ自筆の

日記み友人柳亭種彦翁ゞ所藏全三巻宇都宮の戯場ゝゝ島山へいる下み「壮而い紙の名所ゝゝ

むゝ文七とゝゝ紙ゝゝゝゝゝ見ゞゝゝゝゝゝゝを元結よせゝ而人みゝけゝ」新ゝひ

ゝい今ゝゝ七十年ゝ安永中の事ゝゝ又本朝世事談享保十九年板巻三み「摎元結寛

文の比始る文七い紙の名ゝゝ」とゝゝ見ゝゝゝゝを紙ゝて文七い紙の名と決むべゝ蓋

紙ゝゝの文七宝永のゝゝ江戸の出店して所〻の空地をかりて元結ゝゝゝゝゝゝゝ

甚角ゞ文七とゝゝの元結ゝ所といひゝゝゝゝゝゝゝ

正徳二年の和漢三才図會に此図あり今より百五六十年おの・元結もなほ長き今とかわらざるを見るべし是賣り物のさまなり

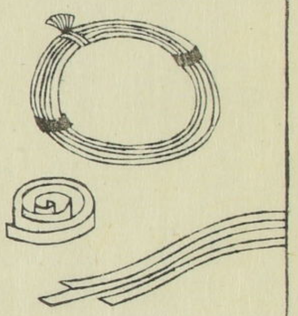

○此図は友人所藏の画軸彩色絵本美人柳下に独立る図疑識なけれど明画と髪の風丸髷に似て且元結のさまもあり ゆゑに髪の人のみ摸しのせり

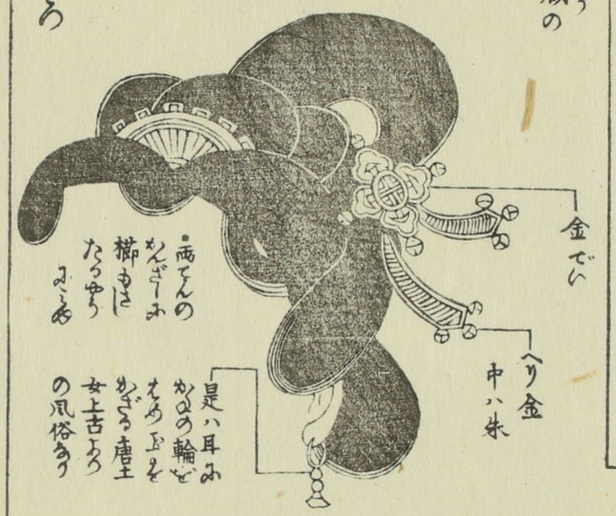

通編画図　百樹男　京水百鶴筆

髻」とあり此外元禄の後うきよ
ざうしにのみ・元結・元結・元結
・元結元結のみまさしくえたり

○西土にも元結あり

事物紀原

に二儀実録を引て和解に「燧人の時為髻但一髮を以て相纏て物を繫縛と云一女禍之女に至て羊毛を以為縄向後繫之後世は易之に絲絹を以て髮・頭巾と名縄之遺状也」とありされば頭巾は

・かつらもしらべられど今つねにゆひの方よ近し絲絹を以てと

いへば也・さもかくも古き物にこそなる元結とあるは組糸の物にて飾なり雅亮装束抄に紙元結といへるぞ実用の物にて今の元結なるべき○さて此者・鏡を始めて櫛より次第して油元結にいたるまでの事はかしこしつるもあれどさこそはまた見よう假粧の事をいとこまかに燕脂鉛粉をさしたるもあれど歯を染て女成りまるは古今の通儀女子の祝ひ事なるべしはまづ此ところをのみべし

和名抄 容飾の部

廿一　御歯黒の起原

黒歯。文選註云・黒歯国在東海中其土俗以草染歯故曰黒歯。俗云波久路女今婦人有歯黒具故取之」とあり是をみ今といひはこの和名抄を作りたる延長年中の事なるべ今より九百廿余年おの女は歯を染たる事明し其以前何の世よりはじめたるか其紀立けん抄物ぞもいとぞ然

ぶゆの色淺学なれど其源を究んと抄りのまづ右・和名抄に見えたる文選の注をこるみ　六臣註　巻五　左太冲が呉都賦に「烏滸・狼臅・夫南・西屠・儋耳黒歯之

酉」とあるを刈注に「夫南特有巧才・衆夷不同・西屠・以草染齒染白作黒云々」又同書木玄虚が海賦に「或汎々悠々於黒齒之邦」とある或李註に「至東南有裸人国・黒齒之民」とのべ此外日本に属て黒齒といひしは・山海経・呂氏春秋・史記趙世家・漢書東夷傳・淮南子・魏志東夷傳・ことごとくみな濊貊国の古書にこざるはいとゞ若は下輩のみ齒を染たる事疑ひなし然るに国史の古書にこそ若は下輩のみ齒を染て上輩に移ざりしゆゑ国史さえざるに彼国より通商するにつけ下輩どもの黒齒をうらやむを傳聞して日月の照せる所日本のみ黒齒あるとてあまねくことごとくそのひけるゝ

扶桑国考

この豊後国の伊波比洋の西南の姫島と云嶋あり黒齒之国といひしは疑なく是也とて小串重威が豊後行禁姫島考をも引りけるとよく考へべき東夷傳にさこそ也外の君にも他の国にもあらべて黒齒之邦と海の賊にもいへども一に島をいひあらべからざる女装の横道なれば深くなどゝ・さて上古に齒を染る一説ともあり人一条あり試よ考られた識者の教を俟つ○吉事記に應神天皇十六年人皇延淡海国越幸時木幡の村に到坐其道衢に比布礼の意富美が娘・矢河枝比賣と云人謙美嬢子を見玉ふて家に問せ給ふて其明日比布礼が家に入坐て御酒盞を矢河枝比賣に玉ふ時の御哥に長哥也「美知尓阿波志・比比斯那須中畧麻用賀岐許・袁陀豆呂迦毎・柳・波那美波志・袁登賣・宇斯呂傳波・百云比ろ迦迩・加岐多礼」下畧・さて此「波那美波志比比斯那須」とのべ言を本居大人が古事記傳巻三十の四十二丁に紐して曰「波那美波志は齒並喙にて齒の並生たる歯なり・比比斯那須は蓼如なり・比の字一ツは若くは衍」中畧・さて此二句は次の一句を隔て和迩の序なり其は九迩て地名を鰐魚に取て此魚の齒の勝て利由なり中畧蓼は云く鋒の如く甚く尖りて刺突物なる故に齒の鋭に譬給へるなり中畧契沖此二句を一句を齒並者如推さて斯は助辞なり齒

並のうつくしきを推をゝべたるが如しとあり。詩云、齒如瓠犀、とも似たることあり。どこ
で此嬢子の齒のことしたるハ非あり又師も師も同其意あて志比比ハ下の比ハ
濁りて美ゝ通ひて推実ゝと云れたるもつゝ〳〵先是若此嬢子の齒をみて
詔るゝべ眉画の次ゝをゝべを此ゝ在てハいかゞ也其故ハ先づ眉と齒とを云ふ
次第も眉ハ先ゝ齒ハ後ゝあるべく又なとひ其ゝ齒を先ゝ紹ふとも若然らば先ゝ
方ゝを序の詞ハあるべとあるゝ先ゝあるゝハ序あるてふとたゞ齒並はと紹ひぞく
久返りて後ゝ眉ゝ長き序ハ初ゝ後ゝあるとあるを左右ゝ見せ嬢子の齒ゝ見てハ
俄ゝ如ゝるとちぞまるなとひ上ハ二ツ御哥ゝ〳〵ん〳〵も齒ハ俄ゝ且斯の助辞も
其徳ゝ〳〵む決て助辞を置ゝ処ゝ非るをや」以上本居大人の説ゝ。扨もく本居
宣長大人ハ天下ゝゆるされる博達ゝ此大人の著書の為ゝ御国学ゝ益く
益を得ると趙璧を得て南夜を照ゝ如〳〵抑の是百樹此大人を師とせぎる
を常ゝ悔此ゆゝ此大人の著述ハ我かゝ〳〵絲〳〵て續。其ゝ中ゝ件の

古事記傳ハ学力を竭されたる物ゝ〳〵一言半句とも金玉の響あるべ雖ゝ惑
ゝ伏せぎるんや然ゝ我ゝ浅学の布鼓をゝして博達の雷門を過ん其愚魯
けるぞ。の「歯並ハ菱如」の説ゝ於て窮ゝ繝く。扨もく応神天皇の件の御哥ハ
山城国宇治郡木幡村の儀ゝ九迹と云ふの比布礼の意美とゝ人の女矢河枝
姫とゝ美人ゝ行遇ひ玉ひ〳〵ゝよりぞ玉ふて名も任所ゝ向ひ玉ふて明日還幸の
時ハ汝ゝ家ゝ入御と紹ひて入御あり。件御者ゝ奉りる解ゝ〳〵ゝ〳〵
とゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

淺学なれど心をふるまひて物のひとつをもみ天皇路まで姫よゆきあひ玉ひ姫がゆたかなる
ひとつまごのたぐひなるぬみ御目とまりてよびとめさせ給ひ仲ふうなる源須比の
まごまよりこゝへ〜にのと歯並も美〜くまして住家をど問ゑ給へ時ハ眉を濃く紅
なるをもよく御らんじ給ふ物よく美人なるまで入坐玉ひ初れもあり〜あるんさるふう
みきのみひらんじなるまゝみ次第〜て「みちよ路ハ美女後姿柳腰
かも。はぶみは歯並。ひく〜か如菱眉画濃眉画垂次。まよかきたれ」と申「まう〜ろまぐ系
二まにのと発ふまもいづまも艶〜かりしゆゑ今日こゝへ入坐てよくくれバらよくくうつ
ふ〜とその御哥なまバ歯を眉の先まもくハ不審とぞおもふ。また又御哥ハ「波那
みえ〜しひロしみを美波斯比比斯那須」一ツの比を衍文とまるとさもあるべ〜。えゝみを歯並ち
めちろんあり。ひたおすを契沖真淵両大人の説をいろ〜とせうまて菱如とあるハ
綸あみまど「菱ハ鋒の如く甚く尖りて刺突物故ハ歯の説みたゝへるあり」と
いひ其余ハ「丸迩て地名を鰐魚ハ取りて世萬の歯のまぐまて利由あり」と

いまれらハいをあゝん姫の歯菱の如く尖り鰐魚の歯のごくあれバらぐう雨美
壌子ハ天皇の御意ハかゝの路まてにきを洗らんとなる仲こハ鬼娘ハと
て逃さう玉ハんけまバ歯並ハ菱の尖りなるを賦せ玉ひるまあるとこ「波那美波斯」
比斯那須」とハ歯並ハ菱の如く光澤ありとて黒歯ハるつやゝかある歯を菱ま
準て称美玉ひるまあるさるう然却のようハ此座神天皇の御世西土ハ西晉
の始祖武帝ハ世まて日本をさ〜て黒歯とのひる件の誤藉どもハ此武
帝ハ時より以ての物なまバ應神天皇の御世も黒歯まる風俗ハあゝ〜
あゝんさまバ此矢河枝姫もまぐろめまるうんとぞおのいるく是則「比斯那須」
を黒歯あゝんとまるの本拠ありきて山海経ハ巻九ハ黒歯夏の禹王ハ作ハ
西土まて古くのひたらかるハ信ぜられまどまづ禹王ハ作とまるまバ御国ハ鸕鷀
草書不合尊の御世あり此須ハ作りとのへ山海経を証とまるまバ黒歯
ハ神代よりの風俗ものべるまどさまバ此座神天皇より

御四代前景行天皇の御時熊曾・建ろく二人王命のあらくはげるを王子ふ確命御父景行天皇の命のよりて御一人をかの二人を討ん行せ給へん御歳十六の時ありて髭ハ生ざりけん抜ぬ由ゆゑ此王子のちの日本武尊と申奉るなり一丈と

古事記見ル

女子の服飾ハ易玉ふ事を

古事記

景行天皇の巻ハ倭姫ともに乙女のさまゆゑかく玉ふ事ゆゑどもまでハ巨細ふ書ざりしあるべ黒歯しまふ玉ふ事ハ

依てなりふ此時かの者を欺得て討玉ひしハかの女をあつめく酒宴する席へ

佐ろ有り玉ひしを乙女と申ひそ戯れなる附の事あるハ此比及の婦女ども有る

風俗ふ必ずしもかの玉ふ事を古事記ふあるべ紙さりふ云ざるを以て推量

まるべ玉ふいひる洪籍ふ黒歯とのひ今の如く天下翕然の風俗ふあるぞ

あらぬ和名抄ふ云ハ千年以上より婦女の黒歯しなるゆ懸ふ今綿

殿蓬園婦女ども て必歯を染ふ云ハ

まりの歯黒ふの事ども いまくふ

○歴世女装考後編目録

○婦女の歯を染る由縁の考

○八百年前の中昔の比及歯くろめ化事 種く

○公卿の歯を染玉ふ由縁

○武士の歯を染ー風俗の来歴

○鐵漿を・か糸といひ・ふ水とも・うき世ハ水ともいひし事

○中昔の比及ふ女子六七歳の比よりくろめ始たる事

○近古十三歳をかね初とする故実

○今の如く眉を拂ふる上古より化風儀ある事

○上古の画眉墨ふて作る事・西土の例ある

○和漢燕脂の起原

○中昔のころ面脂と口脂と二種あるー考

○上古の女は假粧の考
○今もいへどもくの眉といふ名義の考・ぐりくの文字
○和漢のもち頬脂つけたる事・近昔のくぶ・赤子の額紅点事
○ぐふとゝいふ和訓の考・べふをおいろとゝいふ由縁
○鉛粉ハ持統天皇の御時を始とするハ非なる考証
○八百年前鉛粉の形は考証・おしろの古名・異名
○清少納言おしろを濃くつけし事
○西土の婦女おしろのつけゆう
○天竺ハて釈迦如来の在世ぐふおしろあり事
○西土ハて燕脂・鉛粉・膏澤の神の名
○爪ふぐふをさゝせ事・西土ハて婦女指甲を紅く染る風俗
○上古の女衣服の事・手足の飾の事

○布・錦・絹・木綿織の始原
○呉服物といふ名義・小袖といふ名義
○振袖の起立の考・袖儿帳といふ事
○上古ハ於須比といふ女の被り物の事
○領巾・裙帯といふ女の身ハ飾る物の事
○上古より中昔の末までも女ハ下輩も常ハ赤裳を着たる事
○被衣・袿・かいどり・つぶさうぎく・あづまからげの事
○腰巻・湯巻の故実・ゆまき・ふさのといふ名義
○女の膝へうる赤鳥といふ物の事・赤まへぐれ古くあり事
○婦女衣服の文様古今の沿革の考
○今いふ・地赤・地黒・茶屋つゞ・本つゞの名義の考
○揔ゆやうハ文字入の考・中ゆやう・裾ゆやうの起立

○女帯古今の沿革・下げ帯・腰帯の起立
○醒齋翁ゲ・骨薫集より出たる〜・虫の垂絹の補遺
○女の雨衣着る始り・綿帽子・頭巾くきぐの弁説
○中昔韈子を足袋ともいひし事・近古婦女の韈子
○古今婦女の笠の種類くさくの考証・今の日傘の起立
○婦女の履古今の変格・輿の代りに婦女人に負る古風

○婦人雑事之部

○古今婚禮の変格・産養の異同
○北の方・御新造・おかみさま・かあ・ごどの類・女の称呼くさぐの名義
○むすめ・むすこ・せがれの名義・文通のしし・封皮よりと書考
○勤仕の女中ハ・老女・中老・おそたた・おさるおさるひとのハ名目の考
○中昔宮女の合部屋・局の名義

○上古より近き昔までも女の他行ハ必袋を持〜事
○ちり〜ハ位高き女も自衣服を縫裁〜事
○中昔宮女の淫弊・紫式部・清少納言ゲ事
○婦女の心ハ覚ゆべき事のくさぐ

▲右者後編の標目ゆの大方をるを撿證の古図もものまるあり清書の時ゆ説の増補ハとりて標目を更條脚の前後するもあるゆ〜ゆハたゞ心ハなのゆをるつ

ゆゆ著述をるゆハ五ッの富を得ざれバ雄篇を出ぐ〜・一ハ学ハ富・二ハ藏書ハ富・三ハ記憶ハ富・四ハ青年ハ富五ハ閑静ハ富此五ッの中ゆ於て此のまたゞ一ッ少〜く閑静を得るのみ塩米を問ざるを以て此作あり・ゑとより孤陋の著述管見の弁説みまゞ升謬最多りべ〜

玉人の玉を磨く随て磨バ随て光を出て著述の稿を換るハ玉人の玉成

磨くが如しまばゆく稿をかへざれば全澤をるさび吾が此片瓦の作も稿一脱
もくのの讀これば心ゆるざる所多くて続きて後編をも書終んが心閑く且
宅が著述もあれば疎漏は後が補ひをんとて稿を換を茲が前編の筆を拭ふ

俗称　岩瀬涼仙著

歴世女装考巻四　前編之部終

官許

弘化四年
丁未仲秋

大正十年改装